

(別紙)

## 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成30年12月21日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～52-1 省略)</p> <p><u>52-1-1 同 (付表2の2) (通知用)</u></p> <p>(52-2～60 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2 省略)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書 (平成<u>30</u>年分) (第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は<u>持分の定めのない法人</u>に課される贈与税額の計算明細書 (平成<u>30</u>年分) (第1表の付表2)</p> <p><u>2-2-1 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書</u></p> <p>2-3 平成<u>30</u>年分贈与税の申告書 (第1表の2)</p> <p>(2-4 省略)</p> <p>2-5 平成<u>30</u>年分贈与税の申告書 (第1表の3)</p> <p>(2-6～7-2-2 省略)</p> <p><u>7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]</u></p> <p><u>7-2-4 同 (別表)</u></p> <p><u>7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]</u></p> <p><u>7-2-6 同 (別表)</u></p> <p><u>7-2-7 特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (付表)</u></p> <p>(7-3～7-5 省略)</p> <p>8 平成<u>30</u>年分贈与税の修正申告書 (第3表)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成30年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～52-1 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(52-2～60 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2 同左)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書 (平成<u>29</u>年分) (第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団又は<u>財団等</u>に課される贈与税額の計算明細書 (平成<u>29</u>年分) (第1表の付表2)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2-3 平成<u>29</u>年分贈与税の申告書 (第1表の2)</p> <p>(2-4 同左)</p> <p>2-5 平成<u>29</u>年分贈与税の申告書 (第1表の3)</p> <p>(2-6～7-2-2 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(7-3～7-5 同左)</p> <p>8 平成<u>29</u>年分贈与税の修正申告書 (第3表)</p>

(9 省略)

9-1 平成30年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）

(9-2～28 省略)

(第4～第7 省略)

## 第8 納税猶予関係

(1～7-2 省略)

7-3 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書

(8～26 省略)

27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は10号）

(28～31 省略)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）

(33～83-19 省略)

83-19-1 同（付表2の3）

(83-20～83-30 省略)

83-31 相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

83-32 同（付表1）

83-33 同（付表2の1）

83-34 同（付表2の2）

83-35 同（付表2の3）

83-36 「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧

83-37 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

83-38 同（付表）

83-39 「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧

83-40 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

83-41 同（付表）

83-42 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

83-43 同（付表）

83-44 「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」の添付書類一覧

(9 同左)

9-1 平成29年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）

(9-2～28 同左)

(第4～第7 同左)

## 第8 納税猶予関係

(1～7-2 同左)

(新規)

(8～26 同左)

27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は9号）

(28～31 同左)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）

(33～83-19 同左)

(新規)

(83-20～83-30 同左)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

83-45 <u>農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書</u> (84～93 省略)	(新規) (84～93 同左)
93-1 <u>非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 (特例措置)</u> (94 省略)	(新規) (94 同左)
94-1 <u>特例認定 (贈与・相続) 承継会社に関する明細書 (特例措置)</u> (95 省略)	(新規) (95 同左)
95-1 <u>納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 (特例措置)</u> (96～97 省略)	(新規) (96～97 同左)
97-1 <u>非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除) (特例措置)</u>	(新規)
97-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除) (一般措置)」の添付書類一覧	97-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除) (一般措置)」の添付書類一覧
97-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除) (特例措置)」の添付書類一覧	(新規)
(98 省略)	(98 同左)
98-1 <u>特例認定 (贈与・相続) 承継会社に関する明細書 (免除届出用) (特例措置)</u>	(新規)
(99 省略)	(99 同左)
99-1 <u>納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 (免除届出用) (特例措置)</u>	(新規)
(100 省略)	(100 同左)
100-1 <u>非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (贈与による免除) (特例措置)</u>	(新規)
100-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (贈与による免除) (一般措置)」の添付書類一覧	100-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (贈与による免除) (一般措置)」の添付書類一覧
100-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (贈与による免除) (特例措置)」の添付書類一覧	(新規)
101 <u>非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (破産等免除) (一般措置)</u>	101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (一般措置)
101-1 <u>非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (破産等免除) (特例措置)</u>	(新規)
101-2 <u>非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (災害等免除) (一般措置)</u>	101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (災害等免除) (一般措置)
101-3 <u>非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (災害等免除) (特例措置)</u>	(新規)
(102～102-1 省略)	(102～102-1 同左)
102-1-1 <u>非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 (特例措置)</u>	(新規)
(102-2～103 省略)	(102-2～103 同左)
103-1 <u>非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 (特例措置)</u>	(新規)
(104 省略)	(104 同左)
104-1 <u>特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (特例措置)</u>	(新規)
(105 省略)	(105 同左)
105-1 <u>特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基とな</u>	(新規)

<p><u>る特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）</u></p> <p>(105-2～105-3 省略)</p> <p><u>105-3-1 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）</u></p> <p>(105-4 省略)</p> <p><u>105-4-1 租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）</u></p> <p><u>105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）</u></p> <p><u>105-6 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）</u></p> <p>(106～120 省略)</p> <p> </p> <p>(第9 省略)</p> <p> </p> <p style="text-align: center;">第10 更正の請求関係</p> <p> </p> <p>(1～3-1 省略)</p> <p><u>3-1-1 同（次葉）（相続税一付表2の2）</u></p> <p>(3-2～6 省略)</p> <p> </p> <p>(第11 省略)</p>	<p>(105-2～105-3 同左)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(105-4 同左)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(106～120 同左)</p> <p> </p> <p>(第9 同左)</p> <p> </p> <p style="text-align: center;">第10 更正の請求関係</p> <p> </p> <p>(1～3-1 同左)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(3-2～6 同左)</p> <p> </p> <p>(第11 同左)</p>
---	--

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
23 同（第12表） 50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用） 51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用） 52-1 同（付表2）（通知用） 52-1-1 同（付表2の2）（通知用） 52-2 同（付表3）（通知用）	様式1のとおりとする。 様式2のとおりとする。 様式3のとおりとする。 様式4のとおりとする。 様式5のとおりとする。（新規） 様式6のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分贈与税の申告書（第1表） 2 同（控用） 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成30年分）（第1表の付表1） 2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（平成30年分）（第1表の付表2） 2-2-1 相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書 2-3 平成30年分贈与税の申告書（第1表の2） 2-4 同（控用） 2-5 平成30年分贈与税の申告書（第1表の3） 2-6 同（控用） 3 平成 年分贈与税の申告書（第2表） 4 同（控用） 5 死亡した者の平成 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書） 6 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 7 同（控用） 7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕 7-2 同（別表） 7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕 7-2-2 同（別表） 7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式7のとおりとする。 様式8のとおりとする。 様式9のとおりとする。 様式10のとおりとする。 様式11のとおりとする。（新規） 様式12のとおりとする。 様式13のとおりとする。 様式14のとおりとする。 様式15のとおりとする。 様式16のとおりとする。 様式17のとおりとする。 様式18のとおりとする。 様式19のとおりとする。 様式20のとおりとする。 様式21のとおりとする。 様式22のとおりとする。 様式23のとおりとする。 様式24のとおりとする。 様式25のとおりとする。（新規）

7-2-4 同（別表）	様式26のとおりとする。（新規）
7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式27のとおりとする。（新規）
7-2-6 同（別表）	様式28のとおりとする。（新規）
7-2-7 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）	様式29のとおりとする。（新規）
7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）	様式30のとおりとする。
7-4 同（別表）	様式31のとおりとする。
7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書	様式32のとおりとする。
8 平成30年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式33のとおりとする。
9 同（控用）	様式34のとおりとする。
9-1 平成30年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	様式35のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式36のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式37のとおりとする。
12 同付表	様式38のとおりとする。
14 平成 年分農地等の贈与に関する確認書	様式39のとおりとする。
15 平成 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式40のとおりとする。
16 同付表	様式41のとおりとする。
18 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式42のとおりとする。
18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）	様式43のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式44のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式45のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式46のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式47のとおりとする。
3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】	様式48のとおりとする。
5 造成宅地の譲受け承認申請書	様式49のとおりとする。
7 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕	様式50のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式51のとおりとする。
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式52のとおりとする。
20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】	様式53のとおりとする。

21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式54のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式55のとおりとする。
23 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式56のとおりとする。
24 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）	様式57のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式58のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）	様式59のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式60のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式61のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式62のとおりとする。
34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式63のとおりとする。
36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年4月1日以後贈与用）	様式64のとおりとする。
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）	様式65のとおりとする。
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式66のとおりとする。
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式67のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式68のとおりとする。
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式69のとおりとする。
43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）	様式70のとおりとする。
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	様式71のとおりとする。
47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式72のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
4 贈与税の納税猶予の継続届出書	様式73のとおりとする。
4-1 相続税の納税猶予の継続届出書	様式74のとおりとする。
5 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）	様式75のとおりとする。
7-3 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書	様式76のとおりとする。（新規）
8 特例農地等の異動の明細書	様式77のとおりとする。
19 貸付特例適用農地等に係る継続届出書	様式78のとおりとする。
24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式79のとおりとする。

26 代替農地等の取得価額等の明細書	様式80のとおりとする。
27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は10号）	様式81のとおりとする。
28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式82のとおりとする。
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	様式83のとおりとする。
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）	様式84のとおりとする。
75 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	様式85のとおりとする。
79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	様式86のとおりとする。
80 同付表	様式87のとおりとする。
82 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	様式88のとおりとする。
83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	様式89のとおりとする。
83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	様式90のとおりとする。
83-14 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	様式91のとおりとする。
83-15 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	様式92のとおりとする。
83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式93のとおりとする。
83-17 同（付表1）	様式94のとおりとする。
83-18 同（付表2の1）	様式95のとおりとする。
83-19 同（付表2の2）	様式96のとおりとする。
83-19-1 同（付表2の3）	様式97のとおりとする。（新規）
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式98のとおりとする。
83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式99のとおりとする。
83-31 相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書	様式100のとおりとする。（新規）
83-32 同（付表1）	様式101のとおりとする。（新規）
83-33 同（付表2の1）	様式102のとおりとする。（新規）
83-34 同（付表2の2）	様式103のとおりとする。（新規）
83-35 同（付表2の3）	様式104のとおりとする。（新規）
83-36 「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧	様式105のとおりとする。（新規）
83-37 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書	様式106のとおりとする。（新規）
83-38 同（付表）	様式107のとおりとする。（新規）
83-39 「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式108のとおりとする。（新規）



83-40	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式109のとおりとする。(新規)
83-41	同(付表)	様式110のとおりとする。(新規)
83-42	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書	様式111のとおりとする。(新規)
83-43	同(付表)	様式112のとおりとする。(新規)
83-44	「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」の添付書類一覧	様式113のとおりとする。(新規)
83-45	農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書	様式114のとおりとする。(新規)
84-1	相続税の免除届出書	様式115のとおりとする。
93	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)	様式116のとおりとする。
93-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)	様式117のとおりとする。(新規)
94-1	特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)	様式118のとおりとする。(新規)
95	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)	様式119のとおりとする。
95-1	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)	様式120のとおりとする。(新規)
97-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)(特例措置)	様式121のとおりとする。(新規)
97-3	「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)(特例措置)」の添付書類一覧	様式122のとおりとする。(新規)
98-1	特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)	様式123のとおりとする。(新規)
99	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)	様式124のとおりとする。
99-1	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)	様式125のとおりとする。(新規)
100	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)	様式126のとおりとする。
100-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)	様式127のとおりとする。(新規)
100-2	「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)」の添付書類一覧	様式128のとおりとする。
100-3	「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧	様式129のとおりとする。(新規)
101	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(破産等免除)(一般措置)	様式130のとおりとする。
101-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(破産等免除)(特例措置)	様式131のとおりとする。(新規)
101-3	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)(特例措置)	様式132のとおりとする。(新規)
102-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書(一般措置)	様式133のとおりとする。
102-1-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書(特例措置)	様式134のとおりとする。(新規)
103-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)	様式135のとおりとする。(新規)
104-1	特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書(特例措置)	様式136のとおりとする。(新規)
105-1	特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書(特例措置)	様式137のとおりとする。(新規)
105-3-1	災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)	様式138のとおりとする。(新規)

105-4 租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）	様式139のとおりとする。
105-4-1 租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）	様式140のとおりとする。（新規）
105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）	様式141のとおりとする。（新規）
105-6 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）	様式142のとおりとする。（新規）
106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式143のとおりとする。
107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式144のとおりとする。
109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式145のとおりとする。
110 特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）	様式146のとおりとする。
111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減を受けるための届出書	様式147のとおりとする。
113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）	様式148のとおりとする。
114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式149のとおりとする。
114-1 経営困難時における経営委託に関する届出書	様式150のとおりとする。
115 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書	様式151のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2 同（次 葉）（相続税）	様式152のとおりとする。
3-1 同（次 葉）（相続税－付表2）	様式153のとおりとする。
3-1-1 同（次 葉）（相続税－付表2の2）	様式154のとおりとする。（新規）
3-2 同（次 葉）（相続税－付表3）	様式155のとおりとする。
4 同（次 葉）（贈与税）	様式156のとおりとする。
5 同（次 葉）（贈与税－付表1）	様式157のとおりとする。
5-1 同（次 葉）（贈与税－付表2）	様式158のとおりとする。
5-2 同（次 葉）（贈与税－付表3）	様式159のとおりとする。

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」とおり改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center; color: red; margin-bottom: 10px;"><b>農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 75%;">被相続人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div> </td> <td style="width: 5%;">農業相続人</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別</th> <th rowspan="2">田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、貸付都市農地等の別</th> <th rowspan="2">地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別</th> <th rowspan="2">所在場所</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">農業投資価格</th> <th rowspan="2">通常価額 (第11表の価額)</th> </tr> <tr> <th>単価(1,000㎡当たり)</th> <th>価額</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center; border-top: 2px solid black;"> <b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"><b>①</b></td> <td style="width: 15%;">特例農地等の通常価額 (上記①の金額)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"><b>②</b></td> <td style="width: 15%;">特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)</td> <td style="width: 10%;"><b>③</b></td> <td style="width: 10%;">農業投資価格超過額 (①-②)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            5 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            6 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; font-size: 10px;">第12表(平30.9) (資4-20-13-A4 続-)</td> </tr> </table>			被相続人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div>		農業相続人	都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、貸付都市農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額 (第11表の価額)	単価(1,000㎡当たり)	価額					㎡	円	円	円																																																																																																									合計								<b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b>								<b>①</b>	特例農地等の通常価額 (上記①の金額)		<b>②</b>	特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)	<b>③</b>	農業投資価格超過額 (①-②)			円	円		円	円	円	円	<div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            5 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            6 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div>								第12表(平30.9) (資4-20-13-A4 続-)								<p style="text-align: center; color: red; margin-bottom: 10px;"><b>農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 75%;">被相続人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div> </td> <td style="width: 5%;">農業相続人</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別</th> <th rowspan="2">田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別</th> <th rowspan="2">地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別</th> <th rowspan="2">所在場所</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">農業投資価格</th> <th rowspan="2">通常価額 (第11表の価額)</th> </tr> <tr> <th>単価(1,000㎡当たり)</th> <th>価額</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center; border-top: 2px solid black;"> <b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"><b>①</b></td> <td style="width: 15%;">特例農地等の通常価額 (上記①の金額)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"><b>②</b></td> <td style="width: 15%;">特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)</td> <td style="width: 10%;"><b>③</b></td> <td style="width: 10%;">農業投資価格超過額 (①-②)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            4 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; font-size: 10px;">第12表(平27.7) (資4-20-13-A4 続-)</td> </tr> </table>			被相続人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div>		農業相続人	都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額 (第11表の価額)	単価(1,000㎡当たり)	価額					㎡	円	円	円																																																																																																	合計								<b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b>								<b>①</b>	特例農地等の通常価額 (上記①の金額)		<b>②</b>	特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)	<b>③</b>	農業投資価格超過額 (①-②)			円	円		円	円	円	円	<div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            4 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div>								第12表(平27.7) (資4-20-13-A4 続-)							
		被相続人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div>		農業相続人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、貸付都市農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額 (第11表の価額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					単価(1,000㎡当たり)	価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				㎡	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<b>①</b>	特例農地等の通常価額 (上記①の金額)		<b>②</b>	特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)	<b>③</b>	農業投資価格超過額 (①-②)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	円	円		円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            5 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            6 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第12表(平30.9) (資4-20-13-A4 続-)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		被相続人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）         </div>		農業相続人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額 (第11表の価額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					単価(1,000㎡当たり)	価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				㎡	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<b>農業投資価格により計算した取得財産の価額</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<b>①</b>	特例農地等の通常価額 (上記①の金額)		<b>②</b>	特例農地等の農業投資価格による価額 (上記②の金額)	<b>③</b>	農業投資価格超過額 (①-②)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	円	円		円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<div style="font-size: 8px;">           (注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。            2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道筋用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付して、その合計の金額(⑤及び⑥)を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。            3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。            4 ⑥欄の金額を第3表のその農業相続人の②欄に転記します。         </div>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第12表(平27.7) (資4-20-13-A4 続-)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

改正後

〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇

相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

住所 〇〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 税務署長 〇〇〇〇

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

- この通知により新たに納付すべき又は減少する税額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額

Table with 2 main sections: (1) 納付税額又は還付税額の計算明細 and (2) 相続税の総額の計算明細. Each section has columns for '区分', '当額課税額', and '額'.

Table for (3) 加算税の額の計算明細. Columns include '区分', '課税標準', '加算率', '加算税の額', and '加算税の額'.

○ この通知又は決定が申付税額から1年を経過してなお未納の場合、その税額等と同一に納付するべき額がない限りは、税額として納税課税に付した申付により、1年以内の期間、納税の義務を負います。

( ) 数のうち ( ) 枚目

改正前

〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇

相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

住所 〇〇〇〇-〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 税務署長 〇〇〇〇

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

- この通知により新たに納付すべき又は減少する税額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額
納付すべき税額の欄
加算税の額

Table with 2 main sections: (1) 納付税額又は還付税額の計算明細 and (2) 相続税の総額の計算明細. Each section has columns for '区分', '当額課税額', and '額'.

Table for (3) 加算税の額の計算明細. Columns include '区分', '課税標準', '加算率', '加算税の額', and '加算税の額'.

○ この通知又は決定が申付税額から1年を経過してなお未納の場合、その税額等と同一に納付するべき額がない限りは、税額として納税課税に付した申付により、1年以内の期間、納税の義務を負います。

( ) 数のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人... 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = A 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「1.納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計(②-③-④)」欄の右側「(「 額」欄)の額から左側「(当初課税額( 額))」欄の額を減算した額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

- 上記1のAの税額の内訳
イ 申告加算税に対応する本税の額
ロ 重加算税に対応する本税の額
ハ 上記以外の本税の額
ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = B 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第 条第2項適用分)) = C 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分)) = D 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) = E 円

申告加算税の額 (B + C + D - E) 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = F 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第68条第4項適用分)) = G 円
重加算税の額 (F + G) 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(②-③-④-⑤-⑥)」欄の右側「(「 額」欄)の額から左側「(当初課税額( 額))」欄の額を減算した額です。

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人... 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = A 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「1.納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計(②-③-④)」欄の右側「(「 額」欄)の額から左側「(当初課税額( 額))」欄の額を減算した額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

- 上記1のAの税額の内訳
イ 申告加算税に対応する本税の額
ロ 重加算税に対応する本税の額
ハ 上記以外の本税の額
ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = B 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第 条第2項適用分)) = C 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分)) = D 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) = E 円

申告加算税の額 (B + C + D - E) 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = F 円
(基礎となる税額) × (加算税の割合(国税通則法第68条第4項適用分)) = G 円
重加算税の額 (F + G) 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の... 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(②-③-④-⑤-⑥)」欄の右側「(「 額」欄)の額から左側「(当初課税額( 額))」欄の額を減算した額です。

（通知用）

（通知用）

改正後

改正前

相続税の更正通知書（付表2）

（通知用）

租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

平成27年4月1日施行

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区分, 当初課税額, 更正額. Includes sub-table (2) for inheritance tax total calculation.

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区分, 当初課税額, 更正額. Includes calculation steps for tax deferral.

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-6-A4統一)

相続税の更正通知書（付表2）

（通知用）

租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

平成27年4月1日施行

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区分, 当初課税額, 更正額. Includes sub-table (2) for inheritance tax total calculation.

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区分, 当初課税額, 更正額. Includes calculation steps for tax deferral.

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-6-A4統一)

改正後

改正前

相続税の更正通知書（付表2の2）

（通知用）

〔租税特別措置法第70条の7の6（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）及び同法第70条の7の8（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

平成30年分以降適用

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	当初課税額（ ）額	更正額
		円	円
①	特例対象（相続）非上場株式等の価額		
②	特例経営承継相続人等及び特例経営承継承認受贈者（以下「特例経営承継人」という。）に係る債務及び葬式費用の金額		
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）		
⑤	特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）		
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）			
⑧ 法定相続人の氏名	⑨ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑩法定相続分に応ずる取得金額 （⑧×⑨）	⑪相続税の総額の基礎となる税額
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額（⑪の合計額）	00

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	当初課税額（ ）額	更正額
		円	円
①	特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑩×1の⑤/1の（⑤+⑥）） 〔「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の2の2表の同欄の金額〕		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a	②+③-暦年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）		
b	特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）		
④	①+a-bの金額（赤字の場合は0）		
⑤	a-④の金額（赤字の場合は0）		
⑥	特例対象（相続）非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額		
イ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額/1の①） （100円未満切捨て）		
ロ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額/1の①） （100円未満切捨て）		
ハ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額/1の①） （100円未満切捨て）		
⑦	特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）	A	A

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資4-75-12-A4統一）

（新規）

改正後

改正前

相続税の更正通知書（付表3）

(通知用)

〔租税特別措置法第70条の6の6（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

（平成30年分以降適用）

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額		
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額				
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除半償債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）				
⑤	特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）				
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）				
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税遺産総額の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑩）				
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 （⑨×⑫）	⑬相続税の総額となる税額	⑭法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）	⑮相続税の総額となる税額
			円		円
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額（⑬の合計額）	00	⑮相続税の総額（⑮の合計額）	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時特算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a ②+③-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b ④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）			
⑦ ⑥+a-b-⑧ の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑦）（100円未満切捨て）			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-8-A4 統一)

相続税の更正通知書（付表3）

(通知用)

〔租税特別措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

（平成27年分以降適用）

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額		
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額				
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除半償債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）				
⑤	特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）				
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）				
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税遺産総額の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑩）				
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 （⑨×⑫）	⑬相続税の総額となる税額	⑭法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）	⑮相続税の総額となる税額
			円		円
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
			0,000		0,000
法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額（⑬の合計額）	00	⑮相続税の総額（⑮の合計額）	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時特算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a ②+③-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b ④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）			
⑦ ⑥+a-b-⑧ の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑦）（100円未満切捨て）			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-8-A4 統一)



改正後

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) FD4727

住所	〒( )-( )-( )-( )-( )-( )
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名

特例贈与財産分	i	ii	iii
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書の提出・年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①		

ii 一般贈与財産分	iii 一般贈与財産分	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書の提出・年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
配偶者控除額	③	

I 合計	II 合計	III 合計	
前年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③)	④	課税価格の合計額(①)+(②+③)	13
基礎控除額	⑤	各税種の合計額(納付すべき税額(④+③))	14
④の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	農地等納税額	15
⑥に対する税額	⑦	株式等納税額	16
外国税額の控除額	⑧	特例株式等納税額	17
医療法人持分納税額	⑨	医療法人持分納税額	18
差引税額	⑩	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	19
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	20
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑫	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	21

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税法第30条の書面提出有 通信日付印  
 税法第33条の2の書面提出有 専認番号

(平20-10-1-1-A-4統) (平20.10)

改正前

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) FD4726

住所	〒( )-( )-( )-( )-( )-( )
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名
氏名	姓 名

i 特例贈与財産分	ii 一般贈与財産分	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書の提出・年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	

ii 一般贈与財産分	iii 一般贈与財産分	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告書の提出・年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
配偶者控除額	③	

I 合計	II 合計	III 合計	
前年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③)	④	課税価格の合計額(①)+(②+③)	13
基礎控除額	⑤	各税種の合計額(納付すべき税額(④+③))	14
④の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	農地等納税額	15
⑥に対する税額	⑦	株式等納税額	16
外国税額の控除額	⑧	医療法人持分納税額	17
医療法人持分納税額	⑨	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	18
差引税額	⑩	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	19
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	20
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑫	申告期間までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯)	21

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税法第30条の書面提出有 通信日付印  
 税法第33条の2の書面提出有 専認番号

(平20-10-1-1-A-4統) (平20.10)

第一表 平成 年分以降の居住取得等資金の非課税の申告は申告書第1表の又は第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第1表と第一表に提出してください。

提出用

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) (FD4727)

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) (FD4726)

提出用

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) (FD4726)

平成 年分贈与税の申告書(表贈与税の額) (の計算明細書) (FD4727)



改正後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特別贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において30歳以上の人に限ります。)\*が、直系尊属(父母や祖父父母など)から贈与により取得した財産(「特別贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特別税率」を適用して計算します。

特別贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
②の控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
②に対する税額 ※ 下記の【速算表(特別贈与財産用)】を使用して計算します。 (申告書第一表の③欄に記載します。)	D	680,000円

(例) 特別贈与財産 6,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特別贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。  
A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円  
C: 4,900,000円 × 20% (特別税率) = 980,000円 (控除額)  
D: 680,000円

【速算表(特別贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下	超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額(特別税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円	

<ご注意下さい> 「特別税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証明する書類を提出する必要があります。ただし、過去の贈与において「贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるために、関連書類を提出している場合には、この書類を一度の提出のみに提出し、その後の提出は不要とします。当該書類を提出する必要がある場合は、その旨を申告書に記述する必要があります。  
①「特別贈与財産」のみを贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
②「一般贈与財産」と「特別贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特別税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
②及び③の控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
②に対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算します。 (申告書第一表の④欄に記載します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)  
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。  
A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円  
D: 2,900,000円  
D: 2,900,000円 × 15% (一般税率) = 435,000円 (控除額)  
E: 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下	超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,350千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円	

3 特別贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特別税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特別贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】(申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
②の控除後の課税価格【B-E】(申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
②の金額に「特別税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特別贈与財産用)】を使用して計算します。	G	3,660,000円
特別贈与財産に対応する税額【G×A/D】	H	1,220,000円
②の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額【I×(B-E)/D】	J	3,003,333円
税額【H+J】(申告書第一表の⑥欄に記載します。)	K	4,223,333円

(例) 特別贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(C)を控除した課税価格(E)に【速算表(特別贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G、I)について、それぞれ(1)及び(2)のたとおり区分計算し、その合計額(H、J)を計算します。  
(1) 特別贈与財産に対する税額(G)及び②欄の計算  
E: 13,900,000円 × 40% (特別税率) = 5,560,000円 (控除額)  
G: 3,660,000円  
G × A / D: (3,660,000円 × 5,000,000円) / 15,000,000円 = 1,220,000円  
(2) 一般贈与財産に対する税額(I)及び②欄の計算  
F: 13,900,000円 × 45% (一般税率) = 6,255,000円 (控除額)  
I: 4,505,000円  
I × (B-E) / D: (4,505,000円 × (10,000,000円 - 1,100,000円)) / 15,000,000円 = 3,003,333円  
(3) 贈与税額の計算(税額の計算)  
H: 1,220,000円 + J: 3,003,333円 = K: 4,223,333円

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特別贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において30歳以上の人に限ります。)\*が、直系尊属(父母や祖父父母など)から贈与により取得した財産(「特別贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特別税率」を適用して計算します。

特別贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
②の控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
②に対する税額 ※ 下記の【速算表(特別贈与財産用)】を使用して計算します。 (申告書第一表の③欄に記載します。)	D	680,000円

(例) 特別贈与財産 6,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特別贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。  
A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円  
C: 4,900,000円 × 20% (特別税率) = 980,000円 (控除額)  
D: 680,000円

【速算表(特別贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下	超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額(特別税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円	

<ご注意下さい> 「特別税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証明する書類を提出する必要があります。ただし、過去の贈与において「贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるために、関連書類を提出している場合には、申告書第一表の過去の贈与税の申告状況欄に、その提出した年分及び配偶者氏名を記入し、当該書類を添えて提出する必要はありません。  
①「特別贈与財産」のみを贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
②「一般贈与財産」と「特別贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特別税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
②及び③の控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
②に対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算します。 (申告書第一表の④欄に記載します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)  
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。  
A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円  
D: 2,900,000円  
D: 2,900,000円 × 15% (一般税率) = 435,000円 (控除額)  
E: 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下	超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円	

3 特別贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特別税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特別贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の②の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額(申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】(申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
②の控除後の課税価格【B-E】(申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
②の金額に「特別税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特別贈与財産用)】を使用して計算します。	G	3,660,000円
特別贈与財産に対応する税額【G×A/D】	H	1,220,000円
②の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額【I×(B-E)/D】	J	3,003,333円
税額【H+J】(申告書第一表の⑥欄に記載します。)	K	4,223,333円

(例) 特別贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(C)を控除した課税価格(E)に【速算表(特別贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G、I)について、それぞれ(1)及び(2)のたとおり区分計算し、その合計額(H、J)を計算します。  
(1) 特別贈与財産に対する税額(G)及び②欄の計算  
E: 13,900,000円 × 40% (特別税率) = 5,560,000円 (控除額)  
G: 3,660,000円  
G × A / D: (3,660,000円 × 5,000,000円) / 15,000,000円 = 1,220,000円  
(2) 一般贈与財産に対する税額(I)及び②欄の計算  
F: 13,900,000円 × 45% (一般税率) = 6,255,000円 (控除額)  
I: 4,505,000円  
I × (B-E) / D: (4,505,000円 × (10,000,000円 - 1,100,000円)) / 15,000,000円 = 3,003,333円  
(3) 贈与税額の計算(税額の計算)  
H: 1,220,000円 + J: 3,003,333円 = K: 4,223,333円

改正後

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成30年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 委託者
住 氏 (フリガナ) 生年 年 月 日
所 名 月日 明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細
番号 信託の名称 所在地(信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所(相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限りす。)

3 信託に関する権利の明細
番号 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等 数量、単価、財産の価額、あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額

信託に関する権利の価額の合計額等
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額
(注)1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。

4 贈与税額等の計算
④ 信託に関する権利の価額の合計額
⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額
⑥ 贈与税の額
⑦ 外国税額控除後の贈与税額
⑧ 控除する法人税等に相当する額
⑨ 差引税額

(注)1 ①欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
2 ②欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(⑩欄の金額)を記入します。

5 控除する法人税等に相当する額の計算
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額
⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額
⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
⑬ ⑩の価額に基づく事業税の額
⑭ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
⑮ ⑩の金額に基づく道府県民税の額
⑯ ⑩の金額に基づく市町村民税の額
⑰ 法人税等に相当する額

(注)1 ①欄及び②欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ③欄及び④欄は、それぞれ⑥欄及び⑦欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3 ⑤欄は、⑨欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

第一表の付表一(平成30年分用)

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成29年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 委託者
住 氏 (フリガナ) 生年 年 月 日
所 名 月日 明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細
番号 信託の名称 所在地(信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所(相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限りす。)

3 信託に関する権利の明細
番号 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等 数量、単価、財産の価額、あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額

信託に関する権利の価額の合計額等
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額
(注)1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。

4 贈与税額等の計算
④ 信託に関する権利の価額の合計額
⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額
⑥ 贈与税の額
⑦ 外国税額控除後の贈与税額
⑧ 控除する法人税等に相当する額
⑨ 差引税額

(注)1 ①欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
2 ②欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(⑩欄の金額)を記入します。

5 控除する法人税等に相当する額の計算
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額
⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額
⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
⑬ ⑩の価額に基づく事業税の額
⑭ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
⑮ ⑩の金額に基づく道府県民税の額
⑯ ⑩の金額に基づく市町村民税の額
⑰ 法人税等に相当する額

(注)1 ①欄及び②欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ③欄及び④欄は、それぞれ⑥欄及び⑦欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3 ⑤欄は、⑨欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

第一表の付表一(平成29年分用)

改正後

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額となる価額の計算				⑤ 法人税及び事業税等の額となる価額 (②-③-④)	⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の額		
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑧ ⑥の価額に基づく道府県民税の額			⑨ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	⑩ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑦ ⑥の価額に基づく事業税の額	円	⑧ ⑥の価額に基づく道府県民税の額	円	⑨ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円	⑩ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円	⑪ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円
⑫ 法人税等に相当する額 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪		⑬ (①-⑫)の金額							
円		円							
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑭×⑮+⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑭-⑰)				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。  
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。  
3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。  
4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。  
5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。  
6 ⑰欄は、⑰欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」を記入します。  
7 ⑱欄及び⑲欄は、⑲欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「市町村民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。  
8 ⑲欄の金額(⑲-⑲)がマイナスとなる場合は「0」と記入します。  
9 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に関する負債の価額の合計額を控除して当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。  
10 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。  
11 ⑲欄の金額(⑲-⑲)がマイナスとなる場合は「0」と記入します。  
12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額となる価額の計算				⑤ 法人税及び事業税等の額となる価額 (②-③-④)	⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の額		
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑧ ⑥の価額に基づく道府県民税の額			⑨ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	⑩ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑦ ⑥の価額に基づく事業税の額	円	⑧ ⑥の価額に基づく道府県民税の額	円	⑨ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円	⑩ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円	⑪ ⑥の価額に基づく市町村民税の額	円
⑫ 法人税等に相当する額 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪		⑬ (①-⑫)の金額							
円		円							
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑭×⑮+⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑭-⑰)				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。  
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。  
3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。  
4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。  
5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。  
6 ⑰欄は、⑰欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。  
7 ⑱欄及び⑲欄は、⑲欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「市町村民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。  
8 ⑲欄の金額(⑲-⑲)がマイナスとなる場合は「0」と記入します。  
9 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に関する負債の価額の合計額を控除して当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。  
10 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。  
11 ⑲欄の金額(⑲-⑲)がマイナスとなる場合は「0」と記入します。  
12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。  
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。  
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。  
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。  
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。  
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。  
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。  
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。  
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。  
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。  
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（平成30年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名  人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称
---	---------------------------------------

第一表の付表二（平成30年分用）

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額		外国税額控除額	
							固定資産税評価額	倍数		
1								円	円	
2										
3										
4										
5										
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。							合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額								③	④	
基礎控除後の課税価格に対する税額（②の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額）										⑤ 円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方税法特別税の額	⑨ 翌期控除事業税等相当額（⑦+⑧）
円	円	円	円
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥-⑨）	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方税法特別税の額
円	円	円	円
⑭ ⑩の金額に基づく地方法人税の額	⑮ ⑩の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑩の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ 法人税等に相当する額（⑩+⑭+⑮+⑯+⑰）
円	円	円	円

3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算			
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷①-④）	⑲ 法人税等に相当する額（⑩の金額）	⑳ 限度額（⑩の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	
円	円	円	円

4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額）	㉒ 外国税額控除額（②の金額）	㉓ 控除する法人税等に相当する額（⑰の金額）	㉔ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉑-㉒-㉓）	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	円	

改正前

人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書（平成29年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団等が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名  人格のない社団又は財団等の名称（法人整理番号）
--	---------------------------------------

第一表の付表二（平成29年分用）

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額		外国税額控除額	
							固定資産税評価額	倍数		
1								円	円	
2										
3										
4										
5										
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。							合計額	①	②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額								③	④	
基礎控除後の課税価格に対する税額（②の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額）										⑤ 円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方税法特別税の額	⑨ 翌期控除事業税等相当額（⑦+⑧）
円	円	円	円
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥-⑨）	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方税法特別税の額
円	円	円	円
⑭ ⑩の金額に基づく地方法人税の額	⑮ ⑩の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑩の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ 法人税等に相当する額（⑩+⑭+⑮+⑯）
円	円	円	円

3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算			
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷①-④）	⑲ 法人税等に相当する額（⑩の金額）	⑳ 限度額（⑩の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	
円	円	円	円

4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額）	㉒ 外国税額控除額（②の金額）	㉓ 控除する法人税等に相当する額（⑰の金額）	㉔ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉑-㉒-㉓）	
円	円	円	円	円

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。</p> <p>1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。</p> <p>2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。</p> <p>(1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。</p> <p>(2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。</p> <p>3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。</p> <p>(1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。</p> <p>(2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(3) 「⑩」、「⑪」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(4) 「⑭」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>(5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</p> <p>4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</p> <p>5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。</p> <p>「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された㉔の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。</p>	<p>この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団等（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。</p> <p>1 「人格のない社団又は財団等の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。</p> <p>2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。</p> <p>(1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。</p> <p>(2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。</p> <p>3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。</p> <p>(1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。</p> <p>(2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(3) 「⑩」、「⑪」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(4) 「⑭」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>(5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑩」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</p> <p>4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</p> <p>5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。</p> <p>「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉔」欄に転記します。</p>

改 正 後 改 正 前

**相続税法第 28 条第 6 項又は第 7 項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書**

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が短期非居住贈与者<sup>(※)</sup>から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から 2 年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から 2 年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

<b>1 短期非居住贈与者<sup>(※)</sup>に関する事項</b>	
国内に住所を有しなくなった直前の住所	
贈与時の住所	
氏 名	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
出国日前 15 年以内に 国内に住所を有していた期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
<small>(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前 10 年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から 2 年を経過していない人をいいます。</small>	
<b>2 上記 1 の短期非居住贈与者が出国日から 2 年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合</b>	
<small>(注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。</small>	
再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
<b>3 上記 1 の短期非居住贈与者の出国日から 2 年を経過した場合（上記 2 に該当した場合を除く。）</b>	
<small>(注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から 2 年を経過する日の属する年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。</small>	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）から 2 年を経過する日	年 月 日

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

- なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。
- ① その短期非居住贈与者が出国日から 2 年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで
  - ② その短期非居住贈与者が出国日から 2 年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から 2 年を経過した日の属する年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで

第一表の付表三 (平成 30 年 4 月 1 日以降用)

(新規)



改正後

改正前

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) FD4744

平成29年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) FD4743

提出用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にし印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額 ①			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 限度額(注2)	新築・取得・増改築等 に係る契約年月日	平成 年 月 日	③
平成27年分または28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)			④
住宅資金非課税限度額の残額(③-④)			⑤
⑤のうち非課税の適用を受ける金額			⑥
⑤のうち非課税の適用を受けない金額			⑦
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑥+⑦)			⑧
⑧のうち課税価格に算入される金額(⑧-⑥)			⑨
⑨のうち課税価格に算入される金額(⑨-⑧)			⑩

注1 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

注2 非課税限度額は、住宅の家庭の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅の部屋の種類の別に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分または28年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月15日
種別		
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

注3 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分または28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(④)」欄への記入は不要です。

\* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

\* 欄には記入しないでください。(設5-10-1-3-A4様式) (平30.10)

提出用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にし印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額 ①			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 限度額(注2)	新築・取得・増改築等 に係る契約年月日	平成 年 月 日	③
平成27年分又は28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)			④
住宅資金非課税限度額の残額(③-④)			⑤
⑤のうち非課税の適用を受ける金額			⑥
⑤のうち非課税の適用を受けない金額			⑦
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑥+⑦)			⑧
⑧のうち課税価格に算入される金額(⑧-⑥)			⑨
⑨のうち課税価格に算入される金額(⑨-⑧)			⑩

注1 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

注2 非課税限度額は、住宅の家庭の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅の部屋の種類の別に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分または28年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成30年3月15日
種別		
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

注3 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分又は28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(④)」欄への記入は不要です。

\* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

\* 欄には記入しないでください。(設5-10-1-3-A4様式) (平29.10)

第一表の二(平成29年分用)第一表の一は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

改正後

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

次は住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 この中(フリガナ)は「姓」を記載し、「名」を記載し、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 ⑳		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 この中(フリガナ)は「姓」を記載し、「名」を記載し、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 ㉑		
住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 限度額(注2) 平成 年 月 日 ㉒		
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ㉓		
住宅資金非課税限度額の残額(第一表) ㉔		
㉒のうち非課税の適用を受ける金額 ㉕		
非課税の適用を受ける金額の合計額(㉕+㉓) ㉖		
㉖のうち課税価格に算入される金額(㉖-㉓) ㉗		
㉗のうち課税価格に算入される金額(㉗-㉓) ㉘		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成30年3月15日
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(㉓)欄への記入は不要です。

改正前

平成29年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

次は住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 この中(フリガナ)は「姓」を記載し、「名」を記載し、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 ㉑		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 この中(フリガナ)は「姓」を記載し、「名」を記載し、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額 ㉒		
住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 限度額(注2) 平成 年 月 日 ㉓		
平成27年分又は28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ㉔		
住宅資金非課税限度額の残額(㉓-㉔) ㉕		
㉓のうち非課税の適用を受ける金額 ㉖		
非課税の適用を受ける金額の合計額(㉖+㉔) ㉗		
㉗のうち課税価格に算入される金額(㉗-㉔) ㉘		
㉘のうち課税価格に算入される金額(㉘-㉔) ㉙		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分又は28年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成30年3月15日
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、平成27年分又は28年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額について㉔欄への記入は不要です。

控用

住宅取得等資金の非課税分

第一表の二(平成30年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

控用

住宅取得等資金の非課税分

第一表の二(平成29年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

改正前

平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 続柄 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
明細① 大正② 昭和③ 平成④ 住宅取得等資金の合計額 42		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 続柄 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
明細① 大正② 昭和③ 平成④ 住宅取得等資金の合計額 43		
非課税限度額 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日 44	住宅資金非課税限度額(注2)	平成27年分からの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 45
住宅資金非課税限度額の残額(44-45) 46		
42のうち非課税の適用を受ける金額 48		
43のうち非課税の適用を受ける金額 49		
非課税の適用を受ける金額の合計額(48+49) 50		
42のうち課税価格に算入される金額(42-48) 51		
43のうち課税価格に算入される金額(43-49) 52		

第一表の二（平成30年分用）  
 第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 続柄 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
明細① 大正② 昭和③ 平成④ 住宅取得等資金の合計額 41		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 続柄 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
明細① 大正② 昭和③ 平成④ 住宅取得等資金の合計額 42		
非課税限度額 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日 43	住宅資金非課税限度額(注2)	平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 44
住宅資金非課税限度額の残額(43-44) 45		
41のうち非課税の適用を受ける金額 47		
42のうち非課税の適用を受ける金額 48		
非課税の適用を受ける金額の合計額(47+48) 49		
41のうち課税価格に算入される金額(41-47) 50		
42のうち課税価格に算入される金額(42-48) 51		

第一表の二（平成29年分用）  
 第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成31年3月15日
種別	省エネ等住宅(※)
	1,000万円
	上記以外の住宅
	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

税務署整理番号 整理番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4統一)(平30.10)

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成30年3月15日
種別	省エネ等住宅(※)
	1,500万円
	上記以外の住宅
	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明されたものをいいます。

税務署整理番号 整理番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4統一)(平29.10)

改正後

改正前

平成30年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

平成29年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	42		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	43		
住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 年 月 日	44	
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		45	
住宅資金非課税限度額の残額(44-45)		46	
42のうち非課税の適用を受ける金額		48	
43のうち非課税の適用を受ける金額		49	
非課税の適用を受ける金額の合計額(48+49)		50	
41のうち課税価格に算入される金額(41-47)		51	
42のうち課税価格に算入される金額(42-48)		52	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成31年3月15日
種別	省エネ等住宅(※)
	1,500万円
	上記以外の住宅
	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第38条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	41		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
氏名	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	42		
住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 年 月 日	43	
平成27年分又は28年分分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		44	
住宅資金非課税限度額の残額(43-44)		45	
41のうち非課税の適用を受ける金額		47	
42のうち非課税の適用を受ける金額		48	
非課税の適用を受ける金額の合計額(47+48)		49	
41のうち課税価格に算入される金額(41-47)		50	
42のうち課税価格に算入される金額(42-48)		51	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成30年3月15日
種別	省エネ等住宅(※)
	1,500万円
	上記以外の住宅
	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

第一表の二(平成30年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第一表の二(平成29年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

控用  
住宅取得等資金の非課税分

控用  
住宅取得等資金の非課税分

改正後

改正前

平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

提出用

第一表 (平成30年分以降適用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字(1)・片仮名(2)・平仮名(3)のいずれかを記入してください。)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	目	数量	単価	
住所	所在場所等	数量	単価	円	平成 年 月 日
氏名				円	平成 年 月 日
続柄				円	平成 年 月 日
生年月日				円	平成 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) 22

特別控除額の残額 (2,500万円-㉓) 23

特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額) 24

特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額) 25

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉓-㉔) 26

㉓の控除後の課税価格 (㉓-㉔) 【1,000円未満切捨て】 27 0 0 0

㉓に対する税額 (㉓×20%) 28 0 0

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 29

差引税額 (㉓-㉔) 30

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

提出用

第一表 (平成27年分以降適用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナは漢字(1)・片仮名(2)・平仮名(3)のいずれかを記入してください。)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	目	数量	単価	
住所	所在場所等	数量	単価	円	平成 年 月 日
氏名				円	平成 年 月 日
続柄				円	平成 年 月 日
生年月日				円	平成 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) 21

特別控除額の残額 (2,500万円-㉓) 22

特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額) 23

特別控除額 (㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額) 24

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉓-㉔) 25

㉓の控除後の課税価格 (㉓-㉔) 【1,000円未満切捨て】 26 0 0 0

㉓に対する税額 (㉓×20%) 27 0 0

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 28

差引税額 (㉓-㉔) 29

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

整理番号 名簿 届出番号

税務署整理簿 財産目コード 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A-4統一)(平3010)

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

整理番号 名簿 届出番号

税務署整理簿 財産目コード 確認

※欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A-4統一)(平2910)

改正後

改正前

平成〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

平成〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

控  
用

控  
用

第二表 (平成30年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの欄は「」や半角漢字「」は一字分とし、姓と名の間に一字空けて記入してください。</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細			財産を取得した年月日
	種類	数量	単価	財産の価額
住所	所在地	所在地	円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
フリガナ			円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名			円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
続柄	父 ①、母 ②、祖父 ③、祖母 ④、①～④以外 ⑤		円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日	明治 ①、大正 ②、昭和 ③、平成 ④		円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
財産の価額の合計額 (課税価格)	②②			
特別控除額の計算	②③			
特別控除額の残額 (2,500万円-②③)	②④			
特別控除額 (②②の金額と②④の金額のいずれか低い金額)	②⑤			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②⑤)	②⑥			
②⑤の控除後の課税価格 (②②-②⑤) 【1,000円未満切捨て】	②⑦			
②⑦に対する税額 (②⑦×20%)	②⑧			
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	②⑨			
差引税額 (②⑧-②⑨)	②⑩			

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分		受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

第二表 (平成27年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの欄は「」や半角漢字「」は一字分とし、姓と名の間に一字空けて記入してください。</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細			財産を取得した年月日
	種類	数量	単価	財産の価額
住所	所在地	所在地	円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
フリガナ			円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名			円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
続柄	父 ①、母 ②、祖父 ③、祖母 ④、①～④以外 ⑤		円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
生年月日	明治 ①、大正 ②、昭和 ③、平成 ④		円	平成〇〇年〇〇月〇〇日
財産の価額の合計額 (課税価格)	①①			
特別控除額の計算	①②			
特別控除額の残額 (2,500万円-①②)	①③			
特別控除額 (①①の金額と①③の金額のいずれか低い金額)	①④			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-①④)	①⑤			
①④の控除後の課税価格 (①①-①④) 【1,000円未満切捨て】	①⑥			
①⑥に対する税額 (①⑥×20%)	①⑦			
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	①⑧			
差引税額 (①⑦-①⑧)	①⑨			

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分		受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

死亡した者の平成\_\_年分 贈与税の申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日	
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の印欄又は印欄の金額) 円・・・A					
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受審する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限 定 承 認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住 所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(6) 電話番号				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円			
	(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)〕 〔(9)〕				
6 各人の納付税額 〔 $A \times B$ 〕 各人の100円未満の端数を切り捨て					
	00円	00円	00円	00円	

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (平30.10)

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

改正前

死亡した者の平成\_\_年分 贈与税の申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日	
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の印欄又は印欄の金額) 円・・・A					
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受審する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限 定 承 認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住 所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記入に当たっては、各欄を空欄とし、ここから記入してください。
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(6) 電話番号				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円			
	(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)〕 〔(9)〕				
6 各人の納付税額 〔 $A \times B$ 〕 各人の100円未満の端数を切り捨て					
	00円	00円	00円	00円	

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (平28.10)

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「平成〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(葬)」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。  
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。  
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にはその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の平成〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の⑤欄（修正申告の場合は⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。  
(1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。  
(2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。  
(3) 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。  
(注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。  
(4) 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。  
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	相続人	法定相続分	
		配偶者	子
子がいる場合	配偶者	2分の1	2分の1
	子	2分の1	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	3分の1
	父母	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	4分の1
	兄弟姉妹	4分の1	4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
  - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「平成〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(葬)」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。  
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。  
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にはその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の平成〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の⑤欄（修正申告の場合は⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。  
(1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。  
(2) 「氏名」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。  
(3) 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。  
(注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。  
(4) 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。  
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	相続人	法定相続分	
		配偶者	子
子がいる場合	配偶者	2分の1	2分の1
	子	2分の1	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	3分の1
	父母	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	4分の1
	兄弟姉妹	4分の1	4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
  - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。



改正後

改正前

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 受贈者の氏名
生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

贈与者の氏名 受贈者の氏名
生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

提出用

提出用

Table I: 納税猶予の適用を受ける農地等の明細. Columns: 田・畑, 採草放牧地, 準農地の別, 所在地, 面積, 単価, 価額.

Table I: 納税猶予の適用を受ける農地等の明細. Columns: 田・畑, 採草放牧地, 準農地の別, 所在地, 面積, 単価, 価額.

Table II: 納税猶予税額の計算 (農地等以外の財産に対する贈与税額の計算). Rows: A. 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合. B. 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合.

Table II: 納税猶予税額の計算 (農地等以外の財産に対する贈与税額の計算). Rows: A. 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合. B. 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合.

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

改正後

改正前

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名 \_\_\_\_\_

贈与者の氏名 \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

生 年 月 日 (明・大・昭・平 年 月 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

控  
え  
用

控  
え  
用

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

Table with columns: 田・畑・採草放牧地・準農地の別, 所在地, 面積 (固定資産税評価額, 単価), 単価 (倍数, 単価), 価額 (円). Includes a '合計' row at the bottom.

Table with columns: 田・畑・採草放牧地・準農地の別, 所在地, 面積 (固定資産税評価額, 単価), 単価 (倍数, 単価), 価額 (円). Includes a '合計' row at the bottom.

II 納税猶予税額の計算 (農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)

II 納税猶予税額の計算 (農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)

Table for tax calculation with columns 1-7 and 9-13. Includes sub-sections A and B.

Table for tax calculation with columns 1-7 and 9-13. Includes sub-sections A and B.

(平成 27 年分以降用)

改正後

改正前

株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

Form for 'After Revision' (改正後) regarding stock gift tax calculation. Includes sections for recipient information, donor information, and tax calculation steps (1-4).

平成30年分以降用

Form for 'Before Revision' (改正前) regarding stock gift tax calculation. Includes sections for recipient information, donor information, and tax calculation steps (1-4).

平成29年分以降用

Table for 'After Revision' (改正後) regarding recipient information and stock acquisition details. Includes columns for recipient name, address, and stock type/quantity.

Table for 'Before Revision' (改正前) regarding recipient information and stock acquisition details. Includes columns for recipient name, address, and stock type/quantity.

Form for 'After Revision' (改正後) regarding non-listed stock acquisition and asset acquisition details. Includes sections for acquisition reasons and asset acquisition details.

Form for 'Before Revision' (改正前) regarding non-listed stock acquisition and asset acquisition details. Includes sections for acquisition reasons and asset acquisition details.

Footer for 'After Revision' (改正後) including tax authority stamp and input fields for tax number and date.

Footer for 'Before Revision' (改正前) including tax authority stamp and input fields for tax number and date.

※欄には記入しないでください。(資5-11-6-A4統一)(平30.10)

※欄には記入しないでください。(資5-11-6-A4統一)(平29.10)

改正後

《書きかた等》

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。  
また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
(1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
(2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
(3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項  
(1) ⑦欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。  
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。  
(3) ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項  
(1) ①から⑥欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。  
(2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。  
(3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。  
なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
(4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額との計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項  
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の連算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項  
この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項  
(1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。  
(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。  
(3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。  
(4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項  
(1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。  
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。  
(3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。  
(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。  
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。  
また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
(1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
(2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
(3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合  
※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項  
(1) ⑦欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。  
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。  
(3) ⑨欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項  
(1) ①から⑥欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。  
(2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には(a-c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。  
(3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。  
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
(4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額との計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項  
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の連算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項  
(1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。  
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。  
(3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。  
(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ			イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ロ			ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ハ			ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ニ			ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ホ			ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）		00	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-11-7-A4統一) (平30.10)

平成30年分以降用

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ			イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ロ			ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ハ			ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ニ			ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
ホ			ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）		00	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-11-7-A4統一) (平29.10)

平成29年分以降用

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

経営承継受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_  
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の特例」の適用を受ける株式等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

**1 対象受贈非上場株式等に係る会社**

① 会社名		⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	( 番 )	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 円簿化法の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑩ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (a)	
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	円	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であることととの間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人		

**2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の特例**

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
	(1株・口・円未満の端数切り上げ)	(1株・口・円未満の端数切り上げ)			
	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

⑥ 対象贈与の判定及び免除の対象となる株式等の限度数（限度額）  
 (a)  $a > b + c$  の場合 ⇒  $b$   
 ※  $b > d$  の場合は、制度適用不可  
 (b)  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $(a - c)$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額 (⑦×⑧)

**3 株式等納税猶予税額の計算**

① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 特別控除額 (2,500万円一過ぎの年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	円	円	円

平成30年分以降適用

**4 対象受贈非上場株式等の内訳等**  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑨欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・口・円
ロ	・	・	株・口・円
ハ	・	・	株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑨欄の数等と一致します。

**5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項**  
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は、受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	

**6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**  
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成した内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	
・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・		

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)  
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)  
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所 在 地 \_\_\_\_\_ 会 社 名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 税務署整理欄	法人番号欄	入力	確認
----------	-------	----	----

※欄には記入しないでください。(資5-11-10-A4統-1) (平30.10)

経営承継受贈者の氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者の氏名 \_\_\_\_\_  
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の特例」の適用を受ける株式等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。  
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

**1 特例受贈非上場株式等に係る会社**

① 会社名		⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	( 番 )	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 円簿化法の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日
④ 贈与の時に係る資本金の額	円	⑩ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (a)	
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	円	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であることととの間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人		

**2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の特例**

受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
	(1株・口・円未満の端数切り上げ)	(1株・口・円未満の端数切り上げ)			
	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の限度数（限度額）  
 (f)  $a > b + c$  の場合 ⇒  $b$   
 ※  $b > d$  の場合は、特例適用不可  
 (g)  $a \leq b + c$  の場合 ⇒  $(a - c)$   
 ※  $(a - c) > d$  の場合及び  $(a - c)$  が赤字の場合は、特例適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額 (⑦×⑧)

**3 株式等納税猶予税額の計算**

① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 特別控除額 (2,500万円一過ぎの年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	円	円	円

平成29年分以降適用

**4 特例受贈非上場株式等の内訳等**  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑨欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・口・円
ロ	・	・	株・口・円
ハ	・	・	株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑨欄の数等と一致します。

**5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**  
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成した内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	
・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・		

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)  
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)  
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所 在 地 \_\_\_\_\_ 会 社 名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 税務署整理欄	法人番号欄	入力	確認
----------	-------	----	----

※欄には記入しないでください。(資5-11-10-A4統-1) (平29.10)

改正後

〔書きかた等〕

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
 

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

  - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※ 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
  - (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 

⑧欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係会社）を指し、3(3)において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合作りに限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - (2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ii)に該当する場合には(a-e)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
  - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時に占める額を記入します。
 

なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは、同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基数となる対象受贈非上場株式等の金額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。
  - (4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ②欄の金額は、過去の年の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
  - (2) ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第2項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
  - (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「経営承継受贈者」とは、相続又は遺贈による者、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
  - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

〔書きかた等〕

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
 

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

  - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※ 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 

なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - (3) ⑧欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別関係会社）を指し、3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ii)に該当する場合には(a-e)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
  - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時に占める額を記入します。
 

なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは、同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基数となる特例受贈非上場株式等の金額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。
  - (4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ②欄の金額は、過去の年の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
  - (2) ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第2項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時に占める贈与者又はその贈与者前に特例受贈非上場株式等について同条第15項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「経営承継受贈者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		
<b>1 あん分前の株式等納税額予税額の計算</b>		
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）		.00
④ ③に対する税額（③×20%）		
<b>2 あん分後の株式等納税額予税額の計算</b>		
① 会社ごとの株式等納税額予税額の計算		
会社名	株式等納税額予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	円 00
ロ	上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の株式等納税額予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）		00

（平成30年分以降適用）

**3 株式等納税額予税額の合計額**  
この欄は、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。  
なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税額予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の2の②欄）の金額の合計額）		00
② 贈与課税の適用に係る株式等納税額予税額（「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の3の②欄）の金額）		00
③ 合計（①＋②）		00

（注）③欄の株式等納税額予税額を「申告書第一表」の⑤欄に記載します。

※ 役員等整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-1-A-4統一) (平30.10)

株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		
<b>1 あん分前の株式等納税額予税額の計算</b>		
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額		円
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）		.00
④ ③に対する税額（③×20%）		
<b>2 あん分後の株式等納税額予税額の計算</b>		
① 会社ごとの株式等納税額予税額の計算		
会社名	株式等納税額予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ	上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	円 00
ロ	上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
ニ	上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の株式等納税額予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）		00

（平成29年分以降適用）

**3 株式等納税額予税額の合計額**  
この欄は、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。  
なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税額予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の2の②欄）の金額を合計した金額）		00
② 贈与課税の適用に係る株式等納税額予税額（「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の3の②欄）の金額）		00
③ 合計（①＋②）		00

（注）③欄の株式等納税額予税額を「申告書第一表」の⑤欄に記載します。

※ 役員等整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-1-1-1-A-4統一) (平29.10)



改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

(平成30年分以降用)

特例経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)										
私は、次の会社の株式（出資）のうち、f3 特例対象贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。												
1 特例対象贈非上場株式等に係る会社												
① 会社名		③ 特例承継計画の提出及び 確認の状況	提出年月日 平成 年 月 日									
② 会社の整理番号（会社の所轄税務番号）	( 番 )		確認年月日 平成 年 月 日									
④ 事業種目			認定番号 平成 年 月 日									
⑤ 贈与の時における資本金の額	円	⑥ 円簿化法の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日									
⑦ 贈与の時における資本準備金の額	円											
⑧ 贈与の時における役員員数	人	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支店関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無									
⑨ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日											
2 特例対象贈与の判定												
受贈年月日	平成 年 月 日	① 贈与の時における発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の数等									
		株・口・円	株・口・円									
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。												
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (1株・口・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が半半の場合は「0」									
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円									
e 判定 d(i) の場合 ⇒ ② = d d(ii) の場合 ⇒ ② ≤ d												
3 特例対象贈非上場株式等の明細												
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株 式等の数等												
株・口・円		② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3②」参照)	③ 価額 (①×②)									
		円	A 円									
4 特例株式等納税猶予税額の計算												
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)									
円	1,100,000円	,000円	00円									
5 特例対象贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。												
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等									
イ			株・口・円									
ロ			株・口・円									
ハ			株・口・円									
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）												
株・口・円												
〔注〕 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。												
6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項 この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の5）の規定の適用を受けている旨又は受けようとしている旨等について、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。												
① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申立した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名									
贈与・相続等	平成 年 月 日	番										
7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7①」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。												
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称					
・						円						
・												
・												
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)												
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)												
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)							%					
上記の明細の内容に相違ありません。								平成 年 月 日				
所 在 地							会 社 名					
							代 表 者 氏 名	印				
※ 税務電算理庫 法人管轄番号							-	入力	確認			
※欄には記入しないでください。								(資5-1-1-3-A4 統一) (平30.10)				

(新規)

改正後

改正前

〔書きかた等〕

- 1 この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合で贈与税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。  
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
※ 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例対象贈与上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項  
① ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。  
② ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同規則第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第4項の都道府県知事の承認を受けた日及び確定番号をそれぞれ記入します。  
③ ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。  
④ ④欄は、特例対象贈与上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）である特例対象贈与上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象贈与上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象贈与上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象贈与上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項  
① 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、譲渡権に制限のある株式等の数等は含まれません。  
② 3の②欄の金額は、贈与の特における価額を記入します。  
なお、特例対象贈与上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社である特例対象贈与上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象贈与上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りです。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象贈与上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を受ける場合の納税猶予の贈与税額の計算の基となる特例対象贈与上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
③ この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項  
① ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、①の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 5 「5 特例対象贈与上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項  
この欄は、特例対象贈与上場株式等の金額又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項を号に定める者に特例対象贈与上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象贈与上場株式等の数は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項  
① ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。  
② ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。  
③ ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項  
① 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親類などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。  
② ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有している場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。  
③ ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。  
④ ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
⑤ この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

（新規）

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

特例経営承継受贈者の氏名		この別表は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。		平成30年分以降用	
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円		
② 基礎控除額			1,100,000		
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000		
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）					
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額の計算					
特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）					
イ	会社名	贈与者の氏名	①の会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額		円 00
ロ			②の会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額	00	
ハ			③の会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額	00	
ニ			④の会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額	00	
ホ			⑤の会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④× 上記1の①欄の価額	00	
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）			00		
(注) 1 上記の欄に入力できない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します（相続時精算課税の適用を受ける特例対象非上場株式等がある場合は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。					
※	税務署整理欄	入力	確認		

※欄には記入しないでください。 (資5-11-14-A4統一) (平30.10)

(新規)

改正後

改正前

特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

(新規)

特例経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税額予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		④ 特例承継計画の提出及び 確認の状況	提出年月日 平成 年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	( 署 )		確認年月日 平成 年 月 日
③ 事業種目			認定年月日 平成 年 月 日
⑤ 贈与の時に贈与される資本金の額	円	⑥ 円簿化法の認定の状況	認定番号
⑥ 贈与の時に贈与される資本準備金の額	円		
⑦ 贈与の時に贈与される役員数	人	⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日		
2 特例対象贈与の判定			
受贈年月日	① 贈与の時に贈与される発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の数等	
	株・口・円	株・口・円	
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。			
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切り上げ)	b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が基準の場合は「0」
			e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=d d(ii)の場合 ⇒ ②=d
株・口・円	株・口・円	株・口・円	通・否
3 特例対象受贈非上場株式等の明細			
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3②」参照)	③ 価額 (①×②)	
株・口・円	円	円	
4 特例株式等納税額予税額の計算			
① 上記3の③欄「A」の価額	② 特別控除額 (2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (③×20%) (特例株式等納税額予税額) (100円未満切捨て)
円	円	,000円	00円

平成30年分以降適用

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等  
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ . . .			株・口・円
ロ . . .			株・口・円
ハ . . .			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。  
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の特例等の特例等の適用に関する事項  
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税額予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税額予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日		密

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書  
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7①」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。  
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
. . .						円	
. . .							
. . .							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 税務署整理欄 法人管理番号 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。 (資5-11-15-A4統一) (平30.10)

改 正 後

改 正 前

《 書 き か た 等 》

(新規)

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
 なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。  
 また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合は、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
 ※ 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項  
 (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。  
 (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同規則第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第4項の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。  
 (3) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。  
 (4) ④欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項  
 (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。  
 (2) 3の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。  
 なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。  
 (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項  
 (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。  
 (2) ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項  
 この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項  
 (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。  
 (2) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。  
 (3) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項  
 (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などの特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。  
 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。  
 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。  
 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。  
 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）

特例経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定期有者から複数の非上場株式会社等を贈与により取得した場合に使用し、特定期有者ごとに作成します。	円
特定期有者の氏名			
1 あん分置の特例株式会社等納税猶予税額の計算			
①	同一の特定期有者に係る各「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額の合計額		円
②	特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③	②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）		000
④	③に対する税額（③×20%）		
2 あん分後の特例株式会社等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの特例株式会社等納税猶予税額の計算			
	会社名	特例株式会社等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	円
イ	上記1の④×	<small>イの会社の株式等に係る「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額</small> 上記1の①欄の金額 00	00
ロ	上記1の④×	<small>ロの会社の株式等に係る「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額</small> 上記1の①欄の金額 00	00
ハ	上記1の④×	<small>ハの会社の株式等に係る「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額</small> 上記1の①欄の金額 00	00
ニ	上記1の④×	<small>ニの会社の株式等に係る「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額</small> 上記1の①欄の金額 00	00
② あん分後の特例株式会社等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00
〔注〕 上記の欄に記入しない場合は、適用の期限に会社ごとの特例株式会社等納税猶予税額を記載し添付してください。			
3 特例株式会社等納税猶予税額の合計額			
この欄は、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を5以上作成する場合は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を5以上作成する場合は、いずれも1枚に記入してください。			
①	相続時精算課税の適用に係る特例株式会社等納税猶予税額（特定期有者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の②欄）の金額の合計額）		00
②	贈与課税の適用に係る特例株式会社等納税猶予税額（「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の4の②欄）の金額）		00
③	合計（①+②）		00
〔注〕 ①欄の特例株式会社等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に記載します。			
④	税務署管理欄	入力	確認

（平成30年分以降適用）

（新規）

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）

この付表は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合において、同一の贈与者から、同一一年中に「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の1の会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合の「特例対象贈与の判定」に使用します（注1）。

（平成30年分以降用）

a 各特例経営承継受贈者に係る事項等

	受贈年月日	氏名	住所	贈与により取得した株式等の数等	
本人	・ ・	—	—	株・口・円	
イ	・ ・			株・口・円	
ロ	・ ・			株・口・円	
	b 贈与の時に 発行済株式等の 総数等 (注2)	c 発行済株式等の 総数等の10%に 相当する数等 (b×10%) (1株・口・円未満の端数 を切り上げ)	d 贈与後における 贈与者の有する 株式等の数等 (注2)	e 贈与後に各受贈 者が有する株式 等の数等 (注2)	f 判定 (e ≥ c か? e > d) (注3)
本人	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	適・否
イ	株・口・円	株・口・円		株・口・円	
ロ	株・口・円	株・口・円		株・口・円	

(注) 1 他の特例経営承継受贈者がある場合とは、同一の贈与者から同一一年中に、同一の会社の非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得した特例経営承継受贈者の数が2人又は3人である場合をいいます。  
 2 贈与が異なる時期に行われた場合の各欄の記載は次のとおりです。  
 (1) b欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた時における総数等  
 (2) d欄 最後に行われた贈与直後における数等  
 (3) e欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた直後における数等  
 3 要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への贈与についても、特例対象贈与には該当しません。  
 4 a欄からe欄までの「数等」及び「総数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

※	税務管理連携	入力		確認					
---	--------	----	--	----	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。

(新規)

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名, 贈与者の氏名, 私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)

(平成30年分以降適用)

1 経済的利益に係る医療法人
① 医療法人の名称等, 名称, 医療法人の整理番号, 医療法人の所轄税務署名, 税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日, 平成 年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間, 平成 年 月 日

2 経済的利益の明細
医療法人の持分に係る経済的利益
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益
(受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。)

3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算
① 2のa欄の価額, ② 基礎控除額, ③ ②の控除後の課税価格(1,000円未満切捨て), ④ 医療法人持分納税猶予税額等(③に対する税額(100円未満切捨て))

4 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合
医療法人持分納税猶予税額 A 00円
「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合
B 00円
C 00円

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

4 医療法人の持分に関する事項
① 「出資持分の放棄申出書」(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)別添様式7)の医療法人への提出年月日, 平成 年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日, 平成 年 月 日

5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細
医療法人の持分
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分
(受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。)

6 医療法人持分税額控除額(放棄相当贈与税額)の計算
① 基金として拠出した額, d 円
② 5の②「基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額(c-d), 円
③ 5の②「基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額(c x a / (a + b)), 円

出 税務署管理欄, 法人管理番号, 入力, 確認

※欄には記入しないでください。(資5-11-8-A-4統一)(平30.10)

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名, 贈与者の氏名, 私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)

(平成27年分以降適用)

1 経済的利益に係る医療法人
① 医療法人の名称等, 名称, 医療法人の整理番号, 医療法人の所轄税務署名, 税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日, 平成 年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期間, 平成 年 月 日

2 経済的利益の明細
医療法人の持分に係る経済的利益
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益
(受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。)

3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算
① 3のa欄の価額, ② 基礎控除額, ③ ②の控除後の課税価格(1,000円未満切捨て), ④ 医療法人持分納税猶予税額等(③に対する税額(100円未満切捨て))

4 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合
医療法人持分納税猶予税額 A 00円
「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合
B 00円
C 00円

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

4 医療法人の持分に関する事項
① 「出資持分の放棄申出書」(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)別添様式7)の医療法人への提出年月日, 平成 年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日, 平成 年 月 日

5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細
医療法人の持分
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分
(受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。)

6 医療法人持分税額控除額(放棄相当贈与税額)の計算
① 基金として拠出した額, d 円
② 5の②「基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額(c-d), 円
③ 5の②「基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額(c x a / (a + b)), 円

出 税務署管理欄, 法人管理番号, 入力, 確認

※欄には記入しないでください。(資5-11-8-A-4統一)



改正後

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
  - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
  - 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(f)又は(g)）に応じ、(f)に該当するときは④欄の金額を、(g)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑤」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(e)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(f)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
  - ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（a）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(e)のB欄に転記します。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）
  - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の7第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（⑤の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
  - 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができます。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(f)又は(g)）に応じ、(f)に該当するときは④欄の金額を、(g)に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑤」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(e)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(f)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - 「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
  - ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（a）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(e)のB欄に転記します。

改正後

改正前

医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

受贈者の氏名  この別表は、「医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。

1 あん分前の医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 各計算書のa欄の金額の合計額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額）（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）	

2 あん分後の医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の1から5までの各欄を使用し、医療法人持分納税額予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。

① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

② あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ②の④の金額を転記します。	a	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ②の④の金額を転記します。	b	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ②の④の金額を転記します。	c	00

③ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

④ あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ④の④の金額を転記します。	d	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ④の④の金額を転記します。	e	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ④の④の金額を転記します。	f	00

⑤ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

⑥ あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ⑥の④の金額を転記します。	g	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ⑥の④の金額を転記します。	h	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ⑥の④の金額を転記します。	i	00

3 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額

上記1及び2により算出した医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。

医療法人持分納税額予税額の合計額（a+d+g）（申告書第一表の「医療法人持分納税額予税額」欄に転記します。）	円
医療法人持分税額控除額の合計額（b+e+h+i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。）	円

〔注1〕 医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（1.、又はは出の各欄の②の金額の④に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税額予税額等（1.、又はは出の各欄の②の金額）に基づき、その医療法人持分納税額予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分納税額予税額等」の4から5までにおいて医療法人持分納税額予税額（e）を計算し、この別表のc.、f又はi欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分納税額予税額等」の6の③欄中「3の④」の金額とあるのは、この別表の1.、又はは出の各欄の「②の④」の金額として医療法人持分納税額予税額（e）を計算し、

2. 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記の1.、及びは出欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。

※ 税務署整理欄  入力  確認

※欄には記入しないでください。 (第5-11-9-A-4統一) (平30.10)

医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

受贈者の氏名  この別表は、「医療法人持分納税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。

1 あん分前の医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 各計算書のa欄の金額の合計額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額）（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）	

2 あん分後の医療法人持分納税額又は医療法人持分税額控除額の計算

特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の1から5までの各欄を使用し、医療法人持分納税額予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。

① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

② あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ①の④の金額を転記します。	a	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ①の④の金額を転記します。	b	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ①の④の金額を転記します。	c	00

③ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

④ あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ④の④の金額を転記します。	d	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ④の④の金額を転記します。	e	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ④の④の金額を転記します。	f	00

⑤ 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額等の計算

(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税額予税額等（100円未満切捨て）	円
		$\left[ \begin{array}{l} \text{①の医療法人及び②の贈与者に係る計算書のa欄の金額} \\ \times \\ \text{①の④の金額} \end{array} \right] \times \text{②の⑤の金額}$	00

⑥ あん分後の医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税額予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額予税額 ⑥の④の金額を転記します。	g	00
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ⑥の④の金額を転記します。	h	00
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 ⑥の④の金額を転記します。	i	00

3 医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額

上記1及び2により算出した医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。

医療法人持分納税額予税額の合計額（a+d+g）（申告書第一表の「医療法人持分納税額予税額」欄に転記します。）	円
医療法人持分税額控除額の合計額（b+e+h+i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。）	円

〔注1〕 医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（1.、又はは出の各欄の②の金額の④に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税額予税額等（1.、又はは出の各欄の②の金額）に基づき、その医療法人持分納税額予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分納税額予税額等」の4から5までにおいて医療法人持分納税額予税額（e）を計算し、この別表のc.、f又はi欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分納税額予税額等」の6の③欄中「3の④」の金額とあるのは、この別表の1.、又はは出の各欄の「②の④」の金額として医療法人持分納税額予税額（e）を計算し、

2. 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記の1.、及びは出欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税額予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。

※ 税務署整理欄  入力  確認

※欄には記入しないでください。 (第5-11-9-A-4統一) (平30.10)

（平成30年分以降用）

（平成27年分以降用）

改正後

改正前

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けます。

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）の適用を受けます。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称	② 医療法人の整理番号
③ 厚生労働大臣の認定年月日	平成 年 月 日
④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	平成 年 月 日
⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

放棄年月日	平成 年 月 日		
番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額
	氏名	住所	
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(平成30年分以降適用)

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称	② 医療法人の整理番号
③ 厚生労働大臣の認定年月日	平成 年 月 日
④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	平成 年 月 日
⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

放棄年月日	平成 年 月 日		
番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額
	氏名	住所	
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(平成29年10月1日以降適用)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">《書きかた等》</p> <p>1 この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。なお、この明細書は贈与税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>2 「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) ③欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。</p> <p>(2) ④欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。</p> <p>(3) ⑤欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。</p> <p>3 「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) 「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。</p> <p>(2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。</p> <p>(3) 「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。</p> <p>4 租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。</p>	<p style="text-align: center;">《書きかた等》</p> <p>1 この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）の適用を受ける場合に使用します。なお、この明細書は贈与税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>2 「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) ③欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。</p> <p>(2) ④欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。</p> <p>(3) ⑤欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。</p> <p>3 「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項</p> <p>(1) 「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の10第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。</p> <p>(2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。</p> <p>(3) 「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。</p> <p>4 租税特別措置法第70条の7の10第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。</p>

改正後

改正前

平成30年分贈与税の修正申告書（別表）

平成29年分贈与税の修正申告書（別表）

提出用

提出用

① 修正前の課税額（第一表）

① 修正前の課税額（第一表）

Table with 10 rows for correction items (I to X) and columns for amount and tax calculation.

Table with 10 rows for correction items (I to X) and columns for amount and tax calculation.

Table for ② 修正前の課税額（第二表）, rows 11 and 12.

Table for ② 修正前の課税額（第二表）, rows 11 and 12.

Table for ③ 修正申告によって異動した事項, rows 13 to 19.

Table for ③ 修正申告によって異動した事項, rows 13 to 18.

Table for ④ 修正申告によって異動した事項, rows 20 to 30.

Table for ④ 修正申告によって異動した事項, rows 21 to 29.

Table for ⑤ 修正申告によって異動した事項, rows 31 and 32.

Table for ⑤ 修正申告によって異動した事項, rows 33 and 34.

\* 税務署整理欄 整理番号 名簿 届出期

\* 税務署整理欄 整理番号 名簿 届出期

\*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(平30.10)

\*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(平29.10)

第二表(平成30年分用)第三表は申告書第一表又は第二表相続時精算課税分について修正申告する場合のみと一併に提出していただく。

第二表(平成29年分用)第三表は申告書第一表又は第二表相続時精算課税分について修正申告する場合のみと一併に提出していただく。

改正後

改正前

平成30年分贈与税の修正申告書(別表)

平成29年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名  (単位:円)

① 修正前の課税額(第一表)

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
配偶者控除額 <small>(取り戻した特別控除額は課税額及び課税後の課税額のうち居住用不動産の取得に充てられた金額の合計額)</small>	③	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③)	④	
基礎控除額	⑤	
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) [1,000円未満切捨て]	⑥	
⑥に対する税額	⑦	
外国税額の控除額	⑧	
医療法人持分税額控除額	⑨	
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	

III 合計

課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬	
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) [100円未満切捨て]	⑭	
農地等納税猶予税額	⑮	
株式等納税猶予税額	⑯	
特別株式等納税猶予税額	⑰	
医療法人持分納税猶予税額	⑱	
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑲	

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名	<input type="text"/>	
財産の価額の合計額(課税価格)	21	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高5,000万円)	22	
特別控除額の残額(2,500万円-22)	23	
特別控除額(②の金額と③の金額のいずれか低い金額)	24	
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-24)	25	
⑤の控除後の課税価格(税一②) [1,000円未満切捨て]	26	
⑥に対する税額(20×20%)	27	
外国税額の控除額	28	
差引税額(27-28)	29	

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

第三表(平成30年分用) この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

受贈者の氏名  (単位:円)

① 修正前の課税額(第一表)

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
配偶者控除額 <small>(取り戻した特別控除額は課税額及び課税後の課税のうち居住用不動産の取得に充てられた金額の合計額)</small>	③	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③)	④	
基礎控除額	⑤	
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) [1,000円未満切捨て]	⑥	
⑥に対する税額	⑦	
外国税額の控除額	⑧	
医療法人持分税額控除額	⑨	
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	

III 合計

課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬	
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) [100円未満切捨て]	⑭	
農地等納税猶予税額	⑮	
株式等納税猶予税額	⑯	
医療法人持分納税猶予税額	⑰	
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰)	⑱	

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名	<input type="text"/>	
財産の価額の合計額(課税価格)	21	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	22	
特別控除額の残額(2,500万円-22)	23	
特別控除額(②の金額と③の金額のいずれか低い金額)	24	
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-24)	25	
⑤の控除後の課税価格(税一②) [1,000円未満切捨て]	26	
⑥に対する税額(20×20%)	27	
外国税額の控除額	28	
差引税額(27-28)	29	

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

第二表(平成29年分用) この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。  
 また、修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「②修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「②修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。  
 (2) 「②修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。  
 (3) 「⑩」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「④」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。  
 (4) 「⑫」欄には、申告書第一表の「⑨」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑨」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成30年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「⑫」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline 10,000円未満 \\ \hline \text{端数切捨て} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \hline \text{法定納期限の} \\ \text{翌日から完} \\ \text{納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline 100円未満の} \\ \hline \text{端数切捨て} \end{array}$$

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
  - 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
  - 年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日まで財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。  
 また、修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「②修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「①修正前の非課税額（第一表の二）」及び「②修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「②修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。  
 (2) 「②修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。  
 (3) 「⑩」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「④」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。  
 (4) 「⑫」欄には、申告書第一表の「⑨」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑨」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成29年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。  
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「⑫」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline 10,000円未満 \\ \hline \text{端数切捨て} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{(注)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \hline \text{法定納期限の} \\ \text{翌日から完} \\ \text{納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline 100円未満の} \\ \hline \text{端数切捨て} \end{array}$$

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
  - 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
  - 年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日まで財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

平成30年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

平成29年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

提出用

受贈者の氏名

修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	①							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②							
住宅資金非課税限度額		③							
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		④							
住宅資金非課税限度額の残額(③-④)		⑤							
⑤のうち非課税の適用を受ける金額		⑥							
⑥のうち非課税の適用を受ける金額		⑦							
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑦+⑧)		⑧							
⑧のうち課税価格に算入される金額(⑧-⑨)		⑨							
⑨のうち課税価格に算入される金額(⑨-⑩)		⑩							

第三表（別表の付表）平成30年分用

修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑪							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑫							
住宅資金非課税限度額		⑬							
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		⑭							
住宅資金非課税限度額の残額(⑬-⑭)		⑮							
⑮のうち非課税の適用を受ける金額		⑯							
⑯のうち非課税の適用を受ける金額		⑰							
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑰+⑱)		⑱							
⑱のうち課税価格に算入される金額(⑱-⑲)		⑲							
⑲のうち課税価格に算入される金額(⑲-⑳)		⑳							

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

本 税務署整理簿 整理番号

※欄には記入しないでください。 (資5-10-3-3-A4様式) (平30.10)

提出用

受贈者の氏名

修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	①							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	②							
住宅資金非課税限度額		③							
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		④							
住宅資金非課税限度額の残額(③-④)		⑤							
⑤のうち非課税の適用を受ける金額		⑥							
⑥のうち非課税の適用を受ける金額		⑦							
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑦+⑧)		⑧							
⑧のうち課税価格に算入される金額(⑧-⑨)		⑨							
⑨のうち課税価格に算入される金額(⑨-⑩)		⑩							

第三表（別表の付表）平成29年分用

修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑪							
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑫							
住宅資金非課税限度額		⑬							
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		⑭							
住宅資金非課税限度額の残額(⑬-⑭)		⑮							
⑮のうち非課税の適用を受ける金額		⑯							
⑯のうち非課税の適用を受ける金額		⑰							
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑰+⑱)		⑱							
⑱のうち課税価格に算入される金額(⑱-⑲)		⑲							
⑲のうち課税価格に算入される金額(⑲-⑳)		⑳							

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

本 税務署整理簿 整理番号

※欄には記入しないでください。 (資5-10-3-3-A4様式) (平29.10)



改正後

改正前

平成30年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

平成29年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

控  
用

控  
用

修正前の非課税額（第一表の二）

受贈者の氏名

（単位：円）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉑	
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉒	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	㉓	
	平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉔	
	住宅資金非課税限度額の残額(㉓-㉔)	㉕	
贈与者の金額を適用の別用を計算し非課税額を算出する	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉗	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(㉗+㉘)	㉙	
	㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)	㉚	
	㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)	㉛	

修正前の非課税額（第一表の三）

受贈者の氏名

住宅取得等資金の合計額

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額

平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額

住宅資金非課税限度額の残額(㉓-㉔)

贈与者の金額を適用の別用を計算し非課税額を算出する

㉕のうち非課税の適用を受ける金額

㉕のうち非課税の適用を受ける金額

非課税の適用を受ける金額の合計額(㉗+㉘)

㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)

㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）又は申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

修正前の非課税額（第一表の二）

受贈者の氏名

（単位：円）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉑	
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉒	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	㉓	
	平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉔	
	住宅資金非課税限度額の残額(㉓-㉔)	㉕	
贈与者の金額を適用の別用を計算し非課税額を算出する	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉗	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(㉗+㉘)	㉙	
	㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)	㉚	
	㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)	㉛	

修正前の非課税額（第一表の三）

受贈者の氏名

住宅取得等資金の合計額

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額

平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額

住宅資金非課税限度額の残額(㉓-㉔)

贈与者の金額を適用の別用を計算し非課税額を算出する

㉕のうち非課税の適用を受ける金額

㉕のうち非課税の適用を受ける金額

非課税の適用を受ける金額の合計額(㉗+㉘)

㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)

㉙のうち課税価格に算入される金額(㉙-㉚)

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）又は申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

改 正 後	改 正 前
<p><b>書 き か た 等</b></p> <p>1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。</p> <p>2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。</p> <p>3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。</p> <p>（注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。</p> <p>4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「平成30年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。</p> <p>(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。</p> <p>5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「平成30年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。</p> <p>(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。</p> <p>6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。</p> <p>（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。</p>	<p><b>書 き か た 等</b></p> <p>1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。</p> <p>2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。</p> <p>3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。</p> <p>（注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。</p> <p>4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「平成29年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。</p> <p>(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。</p> <p>5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。</p> <p>(2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。</p> <p>6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。</p> <p>（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。</p>

改正後

改正前

(平成30年分以降用)

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

平成 年 月 日	受贈者	住所 又は 居所 フリガナ	〒	電話( - - )
税務署長		氏名 (生年月日)		(大・昭・平 年 月 日)
特定贈与者との続柄				

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

**1 特定贈与者に関する事項**

住所 又は居所	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
------------	------	----	------	---------------

**2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合**

推定相続人又は孫となった理由	平成 年 月 日
----------------	----------

(注) 該年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

**3 添付書類**  
次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日  
② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること  
(注) 相続特別措置法第70条の7の5(非上乗株式等についての贈与税の納税額等及び免除の特例)の適用を受ける特別経営承認受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の6の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特別対象受贈非上乗株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)  
(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類  
(注1) 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。  
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)  
(注1) 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	印	電話番号	
※ 税務署整理欄 届出番号	-	名簿	確認

※欄には記入しないでください。 (資5-42-A4統一)(平30.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第一表と二表と一併に提出してください。

(平成28年分以降用)

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

平成 年 月 日	受贈者	住所 又は 居所 フリガナ	〒	電話( - - )
税務署長		氏名 (生年月日)		(大・昭・平 年 月 日)
特定贈与者との続柄				

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

**1 特定贈与者に関する事項**

住所 又は居所	フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
------------	------	----	------	---------------

**2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合**

推定相続人又は孫となった理由	平成 年 月 日
----------------	----------

(注) 該年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

**3 添付書類**  
次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日  
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

(2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)  
(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類  
(注1) 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。  
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)  
(注1) 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	印	電話番号	
※ 税務署整理欄 届出番号	-	名簿	確認

※欄には記入しないでください。 (資5-42-A4統一)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第一表と二表と一併に提出してください。

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。</p> <p>なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。</p> <p>また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。</p> <p>6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。</p> <p>なお、(3)の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。</p> <p>(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。</p> <p>この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。</p>	<p>1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。</p> <p>なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。</p> <p>また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。</p> <p>6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。</p> <p>なお、(3)の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。</p> <p>(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。</p> <p>この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。</p>

改正後

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

相続時精算課税選択届出書付表

	受贈者の氏名																																																	
<p>4 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>																																																		
<p>5 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。</p> <p>6 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄			
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		

(平成28年分以降用)

	受贈者の氏名																																																	
<p>4 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>																																																		
<p>5 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 又は 居所 フリガナ</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td>大・昭・平 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。</p> <p>6 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。</p>			住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄				住所 又は 居所 フリガナ				氏名	㊟	㊟		生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日		受贈者との続柄			
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		
住所 又は 居所 フリガナ																																																		
氏名	㊟	㊟																																																
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日																																																
受贈者との続柄																																																		

(平成28年分以降用)

## 改正後

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

## 改正前

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

改正後

改正前

平成\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

農地等の贈与者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(平成30年分以降用)

平成\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ ( $③ \times \frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

農地等の贈与者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(平成26年分以降用)

改 正 後	改 正 前
<p style="margin: 0;"><b>書 き か た 等</b></p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">3 用語の意義</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(1) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するときにおけるその農地等を除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(注) 1 <b>特定市街化区域農地等</b>とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">2 <b>都市営農農地等</b>とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地又は採草放牧地をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">(1) 平成30年3月31日以前に行われた贈与 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。）で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">(2) 平成30年4月1日以後に行われた贈与 次の①又は②に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">① 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの</p> <p style="margin: 10px 0 0 80px;">② 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（①に掲げる農地を除きます。）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(2) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(3) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地</b>」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>	<p style="margin: 0;"><b>書 き か た 等</b></p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">3 用語の意義</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(1) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地</b>」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">イ 平成26年3月31日以前に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（同法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">ロ 平成26年4月1日以後に行われた贈与 贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">① 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">② 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第35条第1項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同条第3項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して6か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">③ 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">④ 利用意向調査を行った日から起算して6か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき</p> <p style="margin: 10px 0 0 60px;">⑤ 上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めるとき</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(注) 1 <b>特定市街化区域農地等</b>とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">2 <b>都市営農農地等</b>とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(2) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地</b>」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(3) 「<b>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地</b>」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>



改正後

改正前

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 ( - - )	
	フリガナ		
贈与者	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	印
	特定贈与者との続柄		

平成\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_\_\_ 税務署長

〔平成27年1月1日以降の贈与用〕

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は 居所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の 認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は 土地等の別	面積	立木又は 土地等の価額
( . . )			ha	円
( . . )				
( . . )				
合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必要となります。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理番号 \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_ 名簿 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 ( - - )	
	フリガナ		
贈与者	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	印
	特定贈与者との続柄		

平成\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_\_\_ 税務署長

〔平成27年1月1日以降の贈与用〕

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は 居所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の 認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は 土地等の別	面積	立木又は 土地等の価額
( . . )			ha	円
( . . )				
( . . )				
合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必要となります。  
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 税務署整理番号 \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_ 名簿 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_

※欄には記入しないでください。

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>	<p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>※ この届出書において、特定受贈森林経営計画対象山林又は森林経営計画には、平成24年4月1日前の認定に係る特定受贈森林施業計画対象山林又は森林施業計画を含みます。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>

改正後

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

	受贈者の氏名	
5 受贈者の相続開始年月日		
平成 年 月 日		
6 受贈者の相続人に関する事項		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
<p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p>		
7 添付書類		
<p>次の書類が必要となります。                  (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)  <input type="checkbox"/> 上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p>		
<p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>		

(平成27年1月1日以降の贈与用)

改正前

平成\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

	受贈者の氏名	
5 受贈者の相続開始年月日		
平成 年 月 日		
6 受贈者の相続人に関する事項		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	①	②
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
<p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p>		
7 添付書類		
<p>次の書類が必要となります。                  (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)  <input type="checkbox"/> 上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p>		
<p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>		

(平成27年1月1日以降の贈与用)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（<b>申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。</b>）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（<b>申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。</b>）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p>

改正後

改正前

□□□□ - □□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 号

住所

平成 年 月 日

氏名 殿

税務署長 回

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき', '減少する', '申告加算税', and '重加算税'. Includes explanatory text for tax adjustments.

○課税標準等及び税額等の計算明細

Main calculation table with columns for '区', '分', '当初課税額', '額', and '増減(△)差額'. Includes rows for 'I 暦年課税分' and 'III 合計'.

○加算税の額の計算明細

Table showing calculation details for '申告加算税' and '重加算税' with columns for '賦課決定額' and '減少する額'.

○この通知に係る処分理由

Table for recording reasons for disposal, with multiple rows for text entry.

○この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国民等が一時に納付することができないと認められるときは、原則として納付期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-1-1-A.4統一)

□□□□ - □□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 号

住所

平成 年 月 日

氏名 殿

税務署長 回

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり 及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき', '減少する', '申告加算税', and '重加算税'. Includes explanatory text for tax adjustments.

○課税標準等及び税額等の計算明細

Main calculation table with columns for '区', '分', '当初課税額', '額', and '増減(△)差額'. Includes rows for 'I 暦年課税分' and 'III 合計'.

○加算税の額の計算明細

Table showing calculation details for '申告加算税' and '重加算税' with columns for '賦課決定額' and '減少する額'.

○この通知に係る処分理由

Table for recording reasons for disposal, with multiple rows for text entry.

○この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国民等が一時に納付することができないと認められるときは、原則として納付期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-1-1-A.4統一)

改正後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 \_\_\_\_\_ 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

納付すべき  
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

〔注〕「(基礎となる税額)」は、「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額(⑩+⑫)）」の「増減(△)差額」欄の額です。

納付すべき  
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

- イ \_\_\_\_\_ 申告加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円
- ロ \_\_\_\_\_ 重加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円
- ハ \_\_\_\_\_ 上記以外の本税の額 \_\_\_\_\_ 円

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」に上り各金額を計算しています。

(1) \_\_\_\_\_ 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第 \_\_\_\_\_ 条第2項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

\_\_\_\_\_ 申告加算税の額 (B+C+D) \_\_\_\_\_ 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第68条第4項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

重加算税の額 (E+F) \_\_\_\_\_ 円

〔注〕 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

納付すべき  
3 「納税猶予税額控除後の 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

〔注〕「(基礎となる税額)」は、「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)」の「増減(△)差額」欄の額です。

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 \_\_\_\_\_ 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

納付すべき  
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

〔注〕「(基礎となる税額)」は、「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額(⑩+⑫)）」の「増減(△)差額」欄の額です。

納付すべき  
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

- イ \_\_\_\_\_ 申告加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円
- ロ \_\_\_\_\_ 重加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円
- ハ \_\_\_\_\_ 上記以外の本税の額 \_\_\_\_\_ 円

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」に上り各金額を計算しています。

(1) \_\_\_\_\_ 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第 \_\_\_\_\_ 条第2項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

\_\_\_\_\_ 申告加算税の額 (B+C+D) \_\_\_\_\_ 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第68条第4項適用分))

$$\boxed{0.0000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / 100 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

重加算税の額 (E+F) \_\_\_\_\_ 円

〔注〕 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

納付すべき  
3 「納税猶予税額控除後の 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} / \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

〔注〕「(基礎となる税額)」は、「平成 \_\_\_\_\_ 年分贈与税 \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰)」の「増減(△)差額」欄の額です。

改正後

改正前

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の印欄又は印欄の金額は、「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、印欄又は印欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の印欄又は印欄の金額は、「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、印欄又は印欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

第一表の二 (平成30年分用)

第一表の二 (平成29年分用)

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑪			

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑪			

改正後

改正前

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)  
及び加算税の賦課決定通知書  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)  
及び加算税の賦課決定通知書  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の印欄又は印欄の金額は、「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成30年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、印欄又は印欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の印欄又は印欄の金額は、「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、印欄又は印欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑩			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑪			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑫			

区 分	当初課税額( 額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑦ + ⑧ ) ⑩			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑦ ) ⑪			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑧ ) ⑫			

( 第一表の三 ) ( 平成30年分用 )

( 第一表の三 ) ( 平成29年分用 )



改正後

改正前

..... 税務署  
.....年.....月.....日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ			
氏 名	電話番号	( )	

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
〔租税特別措置法〕 第.....条.....第.....項  
〔震災特例法〕

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m <sup>2</sup>
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m <sup>2</sup>
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第.....号 第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第.....号 (.....)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

④ 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士	電話番号		
-------	------	--	--

..... 税務署  
平成.....年.....月.....日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ			
氏 名	電話番号	( )	

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
〔租税特別措置法〕 第.....条.....第.....項  
〔震災特例法〕

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m <sup>2</sup>
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m <sup>2</sup>
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第.....号 第7号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第.....号 (.....)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

④ 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士	電話番号		
-------	------	--	--

## 改正後

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

## 改正前

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長 ____年__月__日提出	申請者 氏名	住所 〒 フリガナ	電 ( ) ① 話
-----------------------	-----------	-----------------	--------------

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第\_\_\_\_\_条\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 (____区・____区以外の特定地域・集中豪雨以外の地域) 第_____号 (____区・____区以外の特定地域・集中豪雨以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第_____号 (中高層耐水建築物・中高層の耐水建築物) 第_____号 (中高層の耐水共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 (____)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	①	電話番号	
-------	---	------	--

この欄は  
署のみで  
ください

名簿番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(資6-80-1-A4統一) H30.11

税務署受付印

税務署長 ____年__月__日提出	申請者 氏名	住所 〒 フリガナ	電 ( ) ① 話
-----------------------	-----------	-----------------	--------------

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第\_\_\_\_\_条\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 (____区・____区以外の特定地域・集中豪雨以外の地域) 第_____号 (____区・____区以外の特定地域・集中豪雨以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第_____号 (中高層耐水建築物・中高層の耐水建築物) 第_____号 (中高層の耐水共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 (____)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	①	電話番号	
-------	---	------	--

この欄は  
署のみで  
ください

名簿番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(資6-80-1-A4統一) H30.11

## 改正後

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 

租税特別措置法
震災特例法

欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

## 改正前

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 

租税特別措置法
震災特例法

欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正後

改正前

この欄は  
記入して  
ください

譲渡日付の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

この欄は  
記入して  
ください

譲渡日付の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

税務署長  
年 月 日提出

申請者  
住所 〒  
年分  
申告時の住所  
フリガナ  
氏名

電話 ( )

記  
下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火建築物)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）	年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士 電話番号

税務署長  
平成 年 月 日提出

申請者  
住所 〒  
年分  
申告時の住所  
フリガナ  
氏名

電話 ( )

記  
下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 平成 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火建築物)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	平成 年 月 日		
取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）	平成 年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士 電話番号

改正後

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

③ 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について  
買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

③ 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について  
買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

造成宅地の譲受け承認申請書

造成宅地の譲受け承認申請書

税務署受付印

税務署長 _____ 年 月 日提出	申請者	住所	〒	フリガナ	電 ( )	氏名	電話
--------------------------	-----	----	---	------	-------	----	----

下記の資産について、旧租税特別措置法第37条の7第2項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、旧租税特別措置法施行令第25条の6第5項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数 量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	㎡	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日		年 月 日	

3 \_\_\_\_\_年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

4 その他参考となるべき事項

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には  
貼らないで  
ください。

税務署 受理	通達日(印)の年月日	捺印	名 簿 番 号
	年 月 日		

(資6-74-1-A4統一)  
H30.11

税務署受付印

税務署長 _____ 年 月 日提出	申請者	住所	〒	フリガナ	電 ( )	氏名	電話
--------------------------	-----	----	---	------	-------	----	----

下記の資産について、租税特別措置法第37条の7第2項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の6第5項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数 量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	㎡	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日		年 月 日	

3 \_\_\_\_\_年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

4 その他参考となるべき事項

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には  
貼らないで  
ください。

税務署 受理	通達日(印)の年月日	捺印	名 簿 番 号
	年 月 日		

(資6-74-1-A4統一)  
H28.6

## 改正後

## 造成宅地の譲受け承認申請書

## 1 使用目的

この承認申請書は、平成30年3月31日法律第7号による改正前の措法第37条の7第2項の規定の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

## 2 記載要領等

「年中に造成宅地を譲り受けることができなかつたやむを得ない事情の詳細」及び「その他参考となるべき事項」欄には、譲渡をした日の属する年の12月31日までに造成宅地を譲り受けることが困難な場合のやむを得ない事情及びその他参考となるべき事項を申請者が記載する。

## 改正前

## 造成宅地の譲受け承認申請書

## 1 使用目的

この承認申請書は、措法第37条の7第2項の規定の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

## 2 記載要領等

「年中に造成宅地を譲り受けることができなかつたやむを得ない事情の詳細」及び「その他参考となるべき事項」欄には、譲渡をした日の属する年の12月31日までに造成宅地を譲り受けることが困難な場合のやむを得ない事情及びその他参考となるべき事項を申請者が記載する。



改正後

改正前

【平成 年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話 ( )	名簿 番号
氏名 (フリガナ)	職業	関与 税理士 (電話 )

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	利用 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)(所在地)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年月日	引き渡した日	年月日
		登記・登録等の日	年月日

【参考事項】

売 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため 由 <input type="checkbox"/> その他 ( )	代金の 受領状 況 1回目 年月日 円 2回目 年月日 円 3回目 年月日 円 未収金 年月日 (予定) 円	譲渡価額 ① 円
--	--	-------------

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地)	氏名(名称)	購入年月日 支払	購入価額
	譲渡資産の購入代金			・	円
				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円
取得費	資産の購入価額(※)	価却費相当額	=	②	円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地)	氏名(名称)	支払年月日	支払金額
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 取入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の 指条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の 指条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

【平成 年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話 ( )	名簿 番号
氏名 (フリガナ)	職業	関与 税理士 (電話 )

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	利用 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)(所在地)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年月日	引き渡した日	年月日
		登記・登録等の日	年月日

【参考事項】

売 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため 由 <input type="checkbox"/> その他 ( )	代金の 受領状 況 1回目 年月日 円 2回目 年月日 円 3回目 年月日 円 未収金 年月日 (予定) 円	譲渡価額 ① 円
--	--	-------------

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地)	氏名(名称)	購入年月日 支払	購入価額
	譲渡資産の購入代金			・	円
				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円
取得費	資産の購入価額(※)	価却費相当額	=	②	円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地)	氏名(名称)	支払年月日	支払金額
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 取入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の 指条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の 指条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

改正後

改正前

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額 ④ 円

買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額 ④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, K 譲渡所得金額

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, Q 譲渡所得金額

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内(に)された譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内(に)された譲渡による所得をいいます。
総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

## 改正後

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

## 改正前

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正後

この欄には 書かないで ください。	通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
	年 月 日			.....



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m <sup>2</sup>	..	円
			..	
			..	
			..	

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等  
 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を\_\_\_\_\_年12月31日までに、

※ 同法第31条の2第2項第\_\_\_\_\_号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の 買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	印

改正前

この欄には 書かないで ください。	通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
	年 月 日			.....



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m <sup>2</sup>	..	円
			..	
			..	
			..	

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等  
 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成\_\_\_\_\_年12月31日までに、

※ 同法第31条の2第2項第\_\_\_\_\_号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の 買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	印

**改 正 後**

**一団の宅地等の用に供する旨の確約書**

**1 使用目的**

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

**2 記載要領等**

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

**改 正 前**

**一団の宅地等の用に供する旨の確約書**

**1 使用目的**

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

**2 記載要領等**

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表


適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改正後

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名	( )
	事務所等	(法人の場合)法人番号	
		所在地(電話)	( )
名称 代表者又は責任者 ( )			

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名	( )
	事務所等	(法人の場合)法人番号	
		所在地(電話)	( )
名称 代表者又は責任者 ( )			

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第 号該当
	2 上記事由の詳細
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第 号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※2</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 年 月 日
当該事業の完成予定	1 着工予定年月日 年 月 日
	2 完成予定年月日 年 月 日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) 年 月 日

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第 号該当
	2 上記事由の詳細
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第 号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※2</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 平成 年 月 日
当該事業の完成予定	1 着工予定年月日 平成 年 月 日
	2 完成予定年月日 平成 年 月 日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) 平成 年 月 日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	④	電話番号
-------	---	------

関与税理士	④	電話番号
-------	---	------

この欄に印をしないのでないでください。	税務署長	通原日付印の年月日	確認印	名 簿 番 号	番号確認
		年 月 日			

(資 6-64-A 4 統一)

829.11

この欄に印をしないのでないでください。	税務署長	通原日付印の年月日	確認印	名 簿 番 号	番号確認
		年 月 日			

(資 6-64-A 4 統一)

829.11

**改 正 後**

**確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書**

**1 使用目的**

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

[※1]

	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

[※2]

	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

**2 記載要領等**

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

**改 正 前**

**確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書**

**1 使用目的**

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

[※1]

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

[※2]

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

**2 記載要領等**

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

この欄には  
記入してください

通信日付印の年月日	確認印	年分	名 簿 番 号
年 月 日			

この欄には  
記入してください


通信日付印の年月日	確認印	年分	名 簿 番 号
年 月 日			


確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合) 法人番号 (法人の場合) 代表者氏名	
年 月 日 提出	事 務 所 等	所在地(電話)	( )
		名称 代表者又は責任者	

 税務署長 平成 年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合) 法人番号 (法人の場合) 代表者氏名	
平成 年 月 日 提出	事 務 所 等	所在地(電話)	( )
		名称 代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号に該当する事業の場合における同条第<sup>※2</sup>項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号に該当する事業の場合における同条第<sup>※2</sup>項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

当該事業の完成日等

1 完成予定年月日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日

当該事業の完成日等

1 完成予定年月日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。



改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、租税特別措置法施行令第20条の2第26項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日
	平成22年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、租税特別措置法施行令第20条の2第26項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第26項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ( )		
	氏名 (旧姓)	( )	@	電 ( )	話 ( )

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の 全部 が同条第2項第 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

税務署受付印

税務署長 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所)	〒 ( )		
	氏名 (旧姓)	( )	@	電 ( )	話 ( )

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の 全部 が同条第2項第 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		@	電話番号	
-------	--	---	------	--

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		@	電話番号	
-------	--	---	------	--

この欄には  
書かないで  
ください。→ 税務署  
名簿番号  
(資6-71-1-A4統一)

この欄には  
書かないで  
ください。→ 税務署  
名簿番号  
(資6-71-1-A4統一)

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成22年1月2日以後	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成21年1月2日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

改正前

1 面

1 面

**譲渡所得の内訳書**  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

**譲渡所得の内訳書**  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成\_\_年分】  
 名簿番号   
 提出\_\_枚のうちの\_\_

【平成\_\_年分】  
 名簿番号   
 提出\_\_枚のうちの\_\_

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

あなたの

現住所 (前住所) ( )	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

現住所 (前住所) ( )	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

※譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名  
(電話 )

関与税理士名  
(電話 )

記載上の注意事項

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の5面  に○を付けてください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の5面  に○を付けてください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm以下の建物  
 「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm超4mm以下の建物

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm以下の建物  
 「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の内厚が3mm超4mm以下の建物

5面

5面

(平成30年分以降用)

(平成28年分以降用)

改正後

改正前

2 面 名簿番号

**1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。**

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 \_\_\_\_\_  
 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月)	売買契約日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿簿) m <sup>2</sup>			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権		<input type="checkbox"/> 自己の事業用	<input type="checkbox"/> 貸付用	引き渡した日
	<input type="checkbox"/> その他( )					

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物			土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所(所在地) \_\_\_\_\_  
 氏名(名称) \_\_\_\_\_ 職業(業種) \_\_\_\_\_

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額 \_\_\_\_\_ 円

**【参考事項】**

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
年月日	年月日	年月日	年月日(予定)	年月日(予定)
受領状況	円	円	円	円

お売りになった理由  買主から頼まれたため  借入金を返済するため  
 他の資産を購入するため  その他  
 事業資金を捻出するため ( )

**「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法**

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「@×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「@×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

2 面 名簿番号

**1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。**

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 \_\_\_\_\_  
 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月)	売買契約日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿簿) m <sup>2</sup>			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権		<input type="checkbox"/> 自己の事業用	<input type="checkbox"/> 貸付用	引き渡した日
	<input type="checkbox"/> その他( )					

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物			土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所(所在地) \_\_\_\_\_  
 氏名(名称) \_\_\_\_\_ 職業(業種) \_\_\_\_\_

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額 \_\_\_\_\_ 円

**【参考事項】**

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
受領状況	円	円	円	円

お売りになった理由  買主から頼まれたため  借入金を返済するため  
 他の資産を購入するため  その他  
 事業資金を捻出するため ( )

**「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法**

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「@×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「@×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

改正後

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 価額の内訳 建築	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
<input type="checkbox"/> 標準			
円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円			

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に記してください。  
※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② 取得費	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
-------	-----------------	---

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。  
※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

改正前

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 価額の内訳 建築	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
<input type="checkbox"/> 標準			
円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円			

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に記してください。  
※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② 取得費	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
-------	-----------------	---

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条 条 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。  
※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

改正後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・	・	・
		m <sup>2</sup>		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。  
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・取用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
取用代替	条文	① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	円
上記以外	条文	① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期	所・措・農 条の	円	円	円
長期	条の			

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① ≤ ④	条文	① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	円
① > ④	条文	(① - ③) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期	措法 条の	円	円	円
長期	条の			

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・	・	・
		m <sup>2</sup>		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。  
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・取用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
取用代替	条文	① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	円
上記以外	条文	① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期	所・措・農 条の	円	円	円
長期	条の			

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① ≤ ④	条文	① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	円
① > ④	条文	(① - ③) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期	措法 条の	円	円	円
長期	条の			

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正後

改正前

5 面

【平成\_\_年分】

現住所			名簿番号	
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)			

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名			死亡年月日	年 月 日
	死亡時における住所				
	居住期間	年 月 ~ 年 月			
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋	Ⓐ		Ⓐ m <sup>2</sup>	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	Ⓑ		m <sup>2</sup>	—	—
	Ⓒ		m <sup>2</sup>	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。特別対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	Ⓑ	m <sup>2</sup>	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	Ⓒ	m <sup>2</sup>
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Ⓓ m <sup>2</sup>
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名				
	住所				
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left( \text{Ⓑ} \times \frac{\text{Ⓐ}}{\text{Ⓐ} + \text{Ⓓ}} \right) \times \frac{\text{Ⓒ}}{\text{Ⓑ}}$				m <sup>2</sup>

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名			住所		
相続の開始の時に おける被相続人居住用家屋 又はその敷地等の持分	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	譲渡の対価の額	円	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(平成28年分以降用)

H30.11

5 面

【平成\_\_年分】

現住所			名簿番号	
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)			

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名			死亡年月日	年 月 日
	死亡時における住所				
	居住期間	年 月 ~ 年 月			
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋	Ⓐ		Ⓐ m <sup>2</sup>	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	Ⓑ		m <sup>2</sup>	—	—
	Ⓒ		m <sup>2</sup>	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

一団の土地の面積	Ⓑ	m <sup>2</sup>	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	Ⓒ	m <sup>2</sup>
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Ⓓ m <sup>2</sup>
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名				
	住所				
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left( \text{Ⓑ} \times \frac{\text{Ⓐ}}{\text{Ⓐ} + \text{Ⓓ}} \right) \times \frac{\text{Ⓒ}}{\text{Ⓑ}}$				m <sup>2</sup>

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名			住所		
相続の開始の時に おける被相続人居住用家屋 又はその敷地等の持分	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	譲渡の対価の額	円	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(平成28年分以降用)

H30.11



## 改正後

## 【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

## 【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

## 【建築物の位置関係等】

## 改正前

## 【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

## 【建築物の位置関係等】

## 【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

(その他)

改正後	改正前
<p data-bbox="488 316 763 336">譲渡所得の内訳書（計算明細書）</p> <p data-bbox="226 416 309 437"><b>使用目的</b></p> <p data-bbox="244 451 913 472">この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。</p>	<p data-bbox="1480 316 1756 336">譲渡所得の内訳書（計算明細書）</p> <p data-bbox="1223 416 1305 437"><b>使用目的</b></p> <p data-bbox="1240 451 1910 472">この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。</p>

改正後

改正前

一連番号 1 面

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所、事務所、居所など) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: Description, Amount, Unit. Rows include: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額.

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Income/Expense, Unit. Rows include: 種目・所得の生ずる場所, 合計, 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額.

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Description, Amount, Unit. Rows include: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額.

(平成28年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

一連番号 1 面

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所、事務所、居所など) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: Description, Amount, Unit. Rows include: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額.

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Income/Expense, Unit. Rows include: 種目・所得の生ずる場所, 合計, 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額.

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Description, Amount, Unit. Rows include: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額.

(平成28年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

H30.11

H28.11

改正後

改正前

2 面 (確定申告書付表)

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	④ (前年分の付表の①欄の金額) 円	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑤ (前年分の付表の①欄の金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (④-⑤-⑥) 円
本年の前年分 (平成__年分)	⑥ (前年分の付表の①欄の金額)	⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑩ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (④-⑤-⑥) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑩+⑪)	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ		⑨
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)	申告書第三表へ		⑩
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	申告書第三表へ(※2)		⑪ 円

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	④ (前年分の付表の①欄の金額) 円	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑤ (前年分の付表の①欄の金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (④-⑤-⑥) 円
本年の前年分 (平成__年分)	⑥ (前年分の付表の①欄の金額)	⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑩ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (④-⑤-⑥) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑩+⑪)	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ		⑨
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)	申告書第三表へ		⑩
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	申告書第三表へ(※2)		⑪ 円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要ですよ。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要ですよ。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。
- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) | ⑫ 申告書第三表へ | 円 |
|---|-----------|---|
- ※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。
- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) | ⑫ 申告書第三表へ | 円 |
|---|-----------|---|
- ※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

一連番号 1 面

一連番号 1 面

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

平成\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

業付印  
住所又は事業所事務所居所など  
フリガナ氏名

業付印  
住所又は事業所事務所居所など  
フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 4 項 (特定投資株式 (いわゆるエンジェル規制の対象となる株式) に係る譲渡損失の損益の計算) 又は第 7 項 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除) の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 4 項 (特定投資株式 (いわゆるエンジェル規制の対象となる株式) に係る譲渡損失の損益の計算) 又は第 7 項 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除) の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。) の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。) の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が属する場合は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が属する場合は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の△の金額〕	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の金額〕	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の③の金額〕	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の④の金額〕	④	

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の△の金額〕	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の金額〕	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の③の金額〕	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には○と書いてください。) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の④の金額〕	④	

※ 注欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の括弧書きの金額) のみと記載します。

※ 注欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の②の括弧書きの金額) のみと記載します。

2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑥	

2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑥	

3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

項目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額 (税込)	配当所得に係る負債の利息
	円	円
合計	⑧ 申告書第三表等へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 〔⑧-⑨ (赤字の場合には○と書いてください。)] 〔注〕 利息所得に係る負債の利息は控除できません。		⑦

3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

項目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額 (税込)	配当所得に係る負債の利息
	円	円
合計	⑧ 申告書第三表等へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 〔⑧-⑨ (赤字の場合には○と書いてください。)] 〔注〕 利息所得に係る負債の利息は控除できません。		⑦

4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の「上場株式等」の③欄の金額〕 (赤字の場合には○と書いてください。)	⑩	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (⑩-⑤) 〔⑤欄の金額と⑩欄の金額の場合には○と書いてください。]	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤-⑧) 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には○と書いてください。]	⑫	△を付けて、申告書第三表等へ
本年分を差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔⑤欄の金額と⑫欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑬	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ

4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①欄の「上場株式等」の③欄の金額〕 (赤字の場合には○と書いてください。)	⑩	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (⑩-⑤) 〔⑤欄の金額と⑩欄の金額の場合には○と書いてください。]	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤-⑧) 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には○と書いてください。]	⑫	△を付けて、申告書第三表等へ
本年分を差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔⑤欄の金額と⑫欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑬	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥)-(⑦) (⑥欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△をつけて、申告書第三表⑩へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦)-(⑧) (⑦欄の金額が⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑪	申告書第三表⑪へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成__年分)	ア (特定投資株式に係る金額) 円	④ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
	イ (上場株式等に係る金額)	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
本年の2年前分(平成__年分)	⑦ (特定投資株式に係る金額)	⑧ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	⑬ (⑩-④-①)
	⑧ (上場株式等に係る金額)	⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	② (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		
本年の前年分(平成__年分)	⑩ (特定投資株式に係る金額)	⑪ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (⑬-⑧-②)
	⑪ (上場株式等に係る金額)	⑫ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	③ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		

本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+⑩)	⑫	計算明細書の「一般株式等」の⑬へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+⑨+⑪)	⑬	計算明細書の「上場株式等」の⑭へ	
本年分特定投資株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+②+③)	⑭	計算明細書の「上場株式等」の⑮へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (②+③+④)	⑮	申告書第三表⑯へ	
翌年以後に繰り越される株式等(特定投資株式及び上場株式等)に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑪+⑬+⑭+⑮+⑰)	⑯	申告書第三表⑰へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定有利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の⑬欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「上場株式等」の⑭欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑭欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「⑯本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特設課税配当所得等金額

○ 「⑯本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特設課税配当所得等金額 (※) (⑱-⑲)	⑱	申告書第三表⑲へ	円
---	---	----------	---

※ ⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑱欄の金額が⑲欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥)-(⑦) (⑥欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△をつけて、申告書第三表⑩へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦)-(⑧) (⑦欄の金額が⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑪	申告書第三表⑪へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成__年分)	ア (特定投資株式に係る金額) 円	④ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
	イ (上場株式等に係る金額)	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
本年の2年前分(平成__年分)	⑦ (特定投資株式に係る金額)	⑧ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	⑬ (⑩-④-①)
	⑧ (上場株式等に係る金額)	⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	② (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		
本年の前年分(平成__年分)	⑩ (特定投資株式に係る金額)	⑪ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (⑬-⑧-②)
	⑪ (上場株式等に係る金額)	⑫ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	③ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		

本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+⑩)	⑫	計算明細書の「一般株式等」の⑬へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+⑨+⑪)	⑬	計算明細書の「上場株式等」の⑭へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+②+③)	⑭	計算明細書の「上場株式等」の⑮へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (②+③+④)	⑮	申告書第三表⑯へ	
翌年以後に繰り越される株式等(特定投資株式及び上場株式等)に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑪+⑬+⑭+⑮+⑰)	⑯	申告書第三表⑰へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定有利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の⑬欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「上場株式等」の⑭欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑭欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「⑯本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特設課税配当所得等金額

○ 「⑯本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特設課税配当所得等金額 (※) (⑱-⑲)	⑱	申告書第三表⑲へ	円
---	---	----------	---

※ ⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑱欄の金額が⑲欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) ①欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

(注) ①欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

改正後

改正前

1 面

【平成 年分】

**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	フリガナ 氏名	電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)
-------------	------------	---------------	----	----------------

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小計(①+②) ③	申告書第三表④へ	申告書第三表⑤へ
必要経費又は譲渡差引費用等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		
	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は△を付けてください。) ⑩		
	所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑥へ	黒字の場合は申告書第三表⑥へ
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		申告書第三表⑦へ
	繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降適用)

特例適用条文  措法 条の

措法 条の

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書控え」も記載してください。

1 面

【平成 年分】

**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	フリガナ 氏名	電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)
-------------	------------	---------------	----	----------------

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小計(①+②) ③	申告書第三表④へ	申告書第三表⑤へ
必要経費又は譲渡差引費用等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		
	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は△を付けてください。) ⑩		
	所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑥へ	黒字の場合は申告書第三表⑥へ
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		申告書第三表⑦へ
	繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降適用)

特例適用条文  措法 条の

措法 条の

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書控え」も記載してください。

改正後

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	/
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	

改正前

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	/
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	



改正後

改正前

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【平成 年分】

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算 (単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡損失の金額, 差引金額, 所得金額) and rows for calculation steps (1-13).

⑫ 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の⑫から⑭までの各欄については、同様規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた譲渡の損額とみなされるものをいいます。

※2 ⑫の欄は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の総額(取得した金額)に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑫の金額を限度として控除します(「公認等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公認等特定株式分」から控除します。)。また、⑫の金額が「⑫の金額<⑫の金額」の場合は「一般株式等」の「公認等特定株式分」の⑫欄には⑫の金額を限度として、「⑫の金額<⑫の金額」の場合は「上場株式等」の「公認等特定株式分」の⑫欄には⑫の金額を限度として記載します。

※3 「一般株式等」の⑫の欄は⑫の金額が0又は赤字の場合には⑫の金額を、「上場株式等」の⑫の欄は⑫の金額が0又は赤字の場合には⑫の欄を、⑫の5の計算を行わずに記載します。

※4 ⑫、⑬欄及び⑭欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)」で計算した金額に基づき記載します。

※5 ⑮の欄は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の総額(取得した金額)に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑮の金額を限度として控除します(「公認等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公認等特定株式分」から控除します。)。また、⑮の金額が「⑮の金額<⑮の金額」の場合は「一般株式等」の「公認等特定株式分」の⑮欄には⑮の金額を限度として、「⑮の金額<⑮の金額」の場合は「上場株式等」の「公認等特定株式分」の⑮欄には⑮の金額を限度として記載します。

※6 ⑮の欄は、⑮の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮の金額を赤字欄へ転記するに当たって申告書第3表の⑮の欄の金額から控除しきれない場合には、控除額をおおねください。

整理欄 (平成28年分以降用)

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【平成 年分】

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算 (単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡損失の金額, 差引金額, 所得金額) and rows for calculation steps (1-13).

⑫ 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の⑫から⑭までの各欄については、同様規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた譲渡の損額とみなされるものをいいます。

※2 ⑫の欄は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の総額(取得した金額)に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑫の金額を限度として控除します(「公認等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公認等特定株式分」から控除します。)。また、⑫の金額が「⑫の金額<⑫の金額」の場合は「一般株式等」の「公認等特定株式分」の⑫欄には⑫の金額を限度として、「⑫の金額<⑫の金額」の場合は「上場株式等」の「公認等特定株式分」の⑫欄には⑫の金額を限度として記載します。

※3 「一般株式等」の⑫の欄は⑫の金額が0又は赤字の場合には⑫の金額を、「上場株式等」の⑫の欄は⑫の金額が0又は赤字の場合には⑫の欄を、⑫の5の計算を行わずに記載します。

※4 ⑫、⑬欄及び⑭欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(特定投資株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除用)」で計算した金額に基づき記載します。

※5 ⑮の欄は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の総額(取得した金額)に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑮の金額を限度として控除します(「公認等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公認等特定株式分」から控除します。)。また、⑮の金額が「⑮の金額<⑮の金額」の場合は「一般株式等」の「公認等特定株式分」の⑮欄には⑮の金額を限度として、「⑮の金額<⑮の金額」の場合は「上場株式等」の「公認等特定株式分」の⑮欄には⑮の金額を限度として記載します。

※6 ⑮の欄は、⑮の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮の金額を赤字欄へ転記するに当たって申告書第3表の⑮の欄の金額から控除しきれない場合には、控除額をおおねください。

整理欄 (平成28年分以降用)

11

改正後

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )		円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計(上場株式等(特定口座))		1 面 ① へ	1 面 ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円

注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

注 1 「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、「1 面」の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A≥B」の場合	(A-B+2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円
一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A<B」の場合	(A+2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「C≥D」の場合	(C-D+2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「C<D」の場合	(C+2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ ( )
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ ( )
合 計		一般株式等			1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	
		上場株式等(一般口座)			1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に括弧書きで記載してください。  
 (事由) 譲渡口座簿への記載等の解約、譲渡口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )		円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計(上場株式等(特定口座))		1 面 ① へ	1 面 ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円

注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

注 1 「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。  
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。  
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、「1 面」の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A≥B」の場合	(A-B+2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円
一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A<B」の場合	(A+2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「C≥D」の場合	(C-D+2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「C<D」の場合	(C+2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ ( )
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ ( )
合 計		一般株式等			1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	
		上場株式等(一般口座)			1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に括弧書きで記載してください。  
 (事由) 譲渡口座簿への記載等の解約、譲渡口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	
$\left\{ \begin{array}{l} \text{③の金額と⑦の金額の} \\ \text{いずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times \left[ 1 - \left\{ \frac{\left( \begin{array}{l} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\text{土地等の面積}} \right\} \right]$		

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉑、㉒の金額の合計額とします。

(平成30年分以降用)

改正前

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	
$\left\{ \begin{array}{l} \text{③の金額と⑦の金額の} \\ \text{いずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times \left[ 1 - \left\{ \frac{\left( \begin{array}{l} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\text{土地等の面積}} \right\} \right]$		

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉑、㉒の金額の合計額とします。

(平成28年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

## 改正後

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成31年(2019年)12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。

2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。

3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

#### 2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例の適用**を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例の適用**を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

## 改正前

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。

2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。

3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

#### 2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例の適用**を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例の適用**を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5の2用】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の②の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の②の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。  
(平成30年分以降用)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。  
(平成28年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

**改 正 後**

**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**

個人が、平成16年1月1日から平成31年（2019年）12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

**1 譲渡資産の範囲**

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

**2 特例の適用を受けるための手続等**

**損益通算の特例の適用**を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例の適用**を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】のタックスアンサーをご覧ください。どうか、税務署にお尋ねください。

**改 正 前**

**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**

個人が、平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

**1 譲渡資産の範囲**

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

**2 特例の適用を受けるための手続等**

**損益通算の特例の適用**を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例の適用**を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】のタックスアンサーをご覧ください。どうか、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

1面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成 年分】

整理番号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等(以下「事業用土地等」といいます。)の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」(租税特別措置法第37条の9第1項)の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」(1面から3面)の作成をしてください。

住所(納税地) フリガナ氏名(旧氏名) 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

Table with columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得価額, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(以下「譲渡損失金額」といいます。)がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等(事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

Table with columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等(適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。)がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額 円

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4のイ欄(特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額)の金額を記載してください。(平成30年分以降用)

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成 年分】

整理番号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等(以下「事業用土地等」といいます。)の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」(租税特別措置法第37条の9の5第1項)の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」(1面から3面)の作成をしてください。

住所(納税地) フリガナ氏名(旧氏名) 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

Table with columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得価額, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(以下「譲渡損失金額」といいます。)がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等(事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

Table with columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等(適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。)がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額 円

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4のイ欄(特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額)の金額を記載してください。(平成25年分以降用)

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

2 画

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には0欄(0欄の金額を転記)のみ記載してください。

取得価額の内訳	支払先		支払年月日	支払金額
	住所(所在地)	氏名(名称)		
土地			・	円
a			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0
土地			・	
b			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0
土地			・	
c			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

A	B	C	D	E	F	G	H
①×80% (又は60%)	①-② (赤字の場合は0)	①と②のうち 少ない金額	③のうち 適用済み の金額	④-① の金額	F 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑤ 繰延利益金額 (②と③のうち 少ない金額)	H 特例適用後の 対象先行取得 土地等の取得 価額 (F-⑤)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額		③の金額	⑤	⑥
c			④+⑤の金額		③の金額	⑥	⑦
繰延利益金額の合計額(④+⑤+⑥)						⑦	

※ b以下の記載は、「④欄の金額」>「⑤欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。  
 ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したものである場合、⑤欄の割合は60%で計算します。  
 ※ ④欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑤欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	① 収入金額 (1のイの金額)	② 取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)	③ 繰延利益金額 (①の金額×1のホの割合)	④ 譲渡所得の金額 (①-②-③)
短期	申告書第三表①又は②へ 円	円	円	申告書第三表④又は⑤へ 円
長期	申告書第三表②へ			申告書第三表⑤へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「③繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④の割合)によって③の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

2 画

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には0欄(0欄の金額を転記)のみ記載してください。

取得価額の内訳	支払先		支払年月日	支払金額
	住所(所在地)	氏名(名称)		
土地			・	円
a			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0
土地			・	
b			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0
土地			・	
c			・	
			・	
対象先行取得土地等の取得価額				0

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

A	B	C	D	E	F	G	H
①×80% (又は60%)	①-② (赤字の場合は0)	①と②のうち 少ない金額	③のうち 適用済み の金額	④-① の金額	F 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑤ 繰延利益金額 (②と③のうち 少ない金額)	H 特例適用後の 対象先行取得 土地等の取得 価額 (F-⑤)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額		③の金額	⑤	⑥
c			④+⑤の金額		③の金額	⑥	⑦
繰延利益金額の合計額(④+⑤+⑥)						⑦	

※ b以下の記載は、「④欄の金額」>「⑤欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。  
 ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したものである場合、⑤欄の割合は60%で計算します。  
 ※ ④欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑤欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	① 収入金額 (1のイの金額)	② 取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)	③ 繰延利益金額 (①の金額×1のホの割合)	④ 譲渡所得の金額 (①-②-③)
短期	申告書第三表①又は②へ 円	円	円	申告書第三表④又は⑤へ 円
長期	申告書第三表②へ			申告書第三表⑤へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「③繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④の割合)によって③の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

住所 (国内の居所) ( )

フリガナ

氏名

個人番号

職業

連絡先電話番号 ( )

届出者

年 月 日提出

税務署受付印

住所 (国内の居所) ( )

フリガナ

氏名

個人番号

職業

連絡先電話番号 ( )

届出者

年 月 日提出

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年 月 日 ( 年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち次に1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち所有している株式等の数等の占める割合			
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等(②に掲げる者を除く。)	%	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者(註)	%	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年 月 日 ( 年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち次に1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち所有している株式等の数等の占める割合			
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等(②に掲げる者を除く。)	%	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者(註)	%	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士

電話番号

関与税理士

電話番号

税務署受付印

通達日付印の年月日

整理番号

身元確認

身元確認書類

個人番号カード / 通知カード・運転免許証

その他 ( )

この欄には書かないでください。

(資6-95-A4統一) H28.11

税務署受付印

通達日付印の年月日

整理番号

身元確認

身元確認書類

個人番号カード / 通知カード・運転免許証

その他 ( )

この欄には書かないでください。

(資6-95-A4統一) H28.11

(注) 本印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。【一】に該当する方は、特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日を記載してください。

(注) 本印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。【一】に該当する方は、特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日を記載してください。

改 正 前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	フリガナ	電話番号	( )
資産の種類	土地	宅地・その他( )	数量	( )	㎡
	建物等	事務所・工場・その他( )		( )	㎡
	工業所有権等	特許権・実用新案権・その他( )		( )	件
所在地等					
取得年月日	年 月 日	取得価額	( )	円	円
贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	( )	円	円
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他( )				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	% (計算根拠等)				
贈与後の利用状況					
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
	資本金又は出資金の額 円				
	常時使用する従業員の数 人				
法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役・その他( )			円
	資産を贈与した時	取締役・その他( )			円
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則				
	計画に定められている 債務免除等の金額 円				
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等				
保証債務の 一部履行に関する事項	主たる債務者 贈与を受けた法人・その他( )				
	債権者	氏名又は名称			
		住所又は所在地			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額	
		年 月 日		円	
	保証債務の一部 履行に関する事項	保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額	円
		年 月 日	円	円	円
	資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高 円				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうち「贈与を受けた法人の事業の用に供された部分」については、この明細書の対象となりませんが、この明細書のほか、「贈与を受けた法人の事業の用に供された部分」を記載する必要があります。

問与  
税理士名 ( ) (電話)

税務署  
整理欄

資産課税部門	名簿番号

(資6-96-A4統一)  
(平成26年4月1日以後贈与用)

改正前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	フリガナ	電話番号	( )
資産の種類	土地	宅地・その他( )	数量	( )	㎡
	建物等	事務所・工場・その他( )		( )	㎡
	工業所有権等	特許権・実用新案権・その他( )		( )	件
所在地等					
取得年月日	年 月 日	取得価額	( )	円	円
贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	( )	円	円
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他( )				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	% (計算根拠等)				
贈与後の利用状況					
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
	資本金又は出資金の額 円				
	常時使用する従業員の数 人				
法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役・その他( )			円
	資産を贈与した時	取締役・その他( )			円
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則				
	計画に定められている 債務免除等の金額 円				
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等				
保証債務の 一部履行に関する事項	主たる債務者 贈与を受けた法人・その他( )				
	債権者	氏名又は名称			
		住所又は所在地			
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額	
		年 月 日		円	
	保証債務の一部 履行に関する事項	保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額	円
		年 月 日	円	円	円
	資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高 円				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうち「贈与を受けた法人の事業の用に供された部分」については、この明細書の対象となりませんが、この明細書のほか、「贈与を受けた法人の事業の用に供された部分」を記載する必要があります。

問与  
税理士名 ( ) (電話)

税務署  
整理欄

資産課税部門	名簿番号

(資6-96-A4統一)  
(平成26年4月1日以後贈与用)

改正後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的  
この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2①イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄  
贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、( ) 内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。  
なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)} + \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}}{\text{A} + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}} \times \text{A}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、併せて専ら供されている部分の面積} + \text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積}}{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}} \times \text{当該建物等の床面積}$$

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄  
「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄  
イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。  
ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

改正前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的  
この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2①イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄  
贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、( ) 内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。  
なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)} + \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}}{\text{A} + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}} \times \text{A}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、併せて専ら供されている部分の面積} + \text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積}}{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}} \times \text{当該建物等の床面積}$$

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄  
「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄  
イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。  
ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

改正後

改正前

【平成\_\_年分】  
 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
 対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
 の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成\_\_年分】  
 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
 対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
 の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	関与税理士名(電話)
職業	

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	関与税理士名(電話)
職業	

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日(又は国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合(所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	□ 国外転出の日 年 月 日	・ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 国外転出の予定日 年 月 日 (譲渡又は決済の日(注))	～ 年 月 日
□ 贈与、相続又は遺贈の場合(所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有	□ 贈与の日 年 月 日	・ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 相続開始の日 年 月 日	～ 年 月 日

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日(又は国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合(所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	□ 国外転出の日 平成 年 月 日	・ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 国外転出の予定日 平成 年 月 日 (譲渡又は決済の日(注))	～ 平成 年 月 日
□ 贈与、相続又は遺贈の場合(所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有	□ 贈与の日 平成 年 月 日	・ 平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	□ 相続開始の日 平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏名	住所(又は居所)
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏名	住所(又は居所)
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等外債に帰する利益又は債権)	② 取得費	差引金額(①-②)
	円	円	円
総合課税	事業所得(営業等)		
総合課税	雑所得(その他)		
	短期		
総合課税	長期		
	一般株式等の譲渡		
分離課税	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等外債に帰する利益又は債権)	② 取得費	差引金額(①-②)
	円	円	円
総合課税	事業所得(営業等)		
総合課税	雑所得(その他)		
	短期		
総合課税	長期		
	一般株式等の譲渡		
分離課税	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
 なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
 なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等外債に帰する利益又は債権)	② 取得費	差引金額(①-②)
	円	円	円
総合課税	事業所得(営業等)		
総合課税	雑所得(その他)		
	短期		
総合課税	長期		
	一般株式等の譲渡		
分離課税	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等外債に帰する利益又は債権)	② 取得費	差引金額(①-②)
	円	円	円
総合課税	事業所得(営業等)		
総合課税	雑所得(その他)		
	短期		
総合課税	長期		
	一般株式等の譲渡		
分離課税	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕





改正後

改正前

【国外転出時課税（所法60条の2）用】

【国外転出時課税（所法60条の2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

種類	銘柄等	数量	所在	氏名		取得等年月日
				価額等	取得費	
				円	円	..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
計				◎		

種類	銘柄等	数量	所在	氏名		取得等年月日
				価額等	取得費	
				円	円	..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
						..
計				◎		

(注) 租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注) 租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。



改正後

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例	氏名（贈与者）		氏名（受贈者）	
									姓	名	姓	名
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの												
				円	円	・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）												
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの												
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
計				㉠								

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉠の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5の㉠」+「6の㉡」）	㉡	※ ㉡≧1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在居期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例	氏名（贈与者）		氏名（受贈者）	
									姓	名	姓	名
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの												
				円	円	・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）												
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの												
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
						・	・	・	・	・	・	・
計				㉠								

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉠の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5の㉠」+「6の㉡」）	㉡	※ ㉡≧1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在居期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---



改正後

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例
① 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..		/
						..		
						..		
						..		
② 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限内までに転じたもの（下記③を除く。）								
						..		移転等の日 (...)
						..		減額・取消
						..		移転等の日 (...)
						..		減額・取消
③ 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		/
						..		
						..		
計				㉞				

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉞の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の㉞」+「6の㉞」）	㉞	※ ㉞は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在在期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	--

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第号 (所令第273条の2第号)	遺産分割等の年月日	年 月 日

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例
① 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..		/
						..		
						..		
						..		
② 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限内までに転じたもの（下記③を除く。）								
						..		移転等の日 (...)
						..		減額・取消
						..		移転等の日 (...)
						..		減額・取消
③ 非居住者である相続人等に転じた対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		/
						..		
						..		
計				㉞				

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉞の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の㉞」+「6の㉞」）	㉞	※ ㉞は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在在期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	--

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第号 (所令第273条の2第号)	遺産分割等の年月日	年 月 日

改正後

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

氏名（被相続人）

氏名（被相続人）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等
計				円

種類	銘柄等	数量	所在	価額等
計				円

改 正 後

改 正 前

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

**1 使用目的**

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

**2 記載要領等**

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄については、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。)(以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)①に記載した対象資産に係る下記⑤)に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)②に記載した対象資産に係る下記⑤)に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

**1 使用目的**

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

**2 記載要領等**

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄については、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。)(以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)①に記載した対象資産に係る下記⑤)に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)②に記載した対象資産に係る下記⑤)に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

**改 正 後**

**改 正 前**

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄  
この欄には、対象資産の種類を記載します。  
（例） 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」 など

ロ 「銘柄等」欄  
この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。  
（例） 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」 など

ハ 「数量」欄  
この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄  
この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄  
この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄  
この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄  
この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄  
この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記5)に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄  
所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっ書で記載します。  
例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄  
この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄  
この欄には、対象資産の種類を記載します。  
（例） 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」 など

ロ 「銘柄等」欄  
この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。  
（例） 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」 など

ハ 「数量」欄  
この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄  
この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄  
この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄  
この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄  
この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄  
この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記5)に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄  
所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっ書で記載します。  
例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄  
この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正後

改正前

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、※ 所得税法第151条の5《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の適用がある場合の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分を除く。))の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、※ 所得税法第151条の5《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の適用がある場合の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法(第904条の2(寄与分を除く。))の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第919条第2項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

改正後

改正前

【平成\_\_年分】  
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【平成\_\_年分】  
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算	
所得金額	総合課税
	事業(営業等) ①
	雑 ②
	総合譲渡・一時 ③
	申告書B第一表④から⑥対応分計 ④
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤
	申告書B第三表⑦から⑩対応分計 ⑥
	一般株式等の譲渡 ⑦
	上場株式等の譲渡 ⑧
	上場株式等の配当等 ⑨
	先物取引 ⑩
分離課税	申告書B第三表⑪⑫対応分計 ⑪
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬)
	⑤ 対応分 ⑬
	⑥ 対応分 ⑭
	⑦⑧ 対応分 ⑮
	⑨ 対応分 ⑯
課税される所得金額	⑩ 対応分 ⑰
	⑪ 対応分 ⑱
	⑬ 対応分 ⑲
	⑭ 対応分 ⑳
	⑮ 対応分 ㉑
税金の計算	⑯ 対応分 ㉒
	⑰ 対応分 ㉓
	⑱ 対応分 ㉔
	⑲ 対応分 ㉕

⑯から㉕までの合計	㉖
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬から⑯対応分計)	㉗
差引所得税額 (㉖-㉗)	㉘
災害減免額	㉙
再差引所得税額(基準所得税額) (㉘-㉙)	㉚
復興特別所得税額 (㉚×2.1%)	㉛
所得税及び復興特別所得税の額 (㉚+㉛)	㉜
外国税額控除	㉝

納税猶予税額の計算	
(申告書B第一表④-⑩)の金額	A
(⑪-⑱)の金額	B
納税猶予分の所得税額等 (A-B) (※)	C 00
申告書B第一表⑭欄の金額	D 00
納税猶予税額	E 00
①<②…③の金額	
④≥⑤…⑥の金額	

申告期限までに納付する金額	
①-⑤	F 00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	G 00
増加する納税猶予税額 (E-G)	H 00

(注) ㉖の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算	
所得金額	総合課税
	事業(営業等) ①
	雑 ②
	総合譲渡・一時 ③
	申告書B第一表④から⑥対応分計 ④
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤
	申告書B第三表⑦から⑩対応分計 ⑥
	一般株式等の譲渡 ⑦
	上場株式等の譲渡 ⑧
	上場株式等の配当等 ⑨
	先物取引 ⑩
分離課税	申告書B第三表⑪⑫対応分計 ⑪
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬)
	⑤ 対応分 ⑬
	⑥ 対応分 ⑭
	⑦⑧ 対応分 ⑮
	⑨ 対応分 ⑯
課税される所得金額	⑩ 対応分 ⑰
	⑪ 対応分 ⑱
	⑬ 対応分 ⑲
	⑭ 対応分 ⑳
	⑮ 対応分 ㉑
税金の計算	⑯ 対応分 ㉒
	⑰ 対応分 ㉓
	⑱ 対応分 ㉔
	⑲ 対応分 ㉕

⑯から㉕までの合計	㉖
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬から⑯対応分計)	㉗
差引所得税額 (㉖-㉗)	㉘
災害減免額	㉙
再差引所得税額(基準所得税額) (㉘-㉙)	㉚
復興特別所得税額 (㉚×2.1%)	㉛
所得税及び復興特別所得税の額 (㉚+㉛)	㉜
外国税額控除	㉝

納税猶予税額の計算	
(申告書B第一表④-⑩)の金額	A
(⑪-⑱)の金額	B
納税猶予分の所得税額等 (A-B) (※)	C 00
申告書B第一表⑭欄の金額	D 00
納税猶予税額	E 00
①<②…③の金額	
④≥⑤…⑥の金額	

申告期限までに納付する金額	
①-⑤	F 00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	G 00
増加する納税猶予税額 (E-G)	H 00

(注) ㉖の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。



改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的  
この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等  
(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄  
「適用資産等<sup>(注1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(注2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。  
(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。  
(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄  
所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。  
イ 「遺産分割等の事由」欄  
遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄  
遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。  
ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄  
確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的  
この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等  
(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄  
「適用資産等<sup>(注1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(注2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。  
(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。  
(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄  
所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。  
イ 「遺産分割等の事由」欄  
遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄  
遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。  
ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄  
確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

税務署長 ____年__月__日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名 _____ 氏名 _____
納税管理人 ____年__月__日提出	納税管理人	住所 〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名 _____ 氏名 _____

税務署受付印

税務署長 平成____年__月__日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名 _____ 氏名 _____
納税管理人 平成____年__月__日提出	納税管理人	住所 〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名 _____ 氏名 _____

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)
- 帰国予定日  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)
- 帰国予定日  
平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

この欄には  
書かないで  
ください。 →

税務署 番	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

この欄には  
書かないで  
ください。 →

税務署 番	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

**2 記載要領等**

(1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄  
 非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄  
 所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

**2 記載要領等**

(1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄  
 非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄  
 所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署長印

_____ 税務署長  ____年__月__日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (H. _____)
		フリガナ 氏名	◎
	納税管理人	住所	〒 _____ (H. _____)
		フリガナ 氏名	◎

所得税法第137条の第\_\_項<sup>1</sup>の適用を受けていますが、平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_項<sup>3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成\_\_年\_\_月\_\_日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成\_\_年\_\_月\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所 \_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

この欄には記入しないでください。

税務署 印	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
----------	--------------------	-----	------	--------

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署長印

_____ 税務署長  平成__年__月__日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (H. _____)
		フリガナ 氏名	◎
	納税管理人	住所	〒 _____ (H. _____)
		フリガナ 氏名	◎

所得税法第137条の第\_\_項<sup>1</sup>の適用を受けていますが、平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_項<sup>3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成\_\_年\_\_月\_\_日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成\_\_年\_\_月\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所 \_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 平成\_\_年<sup>2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士	◎	電話番号
-------	---	------

この欄には記入しないでください。

税務署 印	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
----------	--------------------	-----	------	--------

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>（四）</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。  
 なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 （注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>（四）</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。  
 なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 （注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

**2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

**2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

**(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

**(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄**  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。  
**(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄**  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。  
**(8) 付表「適用資産等の明細」**  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄**  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。  
**(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄**  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。  
**(8) 付表「適用資産等の明細」**  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

この欄は  
記入しないで  
ください

通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

税務署長 \_\_\_\_\_

年 月 日提出

納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (〒 _____)
	フリガナ 氏名	_____ 氏名
納税管理 人	住所	〒 _____ (〒 _____)
	フリガナ 氏名	_____ 氏名

所得税法第137条の第 \_\_\_\_\_ 項<sup>①</sup>の適用を受けていますが、同条第 \_\_\_\_\_ 項<sup>②</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の第 \_\_\_\_\_ 項<sup>③</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成 \_\_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 現在の納税猶予期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
  - 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_ 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 確定する納税猶予期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_ 円
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
  - 一部確定事由が発生した適用資産等の明細
 

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円
- その他参考となる事項

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

改正前

この欄は  
記入しないで  
ください

通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
平成 年 月 日			

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

税務署長 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (〒 _____)
	フリガナ 氏名	_____ 氏名
納税管理 人	住所	〒 _____ (〒 _____)
	フリガナ 氏名	_____ 氏名

所得税法第137条の第 \_\_\_\_\_ 項<sup>①</sup>の適用を受けていますが、同条第 \_\_\_\_\_ 項<sup>②</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の第 \_\_\_\_\_ 項<sup>③</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成 \_\_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 現在の納税猶予期限 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
  - 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_ 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 確定する納税猶予期限 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_ 円
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
  - 一部確定事由が発生した適用資産等の明細
 

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円
- その他参考となる事項

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

**1 使用目的**  
 この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例のある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例のある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日から4月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>(91)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(92)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

(注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

**2 記載要領等**

(1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の運署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
 2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（運署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
 「1」 確定する納税猶予期限 欄は、上記1)の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成30年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成30年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「2」 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「4」 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

**1 使用目的**  
 この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例のある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例のある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日から4月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>(91)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(92)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

(注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

**2 記載要領等**

(1) 「納税者（代表者）」欄  
 所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の運署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄  
 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
 国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
 2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（運署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
 「1」 確定する納税猶予期限 欄は、上記1)の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成29年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成29年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「2」 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「4」 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） （④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。）	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算明細書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） （③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。） （100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円
--	---	---

(資6-104-2-A4統-1) H30.11

○ この付表1は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

平成 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） （④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。）	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算明細書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） （③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。） （100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円
--	---	---

(資6-104-2-A4統-1) H29.11

○ この付表1は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。



改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

Table with 5 columns for tax information and 15 rows for personal details like name, birth date, occupation, and residence.

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

Table for tax registration details including identification numbers and confirmation checkboxes.

Table with 5 columns for tax information and 15 rows for personal details, identical in structure to the 'After' version.

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

Table for tax registration details, identical in structure to the 'After' version.

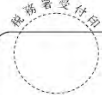
改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表</b> (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)</p> <p><b>1 使用目的</b></p> <p>この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b></p> <p>「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。</p> <p>この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。</p> <p>この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。</p> <p>また、「03 納税管理人の住所」欄及び「04 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。</p> <p>なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表</b> (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)</p> <p><b>1 使用目的</b></p> <p>この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b></p> <p>「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。</p> <p>この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。</p> <p>この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。</p> <p>また、「03 納税管理人の住所」欄及び「04 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。</p> <p>なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>

改正後

この欄は  
記入しないで  
ください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

 税務署長 年 月 日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒	(〒 )
		フリガナ 氏名		Ⓜ
	納税管理人	住所	〒	(〒 )
		フリガナ 氏名		Ⓜ

所得税法第137条の 第 項\*の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申出ます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成 年分 税務署 平成 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等  
(1) 現在の納税猶予期限 年 月 日  
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日  
年 月 日
- その他参考となる事項


関与税理士	Ⓜ	電話番号
-------	---	------

改正前

この欄は  
記入しないで  
ください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

 税務署長 平成 年 月 日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒	(〒 )
		フリガナ 氏名		Ⓜ
	納税管理人	住所	〒	(〒 )
		フリガナ 氏名		Ⓜ

所得税法第137条の 第 項\*の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申出ます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成 年分 税務署 平成 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等  
(1) 現在の納税猶予期限 平成 年 月 日  
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日  
平成 年 月 日
- その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号
-------	---	------

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正後

改正前

贈与税の納税猶予の継続届出書

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署  
受付印
平成 年 月 日  
 税務署長 千  
 届出者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日 平成
贈与者住所	氏名 ( 年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 ..... 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ..... 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) .. 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 \_\_\_\_\_ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 \_\_\_\_\_ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。(営農困難時貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書(特例農地等の異動の明細書)
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

*	通信日付印の年月日	確認印	納付整理簿	捺印	整理簿番号
	年 月 日				

税務署  
受付印
平成 年 月 日  
 税務署長 千  
 届出者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日 平成
贈与者住所	氏名 ( 年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 ..... 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ..... 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) .. 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 \_\_\_\_\_ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 \_\_\_\_\_ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。(営農困難時貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

*	通信日付印の年月日	確認印	納付整理簿	捺印	整理簿番号
	年 月 日				

改正後

(裏)  
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうち都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。))は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

2 この届出書の記載方法等

(1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があつた場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

(2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

(6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなつた特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設等の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正前

(裏)  
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要がある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうち都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。))は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

2 この届出書の記載方法等

(1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があつた場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

(2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

改正後

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
被相続人 住所	氏名 (年 月 日生)

- 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 ..... 円
- 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ..... 円
- 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過したため免除された相続税額 ..... 円
- 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) ..... 円
- 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。
- この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)
- 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」としております。(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書(特例農地等の異動の明細書)
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)
- 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	納付整理簿	捺算	整理簿番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

改正前

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
被相続人 住所	氏名 (年 月 日生)

- 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 ..... 円
- 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ..... 円
- 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過したため免除された相続税額 ..... 円
- 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) ..... 円
- 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。
- この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	納付整理簿	捺算	整理簿番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

改正後

(裏)  
記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過することの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。
- (2) 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は貸借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正前

(裏)  
記載方法等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過することの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。
- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は貸借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。



改 正 後

別紙 1  
特例農地等に係る農業経営に関する明細書

<p>租税特別措置法 第70条の4第27項 第70条の6第32項 の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。</p>	受贈者、相続人 (受遺者)の氏名
--	---------------------

1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 <small>(内作付面積)</small>	作付期間 <small>(種類品名等)</small>	生産量・飼育頭羽数 kg(頭羽)	出荷量 kg(頭羽)	主な出荷先(氏名・名称)	収入金額
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
合計			( )	( ~ )				

(資 1 2 - 3 4 - 1 - A 4 統一)

改 正 前

別紙 1  
特例農地等に係る農業経営に関する明細書

<p>租税特別措置法 第70条の4第27項 第70条の6第32項 の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。</p>	受贈者、相続人 (受遺者)の氏名
--	---------------------

1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 <small>(内作付面積)</small>	作付期間 <small>(種類品名等)</small>	生産量・飼育頭羽数 kg(頭羽)	出荷量 kg(頭羽)	主な出荷先(氏名・名称)	収入金額
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
			( )	( ~ )				
合計			( )	( ~ )				

(資 1 2 - 3 4 - 1 - A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。</p> <p>① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)</p> <p>② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人</p> <p>③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人</p> <p>④ 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている人</p> <p>1 本文の「第70条の4第27項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (注) 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合がありますので留意してください。</p> <p>(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。</p> <p>(4) 「作付期間(種類品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。</p> <p>(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 (注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。</p> <p>(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。</p> <p>(7) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積(内作付面積)」欄(「面積(内作付面積)」欄の内作付面積を除きます。)を記載し、「生産量・飼育頭羽数kg(頭羽)」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」、「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書のとおり」と記載してください。</p> <p>8 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」を提出してください。</p>	<p>(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。</p> <p>① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)</p> <p>② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人</p> <p>③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人</p> <p>④ 営農困難時貸付けを行っている人</p> <p>⑤ 特定貸付けを行っている人</p> <p>1 本文の「第70条の4第27項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (注) 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合がありますので留意してください。</p> <p>(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。</p> <p>(4) 「作付期間(種類品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。</p> <p>(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 (注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。</p> <p>(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。</p> <p>(7) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積(内作付面積)」欄(「面積(内作付面積)」欄の内作付面積を除きます。)を記載し、「生産量・飼育頭羽数kg(頭羽)」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」と記載してください。</p> <p>3 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を提出してください。</p>

改正後

改正前

別紙 4

特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書

相続人(受遺者)の氏名

--

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による都市農地の貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる特例農地等について引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細

番号	認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行った年月日	賃借権等の存続期間	借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
						借り受けている者の氏名又は名称
			m	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	

(資12-12-5-A4統一)

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が認定都市農地貸付け等を行っている場合に継続届出書の提出時における認定都市農地貸付け等に関する事項を届け出るときに使用してください。</p> <p>1 この明細書は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合等は、「自：平 ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平 ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。</p> <p>(4) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っている場合には、次により記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貸付けを行った年月日」欄は、「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。</li> <li>・ 「賃借権等の存続期間」欄、「借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」欄及び「借り受けている者の氏名又は名称」欄の記載は、不要です。</li> </ul> <p>2 納税猶予の適用を受ける特例農地等の全部について認定都市農地貸付け等を行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。</p> <p>3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

特例農地等の異動の明細書	受贈者、相続人(受遺者)の氏名	猶予整理簿 ※	検算 ※

特例農地等の異動の明細書	受贈者、相続人(受遺者)の氏名	猶予整理簿 ※	検算 ※

租税特別措置法 第70条の4第27項 の規定による継続届出書の提出期限前3年間に  
 第70条の6第32項  
 における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

租税特別措置法 第70条の4第27項 の規定による継続届出書の提出期限前3年間に  
 第70条の6第32項  
 における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	贈与価額・農業投資価格超過額	譲渡等の年月日様
			m <sup>2</sup>	円	. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .

(資12-13-A4統一)

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	贈与価額・農業投資価格超過額	譲渡等の年月日様
			m <sup>2</sup>	円	. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .
					. . .

(資12-13-A4統一)

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。</p> <p>1 本文の「租税特別措置法 <sup>第70条の4第27項</sup> <del>第70条の6第32項</del>」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。</p> <p>3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。</p> <p>4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。 (注) 農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、同法第43条第1項の規定による届出に係る受理通知書に記載されたその届出の効力発生日を記載するとともに、高度化施設用地と記載してください。</p> <p>5 上記4(注)の場合に該当する場合には、その特例農地等が農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。</p> <p>1 本文の「租税特別措置法 <sup>第70条の4第27項</sup> <del>第70条の6第32項</del>」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。</p> <p>3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。</p> <p>4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。</p>

改正後

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4 第8項適用分)  
 (措法第70条の6 第10項適用分)

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 (電話番号) 印

租税特別措置法第70条の4 第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)について同項の適用を引き続いて受けたので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項、第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった		昭和 平成	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名			

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地として利用されている部分
1		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……………① ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地として利用されている部分
1		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……………② ㎡  
 (注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書  
 (注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) ㎡/貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) ㎡= % (≥80%)  
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	簿子整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

改正前

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4 第8項適用分)  
 (措法第70条の6 第10項適用分)

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 (電話番号) 印

租税特別措置法第70条の4 第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)について同項の適用を引き続いて受けたので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項、第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった		昭和 平成	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名			

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地として利用されている部分
1		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……………① ㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地として利用されている部分
1		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
3		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
4		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用
5		田・畑 雑穀 ไร่ ( ) ( )	㎡	全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……………② ㎡  
 (注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書  
 (注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) ㎡/貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) ㎡= % (≥80%)  
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	簿子整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。  
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。  
ロ 「（作物名等）」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 10 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- 11 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。  
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。  
ロ 「（作物名等）」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 3 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 4 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 5 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 6 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 7 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 8 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 9 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 10 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。



改正後

改正前

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

〒 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 - - )

次の規定により、下記のとおり 贈与税 贈与税 相続税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

規定	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)
	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「」にレ印をしてください。

記

所在地	面積		計
譲渡等をした農地等	地目等、面積	㎡	㎡
贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
贈与の時の価額	円	円	円
農業投資価格	円	円	円
農業投資価格超過額	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等の対価の額	円	円	円
取得地等又は採寸する農地	所在地		
取得等予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得価額の見積額(代替農地等の取得の場合)	円	円	円
譲渡等の時における価額(代替農地等の付替えの場合)	円	円	円

贈与税理士 印 電話番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 通信日付印の年月日 確認印 整理番号

※欄は記入しないでください。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

〒 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 - - )

次の規定により、下記のとおり 贈与税 贈与税 相続税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

規定	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)
	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第30項 (代替農地等の取得)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第34項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「」にレ印をしてください。

記

所在地	面積		計
譲渡等をした農地等	地目等、面積	㎡	㎡
贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
贈与の時の価額	円	円	円
農業投資価格	円	円	円
農業投資価格超過額	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等の対価の額	円	円	円
取得地等又は採寸する農地	所在地		
取得等予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得価額の見積額(代替農地等の取得の場合)	円	円	円
譲渡等の時における価額(代替農地等の付替えの場合)	円	円	円

贈与税理士 印 電話番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 通信日付印の年月日 確認印 整理番号

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

### 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「耕作権」と併記してください。

- 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用）」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

- 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

- 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

- 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

#### 【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるもの区域

## 改 正 前

### 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「耕作権」と併記してください。

- 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用）」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

- 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

- 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

- 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

#### 【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるもの区域

改正後

代替農地等の取得価額等の明細書


〒 \_\_\_\_\_  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - -)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定

贈与税  租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)  
 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)

相続税  租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)  
 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地			
	地目等、面積①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額②	円	円	円
	譲渡の対価の額③	円	円	円
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地			
	地目等、面積④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出
	取得の態様			
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)⑤	円	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)⑥	円	円	円
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称			
	譲り渡した分 ② × ③ - (⑤+⑥)	円	円	円
	譲り渡した分 ① × ② + ③ (1を超えるときは1とする)⑦	㎡	㎡	㎡
譲り渡した分 ② × ③ + ⑥ (1を超えるときは1とする)⑧	円	円	円	

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。  
 2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士 印 電話番号 \_\_\_\_\_


整理番号 \_\_\_\_\_

改正前

代替農地等の取得価額等の明細書


〒 \_\_\_\_\_  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - -)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定

贈与税  租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)  
 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)

相続税  租税特別措置法施行令第40条の7第30項 (代替農地等の取得)  
 租税特別措置法施行令第40条の7第34項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地			
	地目等、面積①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額②	円	円	円
	譲渡の対価の額③	円	円	円
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地			
	地目等、面積④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出
	取得の態様			
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)⑤	円	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)⑥	円	円	円
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称			
	譲り渡した分 ② × ③ - (⑤+⑥)	円	円	円
	譲り渡した分 ① × ② + ③ (1を超えるときは1とする)⑦	㎡	㎡	㎡
譲り渡した分 ② × ③ + ⑥ (1を超えるときは1とする)⑧	円	円	円	

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。  
 2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士 印 電話番号 \_\_\_\_\_


整理番号 \_\_\_\_\_

改正後

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。  
この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。
- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。  
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
  - 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。
- 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。
  - 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。
  - 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。
- 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 次の①、②又は③に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合	（添付書類） その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	（添付書類） その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	（添付書類） 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

改正前

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。  
この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。
- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。  
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
  - 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。
- 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。
  - 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。
  - 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。
- 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合	（添付書類） 三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の4第1項又は第70の6第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
②	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	（添付書類） 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第232条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改正後

改正前

	被相続人の氏名				
	相続人の氏名				
<p>代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は第10号）</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。</p>					
譲渡等をした特例農地等の所在地番					
地目等					
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円	円

(資12-21-A4統一)

	被相続人の氏名				
	相続人の氏名				
<p>代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。</p>					
譲渡等をした特例農地等の所在地番					
地目等					
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円	円

(資12-21-A4統一)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。</p> <p>1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。</p> <p>2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。</p> <p>1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。</p> <p>2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</p>

改正後

改正前

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書  
(納税猶予事案用)

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書  
(納税猶予事案用)

税務署  
受付印

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

〒 \_\_\_\_\_

税務署長 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

税務署  
受付印

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

〒 \_\_\_\_\_

税務署長 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 贈与税  
第40条の7 第38項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係る  
代替農地等の取得価額の見積額等  
都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 贈与税  
第40条の7 第39項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係る  
代替農地等の取得価額の見積額等  
都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目等、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容					
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円	円
譲渡等及び採草放牧地取得見込みの明細	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目等、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容					
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円	円
譲渡等及び採草放牧地取得見込みの明細	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 通信日付印の年月日 確認印 整理簿番号  
年 月 日

※ 通信日付印の年月日 確認印 整理簿番号  
年 月 日

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>	<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>
<p>この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。</p> <p>なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。</p> <p>1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。</p> <p>2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。</p> <p>この場合、次の欄は次により記載してください。</p> <p>(1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。</p> <p>(2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田園住居地域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</p> <p>なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。</p> <p>3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。</p>	<p>この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。</p> <p>なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。</p> <p>1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。</p> <p>2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。</p> <p>この場合、次の欄は次により記載してください。</p> <p>(1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。</p> <p>(2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第1項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</p> <p>なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。</p> <p>3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。</p>



改正後

改正前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署  
受付印

\_\_\_\_ 税務署長

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項  
第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特別農地等の明細	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積 ①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容			
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の態様			
	譲渡の対価の額 ②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額 ③	円	円	円
	取得した農地又は採草放牧地の明細			
農地等の所在地				
地目等				
面積 ④	㎡	㎡	㎡	
農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	
取得の態様				
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得価額 ⑤	円	円	円	
買入先 住所又は所在地				
氏名又は名称				
買取る部分のたし算等	① × $\frac{②-⑤}{②}$	⑥	円	円
	③ × $\frac{②-⑤}{②}$	⑦	円	円
買取り部分のたし算等	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑧	円	円
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑨	円	円

関係代理人 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

\* 捺印 整理番号

(資12-36-A4統一) (平30.12)

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署  
受付印

\_\_\_\_ 税務署長

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項  
第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特別農地等の明細	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積 ①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容			
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の態様			
	譲渡の対価の額 ②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額 ③	円	円	円
	取得した農地又は採草放牧地の明細			
農地等の所在地				
地目等				
面積 ④	㎡	㎡	㎡	
農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	
取得の態様				
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得価額 ⑤	円	円	円	
買入先 住所又は所在地				
氏名又は名称				
買取る部分のたし算等	① × $\frac{②-⑤}{②}$	⑥	円	円
	③ × $\frac{②-⑤}{②}$	⑦	円	円
買取り部分のたし算等	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑧	円	円
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑨	円	円

(注) 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関係代理人 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

\* 捺印 整理番号

(資12-36-A4統一) (平28.6)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記 載 方 法 等</p> <p>この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。</p> <p>1 本文の「<small>第 23 条の7第25項</small> 租税特別措置法施行規則 <small>第 23 条の8第20項</small>」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「<small>第 23 条の8第20項</small>」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「<small>第 23 条の7第25項</small>」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。</p> <p>(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。</p> <p>(2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</p> <p>(3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</p> <p>3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。</p> <p>4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。</p> <p>5 代替農地等として取得した農地が農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。</p> <p>6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">記 載 方 法 等</p> <p>この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。</p> <p>1 本文の「<small>第 23 条の7第25項</small> 租税特別措置法施行規則 <small>第 23 条の8第20項</small>」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「<small>第 23 条の8第20項</small>」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「<small>第 23 条の7第25項</small>」の文字を横線で抹消してください。</p> <p>2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。</p> <p>(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。</p> <p>(2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</p> <p>(3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</p> <p>3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。</p> <p>4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。</p>

改正後

改正前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(資12-38-A4統一)

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(資12-38-A4統一)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。</li> <li>2 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。</li> <li>3 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</li> <li>4 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。</li> <li>5 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</li> <li>6 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。</li> <li>2 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。</li> <li>3 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。</li> <li>4 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。</li> <li>5 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。</li> <li>6 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。</li> </ol>

改正後

改正前

貸付特例適用農地等の（変更）届出書  
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

貸付特例適用農地等の（変更）届出書  
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 印  
(電話番号 )

第70条の4第8項 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 年 月 日届出分）については、

イ、同条 第10項 第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類） 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注） この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第27項 の規定により届け出ます。

（注） この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第27項 の規定により届け出ます。

（注） この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 印  
(電話番号 )

第70条の4第8項 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 年 月 日届出分）については、

イ、同条 第10項 第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類） 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注） この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第27項 の規定により届け出ます。

（注） この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同条 第40条の6第27項 第40条の7第27項 の規定により届け出ます。

（注） この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	昭和 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	昭和 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地の取得年月日	賃借権の消滅年月日
1			m <sup>2</sup>	( . . )	. . .
2				( . . )	. . .
3				( . . )	. . .
4				( . . )	. . .
5				( . . )	. . .

貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地の取得年月日	賃借権の消滅年月日
1			m <sup>2</sup>	( . . )	. . .
2				( . . )	. . .
3				( . . )	. . .
4				( . . )	. . .
5				( . . )	. . .

（注） 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 印 電話番号

（注） 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	核算	整理簿番号
	年 月 日				

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	核算	整理簿番号
	年 月 日				

改 正 後	改 正 前
<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p> <p>この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。</p> <p>2 この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。</p> <p>3 この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。</p> <p>「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日</p> <p>「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内</p> <p>「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内</p> <p>4 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。</p> <p>5 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。</p>	<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p> <p>この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。</p> <p>2 この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。</p> <p>3 この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。</p> <p>「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日</p> <p>「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内</p> <p>「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内</p> <p>4 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。</p> <p>5 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。</p>

改正後

改正前

**一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書**

税務署  
受付印
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 提出

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

税務署長 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の4第18項  
租税特別措置法 第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地  
上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた

第40条の6第39項  
第40条の7第42項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先(事業施行者)の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日		
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 ____年 ____月 ____日	
	貸付期限	貸付期限	平成 ____年 ____月 ____日	
地上権等の登記の有無	有 ・ 無			
貸貸料の金額	円 ・ 無償			
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに自己等の農業の用に供する予定です。

※欄は記入しないでください。

**一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書**

税務署  
受付印
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 提出

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

税務署長 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の4第18項  
租税特別措置法 第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地  
上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた

第40条の6第39項  
第40条の7第43項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先(事業施行者)の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日		
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 ____年 ____月 ____日	
	貸付期限	貸付期限	平成 ____年 ____月 ____日	
地上権等の登記の有無	有 ・ 無			
貸貸料の金額	円 ・ 無償			
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに自己等の農業の用に供する予定です。

※欄は記入しないでください。

関与税理士		㊞	電話番号	
-------	--	---	------	--

関与税理士		㊞	電話番号	
-------	--	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記載方法等</p>	<p>(裏) 記載方法等</p>
<p>この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。</p> <p>なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</li> <li>2 (1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。</li> <li>2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。</li> <li>「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注)自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。</li> <li>この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。</li> <li>この承認申請書には、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類</li> <li>一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し</li> </ol> </li> </ol>	<p>この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。</p> <p>なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 43 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</li> <li>2 (1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。</li> <li>2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。</li> <li>「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注)自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。</li> <li>この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。</li> <li>この承認申請書には、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類</li> <li>一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し</li> </ol> </li> </ol>



改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表		申請者氏名			
1 贈与 により特例農地等を取得した年月日等					
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日			
贈与者又は被相続人の住所・氏名	住所	氏名			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				( ) ㎡	有・無
2				( ) ㎡	有・無
3				( ) ㎡	有・無
4				( ) ㎡	有・無
5				( ) ㎡	有・無
6				( ) ㎡	有・無
7				( ) ㎡	有・無
8				( ) ㎡	有・無
9				( ) ㎡	有・無
10				( ) ㎡	有・無
合計				( ) ㎡	
上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6 第40項 第40条の7 第43項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則 第23条の7 第27項 第23条の8 第22項 に規定する契約書等の写し (別添のとおり。)					
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細					
所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表		申請者氏名			
1 贈与 により特例農地等を取得した年月日等					
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日			
贈与者又は被相続人の住所・氏名	住所	氏名			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				( ) ㎡	有・無
2				( ) ㎡	有・無
3				( ) ㎡	有・無
4				( ) ㎡	有・無
5				( ) ㎡	有・無
6				( ) ㎡	有・無
7				( ) ㎡	有・無
8				( ) ㎡	有・無
9				( ) ㎡	有・無
10				( ) ㎡	有・無
合計				( ) ㎡	
上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6 第40項 第40条の7 第44項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則 第23条の7 第27項 第23条の8 第22項 に規定する契約書等の写し (別添のとおり。)					
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細					
所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>	<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>
<p>1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。</p> <p>ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>(イ) 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(ロ) 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第43項」と「第23条の8第22項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第40項」と「第23条の7第27項」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>(3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。</p> <p>ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。</p>	<p>1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。</p> <p>ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>(イ) 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(ロ) 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第44項」と「第23条の8第22項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第40項」と「第23条の7第27項」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>(3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。</p> <p>ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。</p>

改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに係る  
地上権等が消滅した旨の届出書

一時的道路用地等としての貸付けに係る  
地上権等が消滅した旨の届出書

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に  
第70条の6第22項 に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した  
第40条の6第44項 第40条の7第49項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日  
貸付期限 平成 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等

番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積 (.....)㎡ ㎡	地上権等の 登記の有無	(2) (1)のうち貸付終了後の土地利用状況等	
						自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	現在(今後)の 利用状況
1				(.....)㎡ ㎡	有・無		
2				(.....)㎡ ㎡	有・無		
3				(.....)㎡ ㎡	有・無		
4				(.....)㎡ ㎡	有・無		
5				(.....)㎡ ㎡	有・無		
6				(.....)㎡ ㎡	有・無		
7				(.....)㎡ ㎡	有・無		
8				(.....)㎡ ㎡	有・無		
9				(.....)㎡ ㎡	有・無		
10				(.....)㎡ ㎡	有・無		
合 計				(.....)㎡ ㎡			㎡

(3) (2)の土地について  
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したことが貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること  
(又は遅滞なく耕作する見込みであることを証する農業委員会の書類)  
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類  
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に  
第70条の6第22項 に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した  
第40条の6第44項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日  
貸付期限 平成 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等

番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積 (.....)㎡ ㎡	地上権等の 登記の有無	(2) (1)のうち貸付終了後の土地利用状況等	
						自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	現在(今後)の 利用状況
1				(.....)㎡ ㎡	有・無		
2				(.....)㎡ ㎡	有・無		
3				(.....)㎡ ㎡	有・無		
4				(.....)㎡ ㎡	有・無		
5				(.....)㎡ ㎡	有・無		
6				(.....)㎡ ㎡	有・無		
7				(.....)㎡ ㎡	有・無		
8				(.....)㎡ ㎡	有・無		
9				(.....)㎡ ㎡	有・無		
10				(.....)㎡ ㎡	有・無		
合 計				(.....)㎡ ㎡			㎡

(3) (2)の土地について  
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したことが貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること  
(又は遅滞なく耕作する見込みであることを証する農業委員会の書類)  
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類  
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	整理簿	整理簿番号
年 月 日			

通信日付印の年月日	確認印	整理簿	整理簿番号
年 月 日			

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>	<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>
<p>この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。</p> <p>1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>3 この届出書の本文中、平成_____年_____月_____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。</p> <p>4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。</p> <p>(7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。</p> <p>5 この届出書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類</p> <p>(3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）</p> <p>(4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。</p>	<p>この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。</p> <p>1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>3 この届出書の本文中、平成_____年_____月_____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。</p> <p>4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。</p> <p>(7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。</p> <p>5 この届出書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類</p> <p>(3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）</p> <p>(4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。</p>

改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 印 (電話番号)

第70条の4第18項 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第46項 第40条の7第51項 の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 住所 氏名

2 被相続人の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日 当初の貸付期限 平成 年 月 日 延長後の貸付期限 平成 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積	
					有・無	面積
1			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
2			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
3			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
4			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
5			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
6			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
7			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
8			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
9			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
10			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
合計				(.....)㎡	(.....)㎡	㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 第23条の8第27項 に規定する契約書等の写し(別紙のとおり)

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 印 (電話番号)

第70条の4第18項 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第46項 第40条の7第52項 の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 住所 氏名

2 被相続人の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日 当初の貸付期限 平成 年 月 日 延長後の貸付期限 平成 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積	
					有・無	面積
1			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
2			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
3			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
4			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
5			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
6			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
7			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
8			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
9			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
10			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡	㎡
合計				(.....)㎡	(.....)㎡	㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 第23条の8第27項 に規定する契約書等の写し(別紙のとおり)

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

※ 送信日付印の年月日 確認印 整理簿番号

年 月 日

※ 送信日付印の年月日 確認印 整理簿番号

年 月 日

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>	<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>
<p>この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。</p> <p>1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で打消してください。</p> <p>2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。</p> <p>3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(3) 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。</p> <p>4 この届出書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面</p> <p>(2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し</p>	<p>この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。</p> <p>なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。</p> <p>1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で打消してください。</p> <p>2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 (注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。</p> <p>3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。</p> <p>(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(3) 「面積」欄は、次によって記載してください。</p> <p>イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。</p> <p>ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。</p> <p>(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。</p> <p>4 この届出書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面</p> <p>(2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し</p>

改正後

改正前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付  
農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付  
農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

平成 年 月 日

税務署  
受付印

税務署長 印

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の4第22項  
租税特別措置法 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
平成 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け  
を行う見込みです。ついで、同条 第23項  
第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令  
第40条の6第55項  
第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を贈与 相続(遺贈) により取得した年月日	昭和 平成	年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
.....  
.....  
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項**

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 年 月 日
--	----------

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情  
(事情) .....

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農地利用集積内消化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	整理番号
年 月 日		

平成 年 月 日

税務署  
受付印

税務署長 印

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の4第22項  
租税特別措置法 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
平成 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け  
を行う見込みです。ついで、同条 第23項  
第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令  
第40条の6第55項  
第40条の7第58項 の規定により承認申請します。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を贈与 相続(遺贈) により取得した年月日	昭和 平成	年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
.....  
.....  
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項**

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 年 月 日
--	----------

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情  
(事情) .....

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農地利用集積内消化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	整理番号
年 月 日		

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 58 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

被相続人の氏名

被相続人の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

〒

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 \_\_\_\_\_

相続税の申告書を提出する者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の賃借権等の消滅申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第40条の7第58項の規定の適用を受けます。

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の賃借権等の消滅申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第40条の7第59項の規定の適用を受けます。

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に供した年月日	自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日
			m <sup>2</sup>	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に供した年月日	自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日
			m <sup>2</sup>	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-116-A4統一)

(資12-116-A4統一)

改 正 後	改 正 前
<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>	<p>(裏) 記 載 方 法 等</p>
<p>この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</li> <li>3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>5 「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。</li> <li>6 「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。</li> <li>7 この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。</li> <li>8 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。</li> </ol>	<p>この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</li> <li>3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>5 「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。</li> <li>6 「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。</li> <li>7 この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。</li> <li>8 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。</li> </ol>

改正後

改正前

被相続人の氏名

被相続人の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

〒

相続税の申告書を提出する者 住所

相続税の申告書を提出する者 住所

氏名 電話

氏名 電話

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄 がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄 賃借権等の消滅 があった日から1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第58項の規定の適用を受けます。

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄 がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄 賃借権等の消滅 があった日から1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第59項の規定の適用を受けます。

番号	所在場所	地目	面積	新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日
			㎡	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

番号	所在場所	地目	面積	新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日
			㎡	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

(資12-117-A4統一)

改 正 後	改 正 前
<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p>	<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p>
<p>この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前2月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。</li> <li>3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>5 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。</li> <li>6 この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。          なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したごとに提出します。</li> <li>7 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。</li> </ol>	<p>この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前2月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。</li> <li>3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>5 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。</li> <li>6 この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。          なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したごとに提出します。</li> <li>7 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。</li> </ol>

改正後

改正前

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署  
受付印
平成\_\_年\_\_月\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 〒  
 届出者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 - - )  
 租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

税務署  
受付印
平成\_\_年\_\_月\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 〒  
 届出者住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 - - )  
 租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所	氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成	年 月 日

**2 特定貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

**3 平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項**

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所	氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成	年 月 日

**2 特定貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

**3 平成26年3月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項**

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

改 正 後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
  - ② 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第 1 号イ又は同項第 2 号に定める農地所有者代理事業及び同項第 1 号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
  - ③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。

2 次の A 又は B の場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき  
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき  
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。

3 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改 正 前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
  - ② 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第 1 号イ又は同項第 2 号に定める農地所有者代理事業及び同項第 1 号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
  - ③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。

2 次の A 又は B の場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき  
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき  
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。

3 この届出書には付表 1、2 の 1 及び 2 の 2 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1 及び 2 の 2 は、平成 26 年 3 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 21 年 12 月 14 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。</p> <p>3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」も作成してください。</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。</p> <p>3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」も作成してください。</p>





改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。</p> <p>1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に記載します。</p> <p>1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</li> <li>2 この付表は、次により記載してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</li> <li>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</li> <li>2 この付表は、次により記載してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。</li> <li>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</li> </ol> </li> </ol>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。</p> <p>1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</p>	<p>(新規)</p>

改 正 後	改 正 前
-------	-------

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
  - (1) (1)を○で囲んだ人
    - イ (3)の貸付けにも該当する場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）
      - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
    - ロ 上記以外の場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
      - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (2) (2)を○で囲んだ人
 

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

    - イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
    - ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
      - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (3) (3)を○で囲んだ人
    - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
- 2 平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるもの旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
  - (1) (1)を○で囲んだ人
    - イ (3)の貸付けにも該当する場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
      - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
    - ロ 上記以外の場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
      - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (2) (2)を○で囲んだ人
 

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

    - イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
    - ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
      - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
      - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (3) (3)を○で囲んだ人
    - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
- 2 平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続(遺贈)により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p style="text-align: center;">「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧</p> <p>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。</p> <p>1 (1)を○で囲んだ人</p> <p>(1) (3)の貸付けにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地中間管理機構の書類</b>（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）</li> <li>・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類</li> </ul> <p>(2) 上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地中間管理機構の書類</b></li> <li>・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> </ul> <p>2 (2)を○で囲んだ人</p> <p>次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類</p> <p>(1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長の書類</b></li> </ul> <p>(2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地利用集積円滑化団体の書類</b></li> <li>・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> </ul> <p>3 (3)を○で囲んだ人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する<b>市町村長の書類</b></li> </ul>	<p style="text-align: center;">「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧</p> <p>賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。</p> <p>1 (1)を○で囲んだ人</p> <p>(1) (3)の貸付けにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地中間管理機構の書類</b></li> <li>・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類</li> </ul> <p>(2) 上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地中間管理機構の書類</b></li> <li>・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> </ul> <p>2 (2)を○で囲んだ人次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類</p> <p>(1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長の書類</b></li> </ul> <p>(2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する<b>農地利用集積円滑化団体の書類</b></li> <li>・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> </ul> <p>3 (3)を○で囲んだ人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する<b>市町村長の書類</b></li> </ul>
(資12-121-3-A4統一)	(資12-121-3-A4統一)



改正後

改正前

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

平成 年 月 日

税務署  
受付印

税務署長

〒

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 - - )

第2号 認定都市農地貸付け  
第3号 農園用地貸付け

租税特別措置法第70条の6の4第2項 に行った下記の  
特別農地等については同条第1項の規定を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所(居所)	氏名
届出者が被相続人から特別農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日

**2 認定都市農地貸付け等に関する事項**

(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けた者	住所(居所)又は本語(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③貸借権等の存続期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限り。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の(2)~(4)の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特別農地等の明細は、付表1のとおりです。

**3 平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特別農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限り。)**が有する特別農地等に関する事項

農業相続人が有する特別農地等の取得をした日における当該特別農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(裏) 記 載 方 法 等</p> <p>1. この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。</p> <p>(1) 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき</p> <p>(2) 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき</p> <p>(3) 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき</p> <p>2. この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。 なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったことに提出が必要です。</p> <p>(1) 上記 1 (1)に掲げる場合 この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。</p> <p>(2) 上記 1 (2)及び(3)に掲げる場合 次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。</p> <p>① 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>② 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。 なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。</p> <p>3. この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。</p> <p>4. この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。 なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。</p> <p>5. 上記 1 (2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。</p> <p>6. この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。</p> <p>7. 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。</p> <p>8. 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。</p>	<p>(新規)</p>



## 改正後

(裏)  
記載方法等

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 認定都市農地貸付け等を行った人が平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」及び「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」も作成してください。

## 改正前

(新規)



## 改正後

(裏)  
記載方法等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」は、認定都市農地貸付け等を行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改正前

(新規)



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p>この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」は、認定都市農地貸付け等を行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。</p> <p>なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。</p> <p>1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この付表は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。</p> <p>(2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</p> <p>(3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</p> <p>(4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。</p>	<p>(新規)</p>





## 改正後

(裏)  
記載方法等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」は、認定都市農地貸付け等を行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。

1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。

2 この付表は、次により記載してください。

- (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
- (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改正前

(新規)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧</b></p> <p>認定都市農地貸付け等に関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。</p> <p>1 認定都市農地貸付け等に関する届出書の「2 認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ次にそれぞれに定める書類を添付してください。</p> <p>(1) (1)を○で囲んだ人 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に規定する申請者が届出の貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類の写し</b></p> <p>(2) (2)を○で囲んだ人 (⑤に該当する人を除きます。) 地方公共団体又は農業協同組合が届出の貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第2条第2項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></p> <p>(3) (3)を○で囲んだ人 (⑤に該当する人を除きます。) 農業相続人が届出の貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></p> <p>(4) (4)を○で囲んだ人 (⑤に該当する人を除きます。) 地方公共団体又は農業協同組合以外の者が届出の貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></p> <p>(5) (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>① (2)又は(4)を○で囲んだ人 届出の貸付けに基づき借り受けた人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類</b></p> <p>② (3)を○で囲んだ人 農業相続人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに届出の貸付けにつき租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類</b></p> <p>2 平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した<b>市町村長の書類</b>を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">(資12-130-4-A4統一)</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について  
新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長 氏 名

届出者 住所(居所) 氏 名

(電話番号)

租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け  
第3号に規定する農園用地貸付け

については、平成 年 月 日に<sup>※1</sup>があり、新たな認定都市農地貸付け等を行いましたので、同条第<sup>※2</sup>項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所(居所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日

**2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**  
(注) 下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名又は名称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)(東借の詳細)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、附表のとおりです。

**3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項**  
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名又は名称
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、附表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。)

(4) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の(2)~(4)の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士 印 電話番号

年 月 日	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
-------	-----------	-----	-------

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

改正後

改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のA又はBに掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合  
賃借権等の消滅等があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき  
新たな認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の※1及び※2の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第3項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第4項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第6項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

(新規)

改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について  
新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書 付表

届出者氏名

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。  
また、この届出書により届け出る新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積
1			m <sup>2</sup>
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

↑ 上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して  
新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅等があった日から1年以内に新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-131-2-A4統一)

(新規)

## 改正後

## 改正前

(裏)  
記載方法等

- 1 この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、1筆の農地ごとに記載してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。
  - (5) 記載した賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧</b></p> <p>賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1)を○で囲んだ人 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に規定する申請者がその貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類の写し</b></li> <li>2 (2)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。 地方公共団体又は農業協同組合がその貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第2条第2項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> <li>3 (3)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。 農業相続人がその貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> <li>4 (4)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。 地方公共団体又は農業協同組合以外の者がその貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する<b>農業委員会の書類</b></li> <li>5 (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人 次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (2)又は(4)を○で囲んだ人 その貸付けに基づき借り受けた者が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類</b></li> <li>(2) (3)を○で囲んだ人 農業相続人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びにその貸付けにつき租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する<b>市町村長又は特別区の区長の書類</b></li> </ol> </li> </ol> <p style="text-align: center;">(資12-131-3-A4統一)</p>	<p>(新規)</p>



改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

平成 年 月 日

税務署  
受付印

\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者 住 所 (居 所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付けを行った下記の特例農地等第3号に規定する農園用地貸付けについては、平成 年 月 日に<sup>※1</sup> \_\_\_\_\_ があり、平成 年 月 日に自己の農業の用に供し、同条第<sup>※2</sup> 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

**1 被相続人に関する事項**

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭 和 平 成 年 月 日

**2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**  
(注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

① 借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は 本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
② 認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③ 賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
(事情の詳細)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項**

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

※欄は記入しないでください。

(新規)

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※	年 月 日		

改正後

改正前

(新規)

(表)  
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合  
賃借権等の消滅等があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき  
自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の※1及び※2の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第3項  【農園用地貸付けを行っていた場合】 第4項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第6項
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 付表

届出者氏名

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。  
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時点における利用状況
1			㎡	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

↑ 上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅等があった日から1年以内に新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

## 改正後

## 改正前

(裏)  
記載方法等

- 1 この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、1筆の農地ごとに記載してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。
  - (5) 「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時ににおける利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時ににおける作付状況を記載してください。
  - (6) 記載した賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

(新規)

改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る  
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第2号に規定する認定都市農地貸付け  
第3号に規定する農園用地貸付け

租税特別措置法第70条の6の4第2項  
第3号の貸付け等を行った下記の特例農地等  
については、平成 年 月 日に \_\_\_\_\_ があり、同日から1年以内に新たな認定都市  
農地貸付け等を行う見込みです。ついで、同条第 \_\_\_\_\_ 項の規定の適用を受けたいので、租税特別  
措置法施行令第40条の7の4第 \_\_\_\_\_ 項の規定により承認申請します。

**1 被相続人等に関する事項**

被相続人	住所 (居所)	氏名
------	------------	----

届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日 昭和 年 月 日  
平成 年 月 日

**2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**  
(注)下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2  
項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けて いた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地	氏名 又は 名称
---------------	------------------------------------	----------------

②認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
------------------------	----------	------------	--------------------------

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の  
消滅があった場合に記載してください。)  
(事情の経緯)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例  
農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項**

新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日 平成 年 月 日  
(特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場  
合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)

賃借権等の消滅等があった日から2月以内に認定都市農地貸付け等ができない事情  
(事情)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例  
農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)  
【認定都市農地貸付け】  
(1) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け  
【農園用地貸付け】  
(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団  
体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け  
(3) 特定農地貸付法の規定により農業相継人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付  
協定を市町村と締結しているものに限ります。)  
(4) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの  
用に供されるための貸付け  
 上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入  
れてください。)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	整理番号
年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- この申請書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※1から※3までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2	※3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号に規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第3項	第3項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第4項	第5項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項	第3項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	第6項	第7項
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除		
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し		
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し		
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	第6項	第7項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止		

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

改正後

改正前

(新規)

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る 新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書 付表				申請者氏名
<p>貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。 また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。</p>				
番号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等の 貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			m	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日
<p>↑ 上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。</p>				

※ 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

## 改正後

## 改正前

(裏)  
記載方法等

(新規)

- 1 この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、1筆の農地ごとに記載してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。
  - (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅等があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄の記載は要しません。
  - (6) 記載した賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。



改正後

改正前

「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな  
認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人  
承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、農業相続人がその貸付都市農地等の所在地の市町村長又は特別区の区長に提出した新たな認定都市農地貸付けの申込書の写し
- 2 (2)～(4)を○で囲んだ人で、□にチェックを入れていない人  
承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、農業相続人がその貸付都市農地等の所在地を管轄する農業委員会に提出した新たな農園用地貸付けの申込書の写し
- 3 (2)～(4)を○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人  
承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、農業相続人がその貸付都市農地等の所在地の市町村長又は特別区の区長に提出した新たな農園用地貸付けの申込書の写し

(資12-133-3-A4統一)

(新規)

改正後

改正前

農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

下記の農地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法

第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け  
第3号に規定する農園用地貸付けを行ったので、同条第1項の規定の適用

を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の住所及び氏名	住所(居所)	氏名
下記の農地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日		平成 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等を行った農地に関する事項

(注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行った場合、「認定都市農地貸付け等を行った年月日」欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づき最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

番号	所在場所	地目	面積	認定都市農地貸付け等を行った年月日	認定都市農地貸付け等に関する届出書の提出予定年月日
1			m	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日	平成 年 月 日
3				平成 年 月 日	平成 年 月 日
4				平成 年 月 日	平成 年 月 日
5				平成 年 月 日	平成 年 月 日
6				平成 年 月 日	平成 年 月 日
7				平成 年 月 日	平成 年 月 日
8				平成 年 月 日	平成 年 月 日
9				平成 年 月 日	平成 年 月 日
10				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-135-A4統一)

(新規)

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">(裏) 記 載 方 法 等</p> <p>この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、認定都市農地貸付け等（租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付けをいいます。以下同じです。）を行った日の翌日から2月を経過する日が認定都市農地貸付け等を行った農地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該認定都市農地貸付け等につき「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。</p> <p>なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">①</td> <td>農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行い、当該認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等のうち農地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限において認定都市農地貸付け等を行っており、当該認定都市農地貸付け等を行っている農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合</td> </tr> </table> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。</li> <li>2 この明細書は、1筆の農地ごとに記載してください。</li> <li>3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。</li> <li>4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。</li> <li>5 「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行った農地の面積を記載してください。</li> <li>6 この明細書に記載した農地に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」は、認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に所轄の税務署長へ提出してください。</li> </ol> <p>なお、届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 この明細書に記載した農地については、相続税の申告書第12表にも記載してください。</li> </ol>	①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行い、当該認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合	②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等のうち農地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限において認定都市農地貸付け等を行っており、当該認定都市農地貸付け等を行っている農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合	<p>(新規)</p>
①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行い、当該認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合				
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等のうち農地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限において認定都市農地貸付け等を行っており、当該認定都市農地貸付け等を行っている農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合				

改正後

改正前

相続税の免除届出書

相続税の免除届出書

税務署  
 受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長  
 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_したので、相続特別措置法第70条の6第39項の規定  
 により下記の相続税を免除されたいので相続特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_

記

平成 \_\_\_\_年分 相続税  
 免除を受ける相続税の額 \_\_\_\_\_円  
 相続税の一部免除の場合  
 1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限りです。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）  
 納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）  
 \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 = \_\_\_\_\_円  
 [相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額] [100円未満は切り捨てて下さい。]  
 2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）  
 納税猶予分の相続税額 [市町村区域内農地等(一定のもの<sup>※</sup>)を除く]である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額 [市町村区域内農地等(一定のもの<sup>※</sup>)を除く]である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額  
 [ \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 ] - \_\_\_\_\_円  
 [相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額]  
 (免除額)  
 = \_\_\_\_\_円 (100円未満は切り捨てて下さい。)  
 (※)上記の一定のものについては、裏面2(4)(※)を参照してください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士	_____	電話番号	_____						
※	<table border="1"> <tr> <th>納付整理簿</th> <th>検 算</th> <th>整理簿番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	納付整理簿	検 算	整理簿番号					
納付整理簿	検 算	整理簿番号							

税務署  
 受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長  
 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_したので、相続特別措置法第70条の6第39項の規定  
 により下記の相続税を免除されたいので相続特別措置法施行令第40条の7第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 農業相続人との続柄 \_\_\_\_\_

記

平成 \_\_\_\_年分 相続税  
 免除を受ける相続税の額 \_\_\_\_\_円  
 相続税の一部免除の場合  
 1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限りです。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）  
 納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）  
 \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 = \_\_\_\_\_円  
 [相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額] [100円未満は切り捨てて下さい。]  
 2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）  
 納税猶予分の相続税額 [市町村区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額] [市町村区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額]  
 [ \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_円 ] - \_\_\_\_\_円  
 [相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額]  
 (免除額)  
 = \_\_\_\_\_円 (100円未満は切り捨てて下さい。)  
 (※)上記の一定のものについては、裏面2(4)(※)を参照してください。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士	_____	電話番号	_____						
※	<table border="1"> <tr> <th>納付整理簿</th> <th>検 算</th> <th>整理簿番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	納付整理簿	検 算	整理簿番号					
納付整理簿	検 算	整理簿番号							

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">記載方法等</p> <p>この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。</p> <p><b>1 届出書を提出する人</b></p> <p>(1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者</p> <p>(2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人</p> <p>(3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。</p> <p>イ 免除事由が上記1の(1)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」</p> <p>ロ 免除事由が上記1の(2)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」</p> <p>ハ 免除事由が上記1の(3)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」</p> <p>(2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。</p> <p>(3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。</p> <p>(4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。</p> <p>イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。</p> <p>ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの<sup>(※)</sup>を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。</p> <p>(※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。</p> <p>① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合</p> <p style="padding-left: 20px;">田園住居地域内にある農地であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等</p> <p>② ①以外の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">都市営農農地等</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">記載方法等</p> <p>この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。</p> <p><b>1 届出書を提出する人</b></p> <p>(1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者</p> <p>(2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人</p> <p>(3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。</p> <p>イ 免除事由が上記1の(1)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」</p> <p>ロ 免除事由が上記1の(2)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」</p> <p>ハ 免除事由が上記1の(3)の場合 例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」</p> <p>(2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。</p> <p>(3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。</p> <p>(4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。</p> <p>イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。</p> <p>ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。</p>

改正後

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 受付印

税務署長 \_\_\_\_\_ 年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_ 千

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - - )

第70条の7第1項 贈与税  
租税特別措置法第70条の7の2第1項 の規定による 相続税  
第70条の7の4第1項 の規定による 相続税

第9項  
第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第8項

※欄は記入しないでください。

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 \_\_\_\_\_ 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数は金額
イ	・		株(口・円)
ロ	・		株(口・円)

- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_
- 5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

- 【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類
- ① 定款の写し
  - ② 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限ります。)
  - ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。)
  - ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
  - ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。 )又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。 )の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し
  - ⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
  - ⑦ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び④の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 受付印

税務署長 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_ 千

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - - )

第70条の7第1項 贈与税  
租税特別措置法第70条の7の2第1項 の規定による 相続税  
第70条の7の4第1項 の規定による 相続税

第9項  
第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第8項

※欄は記入しないでください。

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 \_\_\_\_\_ 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数は金額
イ	・		株(口・円)
ロ	・		株(口・円)

- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_
- 5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

- 【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類
- ① 定款の写し
  - ② 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限ります。)
  - ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。)
  - ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
  - ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。 )又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。 )の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し
  - ⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
  - ⑦ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び④の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改正後

(表)  
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方
- イ 経営(贈与)承継期間<sup>(第1)</sup>の場合 第一種(贈与)基準日<sup>(第2)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日<sup>(第3)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種(贈与)基準日」とは、経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方
- イ 経営相続承継期間<sup>(第4)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(第5)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(第6)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得したものである場合(報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り。)(注)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。(提出書類)
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(第1)</sup>
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書<sup>(第1)</sup>
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。)
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)(注)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し<sup>(第2)</sup>
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(表)  
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方
- イ 経営(贈与)承継期間<sup>(第1)</sup>の場合 第一種(贈与)基準日<sup>(第2)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日<sup>(第3)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種(贈与)基準日」とは、経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方
- イ 経営相続承継期間<sup>(第4)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(第5)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(第6)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得したものである場合(報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り。)(注)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。(提出書類)
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(第1)</sup>
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書<sup>(第1)</sup>
- ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。)
- ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)(注)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し<sup>(第2)</sup>
- (※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- (※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書（特例措置）  
相続税

税務署  
受付印

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

届出者 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第1項 贈与税  
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、  
第70条の7の8第1項 相続税

第6項  
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第6項

非上場株式等の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日	年 月 日
贈与者	住所	氏名
被相続人		

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。） \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
相続税 額 \_\_\_\_\_円

3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）  
の数は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・		株(口・円)
ロ	・		株(口・円)

4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限りません。）
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。）
- ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し
- ⑥ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第15項第6号、同規則第23条の12の3第15項第6号（同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。）の規定に該当する場合（裏面の4参照）には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告に係る同条第14項の確認書の写し
- ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑧ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び③の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

贈与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

送付日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

幸福は記入しなくて大丈夫

(新規)



改正後

改正前

(裏)  
記載方法等

(新規)

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間<sup>(※1)</sup>の場合 第一種（贈与）基準日<sup>(※2)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日<sup>(※2)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- （注1）「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注2）「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注3）「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営相続承継期間<sup>(※4)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(※5)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(※5)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- （注4）「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与の日属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日まででの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- （注5）「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- （注6）「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(※)</sup>により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り）に記載してください。
- \* 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号に規定する贈与をいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
  - ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
  - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。
- 5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
- （提出書類）
- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(※1)</sup>
  - ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
    - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書<sup>(※1)</sup>
    - ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り）
    - ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し<sup>(※2)</sup>
- （※1）①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要があります。
- （※2）②ハの書類は、（※1）のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)		受贈者・相続人(受遺者)の氏名	人	方	種	級
<p>租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。</p>						
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)			
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(第11)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度			
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・ ・				
<p>※基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。</p>						
<p>基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の3第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)<sup>(第2)</sup></p>						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額						円
② 直前の事業年度末における準備金の額						円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額						円
④ 直前の事業年度における総収入金額						円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(第3)</sup>	帳簿価額	運用収入				
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円	
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円			
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)						円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)						円
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/③+⑥)	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%			

(資12②-39-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。この明細書は「非上場株式会社等」についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)と一緒に提出してください。

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(真)</p> <p>1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。</p> <p>2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。</p> <p>3 「特例経営承継者」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p>4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。</p> <p>(注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。</p> <p>(注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合には、同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまでの要件又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。</p> <p>(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。</p> <p>(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額  
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 力 確 認 ※ ※		
<b>1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細</b>				
「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)」の1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。				
番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
<b>2 再計算免除贈与税・相続税額の明細</b>				
「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)」の1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。				
番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額	
	.		円	
	.		円	
	.		円	

※欄には記載しないでください。

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額  
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 力 確 認 ※ ※		
<b>1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細</b>				
「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)」の1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。				
番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
<b>2 再計算免除贈与税・相続税額の明細</b>				
「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)」の1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。				
番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額	
	.		円	
	.		円	
	.		円	

※欄には記載しないでください。

改正後	改正前
(裏)	(裏)
<p>1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。</p> <p>2 「期限の到来した事由」中</p> <p>イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>3 「事由が生じた年月日」とは、</p> <p>イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。</p> <p>4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第24項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。</p> <p>5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第21項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。</p> <p>6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第21項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。</p>	<p>1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。</p> <p>2 「期限の到来した事由」中</p> <p>イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。</p> <p>3 「事由が生じた年月日」とは、</p> <p>イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。</p> <p>4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第24項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。</p> <p>5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第21項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。</p> <p>6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第21項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。</p>

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名

入力欄

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定（同法第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）に該当することにより免除された猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定 (該当する規定にレ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8第17項	円

3 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
			円
			円
			円

※欄には記載しないでください。

(新規)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。</p> <p>2 「期限の到来した事由」中</p> <p>イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第1号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第1号に該当した場合をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第4項第2号に該当した場合をいいます。</p> <p>ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第3号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第4号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第5号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第6号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは同法第70条の7の8第3項において準用する第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。</p> <p>3 「事由が生じた年月日」とは、</p> <p>イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。</p> <p>ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。</p> <p>ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。</p> <p>ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。</p> <p>4 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細」欄は、差額免除（租税特別措置法第70条の7の5第12項各号・同条第13項各号・同法第70条の7の6第13項各号・同条第14項各号・同法第70条の7の8第17項）又は追加免除（同法第70条の7の5第14項第1号・同法第70条の7の6第15項第1号・同法第70条の7の8第17項）のいずれかの規定に該当し、税額の免除を受けた場合には、該当する免除規定及び免除された猶予中贈与税・相続税額を記載します。</p> <p>5 「3 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第24項による通知又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第25項による通知があった場合に記載します。</p> <p>6 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第21項又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第22項に規定する「認可決定日」をいいます。</p> <p>7 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第21項第2号に掲げる金額又は同法第70条の7の6第21項若しくは同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第22項第2号に掲げる金額をいいます。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

贈与税 相続税  
非上場株式等についての納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等

(住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法第70条の7の5第11項において適用する同法第70条の7第15項第 号 第70条の7の6第12項において適用する同法第70条の7の2第16項第1号 の規定により、次の贈与税を 第70条の7の8第11項において適用する同法第70条の7の2第16項第1号 免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた 年 月 日 平成 年 月 日 相続(遺贈)があった

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株 (口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

イ ロ ハ	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				①死亡日の直前	②免除を受ける株式等	③死亡日の後(金・債)

4 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において適用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額<sup>(注1)</sup>

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額<sup>(注2)</sup> (円)

→ この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「①免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「②免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日 \_\_\_\_\_ 確認印 \_\_\_\_\_ 入力 \_\_\_\_\_ 確認 \_\_\_\_\_ 納税猶予番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

※欄は記入しないでください。

(新規)



改正後

改正前

(新規)

(裏)

**1 届出書を提出する人**  
 贈与者<sup>(注1)</sup>、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。以下同じです。)、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(注2・3)</sup>。

(注) 1. 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税額予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。  
 2. 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営(贈与・相続)報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。  
 3. 贈与者が死亡(この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限りします。)した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき(この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りします。)は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

**2 記載方法等**

(1) 標題の「贈与税 贈与者 贈与者  
 相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。  
 なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「平成\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者(氏名: ) (住所: )」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。  
 贈与者  
 相続人等

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。  
 贈与者  
 相続人等

(4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与<sup>(注)</sup>により取得をしたものである場合に記載してください。  
 この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この届出書を提出する時点の住所)及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。  
 (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。  
 ※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号に規定する贈与をいいます。

**3 「特例経営承継者」とは、**  
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税額予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。  
 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

**4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税額予の免除届出書(死亡免除)(特例措置)」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。**

改正後

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧  
 この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。） <sup>(注1)</sup>
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(注1)</sup>
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項又は第28項において準用する同条第6項又は第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し <sup>(注2)</sup>
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の確認書の写し <sup>(注3)</sup>
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。
- ① 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
  - ② 特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(注1)</sup> 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(注1)</sup> ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し <sup>(注2)</sup>
---	--

- (注1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (注2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(新規)

改正後

改正前

<b>特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書</b> (免除届出用)(特例措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入方 印	認 印	
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による免除届出書の提出における 特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。					
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)				
死亡等の日(第1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(第2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円		
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 事 由				
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。					
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(第3)					
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円			
② 直前の事業年度末における準備金の額		円			
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円			
④ 直前の事業年度における総収入金額		円			
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第4)		帳簿価額	運用収入		
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(第5)	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円		
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円		
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円			
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円			
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(③+④))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%		

(資12②-42-A 4統一)

(新規)

※欄には記載しなくても可。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改正後	改正前
-----	-----

<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。</p> <p>1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。</p> <p>2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。</p> <p>3 「特例経営承継者」とは、</p> <p>イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。</p> <p>ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p>4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、</p> <p>イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の8第2項において準用する第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。</p> <p>(注1)「死亡等の日」とは、</p> <p>イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同条第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。</p> <p>ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。</p> <p>(注2) 死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。</p> <p>(注3) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑤ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑤/④）」欄までの記載は不要です。</p> <p>(注4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。</p> <p>(注5) 会社から支給された給付には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>
---	---

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書  
( 免除届出用 ) ( 一般措置 )

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書  
( 免除届出用 ) ( 一般措置 )

租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 第40条の8の2第43項 の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 第40条の8の2第43項 の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。

改 正 後

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
  - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
  - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 4 項第 1 号又は第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 3 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 4 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 5 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ト 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 6 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（第 70 条の 7 の 4 第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 37 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改 正 前

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
  - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 4 項第 1 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 3 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 4 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 5 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ト 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 6 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 37 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書  
相続税  
( 免除 届 出 用 ) ( 特 例 措 置 )

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入 力 確 認 ※ ※
-----------------	--	----------------

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・	株(口)円	円

(新規)

改正後

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
  - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
  - イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第1号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第1号に該当した場合をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第2号に該当した場合をいいます。
  - ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第3号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第4号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第5号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
  - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第6号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
  - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者に係る特例贈与者又は特例経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

(新規)



改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

税務署 受付印 平成 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税  
同法 第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。  
第70条の7の4第12項

【届出者】  
〒  
住所 氏名 印

認定(贈与・相続) 承継会社の商号

- 対象(受贈・相続) 非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 平成 年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 氏名
- 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額 円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				※贈与の直前	※贈与をした株式等	◎贈与をした日の後(※-②)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額 円  
※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 平成 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印 平成 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税  
同法 第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。  
第70条の7の4第12項

【届出者】  
〒  
住所 氏名 印

認定(贈与・相続) 承継会社の商号

- 対象(受贈・相続) 非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 平成 年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 氏名
- 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 相続税 額 円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				※贈与の直前	※贈与をした株式等	◎贈与をした日の後(※-②)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける 贈与税 額 相続税 額 円  
※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 平成 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

改 正 後	改 正 前
(裏)	(裏)
<p><b>1 届出書を提出する人</b></p> <p>経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限りです。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。</p> <p>なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。</p> <p>(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。</p> <p>イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。</p> <p>この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。</p> <p>(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。</p> <p><b>3 「経営承継者」とは、</b></p> <p>イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。</p> <p>ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p><b>4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。</b></p>	<p><b>1 届出書を提出する人</b></p> <p>経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限りです。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の7第1項又は同法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。</p> <p>なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は同法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。</p> <p>(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。</p> <p>イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（同法70条の7の5第11項で準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法70条の7第1項又は同法70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法70条の7の5第11項で準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。</p> <p>この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。</p> <p>(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。</p> <p><b>3 「経営承継者」とは、</b></p> <p>イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。</p> <p>ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p><b>4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。</b></p>

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、  
 第70条の7の5第11項において適用する同法第70条の7第15項第3号 贈与税  
 同法 第70条の7の6第12項において適用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を  
 第70条の7の8第11項において適用する同法第70条の7の2第16項第2号  
 免除されたいので届け出ます。

【届出者】  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_

特例認定(贈与・相続) 承継会社の商号 \_\_\_\_\_

1 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。) の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
 相続税 \_\_\_\_\_円

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	上記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
			①贈与の直前	②贈与をした株式等	③贈与をした日の株(口・円)
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

6 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
 相続税 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 = 免除を受ける 贈与税 額

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 (円) × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額 (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
 2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

8 被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

金額は記入しなくても構いません。

(新規)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p><b>1 届出書を提出する人</b>  特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。</p> <p>なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。</p> <p>(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。</p> <p>イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。</p> <p>ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。</p> <p>この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。</p> <p>(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。</p> <p><b>3 「特例経営承継者」とは、</b></p> <p>イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。</p> <p>ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p><b>4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。</b></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。） <sup>(注1)</sup>
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(注1)</sup>
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し <sup>(注2)</sup>
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は贈与をした日が、上記<sup>(注1)</sup>の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。  
 3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(注1)</sup>
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(注1)</sup> ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し <sup>(注2)</sup>

(※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-19-2 A 4 統一)

30.12

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し（注2）
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2及び4の書類は贈与をした日が、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前であるとき、相続税については同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前であるときには提出する必要はありません。  
 2 上記5の書類は贈与をした日が、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後であるとき、相続税については届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後であるときには提出する必要はありません。  
 3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1） ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し（※2）

(※1) ①及び②イの書類は、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日、相続税については同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日、相続税について届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-19-2 A 4 統一)

30.6

改 正 後 改 正 前

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書(贈与をした日以後に作成されたものに限りません。) <sup>(※1)</sup>
3	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(※1)</sup>
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項又は第28項において準用する同条第6項又は第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>
6	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 上記5の書類は、贈与をした日が上記<sup>(※)</sup>1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

3 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(※1)</sup> 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 <sup>(※1)</sup> ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りません。)
②	合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。) <sup>(※2)</sup> の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>

(※1) ①及び②イの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(新規)

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（一般措置）

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印  
(電話番号 - - )

第70条の7第16項  
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、  
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

**1 この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日  
(解散をした日) 平成 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当  
(吸収合併存続会社等<sup>(注1)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当  
(株式交換完全親会社等<sup>(注2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

**2 1の事情が生じた年月日** 平成 年 月 日

**3 1の事情の詳細**

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

**4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額<sup>(注3)</sup> ..... ① \_\_\_\_\_ 円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額<sup>(注4)</sup> ..... ② \_\_\_\_\_ 円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注5)</sup> ..... ③ \_\_\_\_\_ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_ 円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）<sup>(注6)</sup> ..... ⑤ \_\_\_\_\_ 円

イ 経営承継者<sup>(注7)</sup>及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_ 円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(注8)</sup>の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_ 円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ..... ⑥ \_\_\_\_\_ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印  
(電話番号 - - )

第70条の7第16項  
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、  
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

**1 この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日  
(解散をした日) 平成 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当  
(吸収合併存続会社等（注1）の名称) \_\_\_\_\_  
(吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当  
(株式交換完全親会社等（注2）の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

**2 1の事情が生じた年月日** 平成 年 月 日

**3 1の事情の詳細**

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

**4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注3） ..... ① \_\_\_\_\_ 円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4） ..... ② \_\_\_\_\_ 円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5） ..... ③ \_\_\_\_\_ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_ 円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注6） ..... ⑤ \_\_\_\_\_ 円

イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_ 円)

ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_ 円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ..... ⑥ \_\_\_\_\_ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後
<p>(表)</p> <p>《 添付書類等 》</p> <p>この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内）に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。</p> <p>① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合</p> <p>(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。</p> <p>② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合</p> <p>(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいひ、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。</p> <p>【①に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 譲渡等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）</li> <li>3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>4 その他参考となる書類</li> </ol> <p>【②に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類</li> </ul> </li> <li>2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>3 その他参考となる書類</li> </ol> <p>2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 株式交換等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。</p> <p>(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。</p> <p>(注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。</p> <p>(注4) 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。</p> <p>(注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。</p> <p>(注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。</p> <p>(注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営承継承継受贈者」をいいます。</p> <p>(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</p>

改正前
<p>(裏)</p> <p>《 添付書類等 》</p> <p>この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内）に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、</p> <p>① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合</p> <p>(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。</p> <p>② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。</p> <p>(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいひ、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。</p> <p>【①に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 譲渡等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）</li> <li>3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>4 その他参考となる書類</li> </ol> <p>【②に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類</li> </ul> </li> <li>2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>3 その他参考となる書類</li> </ol> <p>2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 株式交換等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。</p> <p>(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。</p> <p>(注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。</p> <p>(注4) 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。</p> <p>(注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。</p> <p>(注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。</p> <p>(注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営承継承継受贈者」をいいます。</p> <p>(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</p>



改正後

改正前

贈与税 相続税  
非上場株式等についての納税猶予の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署  
受付用

税務署長 \_\_\_\_\_ 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - - )

第70条の7の5第11項において適用する同法第70条の7第16項  
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において適用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る  
第70条の7の8第11項において適用する同法第70条の7の2第17項  
相続税 贈与税  
猶予中の について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※ 印は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において適用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において適用する第70条の7の2第17項第1号）に該当  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において適用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において適用する第70条の7の2第17項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において適用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において適用する第70条の7の2第17項第3号）に該当  
(吸収合併存続会社等<sup>(注1)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において適用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において適用する第70条の7の2第17項第4号）に該当  
(株式交換完全親会社等<sup>(注2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事象が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 1の事象の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額<sup>(注3)</sup> ..... ① \_\_\_\_\_ 円

② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額<sup>(注4)</sup> ..... ② \_\_\_\_\_ 円

③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注5)</sup> ..... ③ \_\_\_\_\_ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_ 円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）<sup>(注6)</sup> ..... ⑤ \_\_\_\_\_ 円

イ 特例証書承継者<sup>(注7)</sup>及び特例証書承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_ 円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(注8)</sup>の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_ 円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－④＋⑤） ..... ⑥ \_\_\_\_\_ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通付日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税額千円等
年 月 日				

(新規)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p style="text-align: center;">(裏) 《 添付書類等 》</p> <p>この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。</p> <p>① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合</p> <p>(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項若しくは第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第33項に定める者をいいます。</p> <p>② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に際する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合</p> <p>(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいいます。「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。</p> <p>【①に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 譲渡等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）</li> <li>3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>4 その他参考となる書類</li> </ol> <p>【②に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生計画」→特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「更生計画」→特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>・「債務処理計画」→特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類</li> </ul> </li> <li>2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）</li> <li>3 その他参考となる書類</li> </ol> <p>2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等<sup>102)</sup>となった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 株式交換等があったことを明らかにする書類</li> <li>2 その他参考となる書類</li> </ol> <p>(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。</p> <p>(注2) 「株式交換完全親会社」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。</p> <p>(注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。</p> <p>(注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等により株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。</p> <p>(注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項又は第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。</p> <p>(注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。</p> <p>(注7) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。</p> <p>(注8) 「贈与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</p>	<p>(新規)</p>
---	-------------

改正後

改正前

(新規)

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名 印

(電話番号 - -)

第70条の7の5第25項において適用する同法第70条の7第32項  
 租税特別措置法 第70条の7の6第26項において適用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の  
 第70条の7の8第14項において適用する同法第70条の7の2第33項  
 相続税  
 贈与税  
 猶予に係る贈与中の  
 贈与税  
 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において適用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項  
 又は第70条の7の8第14項において適用する第70条の7の2第33項第1号）に該当  
 (譲渡等をした日) 平成 年 月 日  
 (譲渡先の氏名又は名称)  
 (譲渡先の住所又は所在地)
- ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において適用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項  
 又は第70条の7の8第14項において適用する第70条の7の2第33項第2号）に該当  
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日  
 (解散をした日) 平成 年 月 日

2 1の事情の詳細

書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額 (注1) . . . . . ① 円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 . . . . . ② 円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 (注2) . . . . . ③ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 . . . . . ④ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） (注3) . . . . . ⑤ 円
- イ 特例経営承継者 (注4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 . . . . . (イ 円)
- ロ 会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 . . . . . (ロ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) . . . . . ⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

送達日付印の年月日	捺印	入力	確認	納税番号
年 月 日				

※欄には記入しないでください。(資12②-46-A 4 統一) (平30.12)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認書兼届出書（特例措置）」と二種に提出していただく。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p style="text-align: center;">(裏) 《 添 付 書 類 等 》</p> <p>この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りです。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、</p> <p>① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合          (注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項又は、第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第32項に定める者をいいます。</p> <p>② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。          (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、 「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。</p> <p>【①に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>譲渡等があったことを明らかにする書類</li> <li>譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りです。）</li> <li>譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りです。）</li> <li>「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）</li> <li>その他参考となる書類</li> </ol> <p>【②に該当する場合の添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類</li> <li>「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類</li> </ul> </li> <li>譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りです。）</li> <li>「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）</li> <li>その他参考となる書類</li> </ol> <p>2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。</p> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類</li> <li>「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）</li> <li>その他参考となる書類</li> </ol> <p>(注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第19項、第23条の12の3第19項又は第23条の12の5第18項において準用する同規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。</li> <li>特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。</li> <li>「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。</li> <li>「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</li> </ol>	<p>(新規)</p>
---	-------------

改正後

改正前

贈与税 相続税の再計算免除申請書（一般措置）  
非上場株式会社等についての納税猶予の

贈与税 相続税の再計算免除申請書（一般措置）  
非上場株式会社等についての納税猶予の

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項  
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、  
第70条の7の4第1項  
第21項  
次と同一条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。  
第13項

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円
イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (ロ・円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 電話番号

通付日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項  
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、  
第70条の7の4第1項  
第21項  
次と同一条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。  
第13項

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円
イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (ロ・円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 電話番号

通付日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

**改正後**

(裏)  
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

**【添付書類】**

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
    - (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りす。）
      - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
      - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
    - (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
    - (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
    - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りす。）
    - (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。  
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。  
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。  
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

**改正前**

(裏)  
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

**【添付書類】**

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
    - (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りす。）
      - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
      - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
    - (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
    - (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
    - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りす。）
    - (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。  
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。  
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。  
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署  
受付印

税務署長 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第1項  
租税特別措置法 第70条の7の6第1項  
第70条の7の8第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、  
第20項において準用する同法第70条の7第21項  
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、  
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項  
関係書類を添付して申請します。

**1 この申請に係る事由の別**  
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_  
(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第4項1号又は第40条の8の2第22項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第4項1号又は第40条の8の2第22項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第4項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

**2 1の事情が生じた年月日** \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

**3 1の事情の詳細**  
(※ 書ききれない場合は謄写の用紙に記載してください。)

**4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算**

① 猶予中贈与税・相続税額 <sup>(1)(2)</sup>	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 <sup>(1)(2)</sup>	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) <sup>(1)(3)</sup>	円
イ 特例経営承継者 <sup>(1)(4)</sup> 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 <sup>(1)(5)</sup> の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (① - (② + ③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の対象となる特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

**特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算**

認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
a	円
認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (口・円)
b	円
c 認可決定日における価額 (a × b) <sup>(1)(2)</sup>	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

送付日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p style="text-align: center;">(表) 《 添 付 書 類 等 》</p> <p>この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。</p> <p>なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p><b>1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合</b>（申請事由の①又は②に該当する場合）</p> <p>(1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの</p> <p>(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りす。）</p> <p>イ 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨</p> <p>ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨</p> <p>(3) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）</p> <p>(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類</p> <p>(5) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表</p> <p><b>2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合</b>（申請事由の③に該当する場合）</p> <p>(1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの</p> <p>(2) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りす。）</p> <p>(3) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りす。）</p> <p>(4) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類</p> <p>(5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの</p> <p>(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。</p> <p>(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。</p> <p>(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。</p> <p>(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。</p> <p>(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</p>	<p>(新規)</p>
--	-------------



改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)  
相続税

税務署  
交付用

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

(電話番号 - - )

印

第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等  
第70条の7の8第1項

私は、下記に係る租税特別措置法  
第70条の7の6第1項の規定に基づき非上場株式等  
第70条の7の8第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等  
の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日  
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者  
(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」とい  
います。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始の  
あったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶  
予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

開与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後	改正前
<p data-bbox="629 248 674 272">(裏)</p> <p data-bbox="226 344 315 368">使用目的</p> <p data-bbox="226 400 1077 536">この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が 税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用し ます。</p>	<p data-bbox="1144 248 1211 272">(新規)</p>

改正後

改正前

(新規)

	課税開始の年月日		課税額		納税額等
<b>特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）</b>					
税務署 受付印	平成__年__月__日 税務署長	于 住所	氏名 (電話番号 - - )	入 力 密	確 認 密
租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。					
1	特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日	平成__年__月__日			
2	相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。) <sup>(1)</sup>	平成__年__月__日			
3	2の基準日における猶予中贈与税額	_____円			
4	2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額	_____株(口・円)			
5	特例認定相続承継会社の明細				
特例認定相続承継会社	名 称	_____ (変更前)			
	本店の所在地	_____ (変更前)			
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 <sup>(2)</sup>					
直前の事業年度		2期前の事業年度		3期前の事業年度	
円		円		円	
特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由					
事 由		_____			
基準日における資本金の額又は出資の総額		_____円			
基準日における準備金の額		_____円			
関与税理士		電話番号 _____			

※欄は記入しないでください。

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">《 この報告書の提出をする必要のある方 》</p> <p>非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式会社等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。</p> <p>(注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。</p> <p>(注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。</p> <p>なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。</p> <p>(注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。</p> <p style="text-align: center;">30.12</p>	<p>(新規)</p>

**改正後**

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

住所		氏名	
----	--	----	--

整理番号  

**1 特例認定相続承継会社の株式等の価額等**

租税特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額 <sup>(注1)</sup>	①	
特例対象相続非上場株式等の数又は金額	②	
特例対象相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時に特例認定相続承継会社の純資産額	④	

**2 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合**

特例認定相続承継会社が有する外国会社等 <sup>(注2)</sup> の株式等の価額（租税特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	
---	---	--

**3 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合**

特例認定相続承継会社が有する特例認定相続承継会社の特別支配関係人 <sup>(注3)</sup> の株式等の価額	⑥																		
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（租税特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ①に規定する株式等の価額） ※ ⑤欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	a+b																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">直接所有</td> <td style="width: 55%;">⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額</td> <td style="width: 15%;">a</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">間接所有</td> <td>⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。</td> <td>b</td> <td>イ×（ロ-ハ）</td> </tr> <tr> <td>特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額</td> <td>イ</td> <td>イ×ロ・イ</td> </tr> <tr> <td>他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額</td> <td>ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。</td> <td>ハ</td> <td></td> </tr> </table>	直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a		間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	イ×（ロ-ハ）	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	イ×ロ・イ	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ		他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ			
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a																	
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	イ×（ロ-ハ）																
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	イ×ロ・イ																
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ																	
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ																	
特別支配関係人の純資産額（租税特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ②に規定する価額）	⑧																		
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$	⑨																		
⑧ × $\frac{④ - (⑥ + ⑨)}{④}$ <sup>(注4)</sup>	⑩																		

**4 特例対象受贈非上場株式等の価額との調整**

租税特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例対象受贈非上場株式等の価額	⑪	
納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額 (⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額)	⑫	

(資12②-50-A 4 統一) (平30.12)

**改正前**

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書 (特例措置)</p> <p>この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は特例認定相続承継会社の特別関係会社であって特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。</p> <p>(注 1) 贈与時の特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。 なお、贈与時に特例認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。</p> <p>(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。</p> <p>(注 3) 「特別支配関係法人」とは、特例認定相続承継会社の特別関係会社であって、この特例認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

改正後

改正前

(新規)

**災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)**

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項  
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項の規定の適用を  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項

特例認定贈与承継会社  
受けたので、特例認定承継会社 が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を  
特例認定相続承継会社

記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

**1 災害等により被害を受けた会社に関する事項**

① 名称	② 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 特例認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 特例認定承継会社 <input type="checkbox"/> 特例認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日*	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

\* ④が「特例認定相続承継会社」の場合はカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

**2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様**  
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税法第70条の7第2項第3号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ $(\text{③} \div \text{②}) \times 100$	: 30%以上で あれば適用可 → %

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記①に該当する場合は除きます。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 <sup>(注)</sup> において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ $(\text{③} \div \text{②}) \times 100$	: 20%以上で あれば適用可 → %

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記①又は②に該当する場合は除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 <sup>(注)</sup> (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日: 平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ $(\text{③} \div \text{②}) \times 100$	: 70%以下で あれば適用可 → %

※ 上記③に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(資1232-51-1-A4統一) (30/12)

改正後

改正前

<裏面>

(新規)

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、特例認定贈与承継会社、特例認定承継会社又は特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第30項、第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害が発生した日以後の期間に限ります。以下同じです。）内において、措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記・に該当する場合は除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2③の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記・又は②に該当する場合は除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

(注)1 「特例認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7の5第2項第1号に規定する会社を、「特例認定承継会社」とは措置法第70条の7の6第2項第1号に規定する会社を、「特例認定相続承継会社」とは措置法第70条の7の8第2項第2号に規定する会社をいいます。

2 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第2項第7号（第70条の7の6第2項第6号、第70条の7の8第2項第5号）に規定する期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

① 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

② 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する基準日をいいます。

5 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

2 届出期限

- ・ 非上場株式会社等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ・ 非上場株式会社等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
  - イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
  - ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

- ・ 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
  - ・ 災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の取得年月日等について記載してください。
  - ・ 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
    - ・ 災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた・から④のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の・から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
・	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
・	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
③	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>

(注) 「非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）」とこの届出書と一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。



改正後

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所(居所)

氏名 電話

第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社  
 租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社  
 第70条の7の4第16項において準用する 認定相続承継会社  
 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	② 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 <sup>(注1)</sup>	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の所在地	③ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日 <sup>(注2)</sup>	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当

(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のウッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。  
 2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
----------------------	---	-----------------------------------	---

要件緩和期間	要件緩和期間	要件緩和期間
平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)
%	%	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。

e 売上割合(「b」欄)の合計	g 雇用割合(「d」欄)の合計
売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の数)	雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)
%	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無 [有  / 無

3 添付書類  
次に掲げる書類を提出してください。  
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 電話番号

\*横には記載しない(「く」の届出書は、非上場株式会社等)についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正前

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所(居所)

氏名 電話

第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社  
 租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社  
 第70条の7の4第16項において準用する 認定相続承継会社  
 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	② 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 <sup>(注1)</sup>	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の所在地	③ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日 <sup>(注2)</sup>	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当

(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のウッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。  
 2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
----------------------	---	-----------------------------------	---

要件緩和期間	要件緩和期間	要件緩和期間
平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)
%	%	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の日以後に到来する場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。

e 売上割合(「b」欄)の合計	g 雇用割合(「d」欄)の合計
売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の数)	雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)
%	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無 [有  / 無

3 添付書類  
次に掲げる書類を提出してください。  
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 電話番号

\*横には記載しない(「く」の届出書は、非上場株式会社等)についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正後

《記載要領等》

- 1 届出を要する必要がある方  
この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7第4項第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇割割合などを税務部長に届け出るために使用します。）
- 2 届出期限  
・ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日  
・ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日  
(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。
- 3 書き方等  
(1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与」特定事業年度といえます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。  
(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。  
(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。  
イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。  
ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記1）により計算された金額×100）により計算します。  
ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100）により計算します。  
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。  
(4) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）には、e欄～h欄を記入します（平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第86条第14項の書類（贈与届出書）を提出していない方（以下「旧法適用者」といいます。）は記入を要しません。）。  
イ 「e 売上割合（b）欄」の合計欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。  
ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（b）欄」の合計÷売上判定事業年度の数により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日の経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8第54項又は第56項（第40条の8の2第58項又は60項）に規定する割合を記入します。）。  
ハ 「g 雇割割合（d）欄」の合計欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。  
ニ 「h 雇割割合の平均値」欄は、「g 雇割割合（d）欄」の合計÷経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数（最初の売上判定事業年度終了の日の経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」により計算します）により計算します。  
(注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。  
(5) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」がA（贈与）特定事業年度における売上金額以上となった事実の有無について記入してください。  
(6) 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。  
(注) 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続開始の時をいいます。  
2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。  
3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日（その属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（措置令第40条の8第61項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。  
4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項）に規定する雇用判定基準日をいいます。  
5 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

改正前

《記載要領等》

- 1 届出を要する必要がある方  
この届出書は、措置法第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇割割合などを税務部長に届け出るために使用します。）
- 2 届出期限  
(1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日  
(2) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日  
(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。
- 3 書き方等  
(1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与」特定事業年度といえます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。  
(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。  
(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。  
イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。  
ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記1）により計算された金額×100）により計算します。  
ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100）により計算します。  
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。  
(4) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）には、e欄～h欄を記入します（平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第86条第14項の書類（贈与届出書）を提出していない方（以下「旧法適用者」といいます。）は記入を要しません。）。  
イ 「e 売上割合（b）欄」の合計欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。  
ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（b）欄」の合計÷売上判定事業年度の数により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日の経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置令第40条の8第54項又は第56項（第40条の8の2第58項又は60項）に規定する割合を記入します。）。  
ハ 「g 雇割割合（d）欄」の合計欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。  
ニ 「h 雇割割合の平均値」欄は、「g 雇割割合（d）欄」の合計÷経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数（最初の売上判定事業年度終了の日の経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」により計算します）により計算します。  
(注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。  
(5) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」がA（贈与）特定事業年度における売上金額以上となった事実の有無について記入してください。  
(6) 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。  
(注) 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続開始の時をいいます。  
2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。  
3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日（その属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。  
4 「雇用判定基準日」とは、施行令第40条の8第57項第1号及び第2号（第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項）に規定する雇用判定基準日をいいます。  
5 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

改正後

改正前

**租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項  
・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特別措置）**

平成 年 月 日

税務署長 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_  
住所(居所) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号  
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号

特例認定贈与承継会社  
適用を引き続き受けたいので、特例認定承継会社 \_\_\_\_\_ に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、  
特例認定相続承継会社 \_\_\_\_\_

この書類に関係書類を添付して届け出ます。

**1 災害等により被害を受けた会社に関する事項**

① 名称	③ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(※1)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(※2)	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 平成 年 月 日

(注)1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③の枠内に相続開始の日も併せて記載してください。  
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

**2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項**

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例適用対象贈与(相続開始)の時に於ける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	
円	円	円	
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	
%	%	%	
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	
人	人	人	
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	
%	%	%	

※ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無  有  無

**3 添付書類**  
次に掲げる書類を提出してください。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第2項(同条第5項(同条第14項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

\* 欄には記載しないでください。  
この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

(新規)

改 正 後	改 正 前
<p>《記載要領等》</p> <p>1 届出をする必要のある方 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項及び第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 届出期限 ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日 ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日 (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。</p> <p>3 書き方等 (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「<b>贈与</b>」<b>特定事業年度</b>）といえます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。 (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。 (3) a欄～d欄は次のとおり記入します。 イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「<b>売上判定事業年度</b>」といえます。）の売上金額を記入します。 ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。 ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。 (注) 「<b>資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合</b>」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。 (4) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。 (5) 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。 (注) 1 「<b>特例適用対象贈与の時</b>」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「<b>相続開始の時</b>」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。 2 「<b>常時使用従業員</b>」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。 3 「<b>要件緩和期間</b>」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日（以下「<b>特定基準日</b>」といえます。）の直前の<b>特定基準日</b>（その1年を経過する日が最初の<b>特定基準日</b>である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の<b>特定基準日</b>までの期間）をいいます。なお、「<b>贈与</b>」<b>特定期間</b>とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）<b>特定期間</b>をいいます。 4 「<b>雇用判定基準日</b>」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。 5 「<b>特例経営（贈与・相続）承継期間</b>」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税の差額免除申請書（特例措置）  
相続税

税務署  
受付印

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項  
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に  
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次とおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

- 租税特別措置法第70条の7の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項第 \_\_\_\_ 号に該当
- 租税特別措置法第70条の7の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項第 \_\_\_\_ 号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項 \_\_\_\_ 号に該当  
(譲渡等先<sup>(注1)</sup>の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡等先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項第 \_\_\_\_ 号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等<sup>(注2)</sup>

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・ロ・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・ロ・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・ロ・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。

(裏面に続きます。)

(新規)

改正後

改正前

(新規)

(裏面)

**7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) (特2)	円
イ 対価の額 (特1)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 (特5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (特4)	円
イ 経営承継者 (特3) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給付 (特3) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

**8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等**

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) (特9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (7③) のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ) に対応する金額 (7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">《 添付書類等 》</p> <p>この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの</li> <li>(2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類</li> <li>(3) 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項各号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類</li> <li>(4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特別認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し</li> <li>(5) その他参考となるべき事項を記載した書類</li> <li>(6) 担保提供書及び担保関係書類</li> </ol> <p>(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。）</p> <p>(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特別認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式会社のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式会社等について記入します。</p> <p>(注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時に係る価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。</p> <p>(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。</p> <p>(注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第26項、第23条の12の3第26項又は第23条の12の5第18項において準用する第23条の9第33項に定める金額をいいます。</p> <p>(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。</p> <p>(注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。</p> <p>(注8) 「送与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。</p> <p>(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

特例対象株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署  
受付印

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第14項第1号  
第70条の7の6第15項第1号  
第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第15項第1号

の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

空欄は記入しなくても構いません。

1 この申請に係る会社に関する事項

- ① 会社の名称 \_\_\_\_\_
- ② 会社の所在地 \_\_\_\_\_
- ③ 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時<sup>(第1)</sup>の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員<sup>(第2)</sup>であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。）<sup>(第3)</sup> \_\_\_\_\_

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額 <sup>(第4)</sup>	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） <sup>(第5)</sup>	円
ハ 剰余金の配当等の額 <sup>(第6)</sup>	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） <sup>(第7)</sup>	円
イ 対価の額（②イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ/③イ）	円
ハ 計算した金額に百未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（④－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(新規)



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(裏) 《記載要領等》</p> <p>この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日において、会社がその事業を継続している場合<sup>(6)</sup>に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。</p> <p>なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内(当該2年を経過する日から2か月以内の特例経営(相続)承継受贈者又は特例経営承継相続人等(以下「特例経営承継者」といいます。))が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。))が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。)にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。</p> <p>※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数(その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。)以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項(第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。</p> <p>1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。</p> <p>(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象(受贈・相続)非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。</p> <p>(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。</p> <p>(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。</p> <p>2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。</p> <p>(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価(吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。)の額、株式交換等の対価(他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。)の額をいいます。</p> <p>(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額)」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定(贈与・相続)承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。</p> <p>(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。</p> <p>(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) 損益計算書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行規則第23条の12の2第27項、第23条の12の3第27項又は第23条の12の5第22項において準用する第23条の9第5項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの</p> <p>(2) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第28項第5号、第23条の12の3第28項第5号又は第23条の12の5第22項において準用する第23条の12の3第28項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表</p> <p>(3) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの</p>	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部  
について納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税に  
ついて、租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を  
提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認めら  
れませんでしたので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、  
至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）  
又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 ( A - B )			

○ 納税の猶予が認められない理由


山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部  
について納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税に  
ついて、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を  
提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認めら  
れませんでしたので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、  
至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）  
又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 ( A - B )			

○ 納税の猶予が認められない理由


## 改正後

山林の相続税の申告された納税猶予税額  
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

## 改正前

山林の相続税の申告された納税猶予税額  
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


改正後

## 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

## 使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正前

## 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

## 使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

**山林についての相続税の納税猶予の継続届出書**

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 ー

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 ー ー)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた  
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日
被相続人	住所	氏名

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） ..... 平成 年 月 日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 ..... 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 ..... 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 ..... 円  
(内 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無

**【添付書類】**

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

**山林についての相続税の納税猶予の継続届出書**

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 ー

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 ー ー)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた  
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日
被相続人	住所	氏名

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） ..... 平成 年 月 日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 ..... 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 ..... 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 ..... 円  
(内 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託の有無

**【添付書類】**

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

## 改正後

(裏)  
記載方法等

## 1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

## 2 記載方法等

## (1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り)の始期をいいます。

## (2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

## (3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

## (4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

## (5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

## (6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

## 1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

## 2 記載方法等

## (1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り)の始期をいいます。

## (2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

## (3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

## (4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

## (5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

## (6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

改正後

改正前

簿子整理簿	検算
※	※
林業経営相続人の氏名	

簿子整理簿	検算
※	※
林業経営相続人の氏名	

特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）

特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）

特例山林の明細及び特例山林の異動状況は次のとおりです。

継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡直前の基準日」における特例山林の合計額等	土地の合計		立木の合計			合計額
	面積	価額	樹種	面積	価額	
	ha	① 円			ha	② 円
特例山林の異動状況	所在場所	土地	立木	異動事由		
		面積	特例山林の土地の価額	面積	特例山林の立木の価額	(事由が生じた年月日)
		ha	円	ha	円	( . . . )
						( . . . )
						( . . . )
合計	ha	③ 円	ha	④ 円	③+④ 円	

継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細	土地		立木			備考
	面積	特例山林の土地の価額	樹種	面積	特例山林の立木の価額	
	ha	円		ha	円	
合計	ha	⑤ 円		ha	⑥ 円	⑤+⑥ 円

(資 12③-4-A 4 統一)

※印欄は記入しないでください。

特例山林の明細及び特例山林の異動状況は次のとおりです。

継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡直前の基準日」における特例山林の合計額等	土地の合計		立木の合計			合計額
	面積	価額	樹種	面積	価額	
	ha	① 円			ha	② 円
特例山林の異動状況	所在場所	土地	立木	異動事由		
		面積	特例山林の土地の価額	面積	特例山林の立木の価額	(事由が生じた年月日)
		ha	円	ha	円	( . . . )
						( . . . )
						( . . . )
合計	ha	③ 円	ha	④ 円	③+④ 円	

継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細	土地		立木			備考
	面積	特例山林の土地の価額	樹種	面積	特例山林の立木の価額	
	ha	円		ha	円	
合計	ha	⑤ 円		ha	⑥ 円	⑤+⑥ 円

(資 12③-4-A 4 統一)

※印欄は記入しないでください。



改 正 後	改 正 前
<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p>	<p>(裏)</p> <p>記 載 方 法 等</p>
<p><b>1 使用目的</b></p> <p>この明細書は「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第40条の7の6第21項又は同条第23項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用するものです。</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。</p> <p>(2) 「特例山林の異動状況」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>また、異動事由については、租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。</p> <p>(注) 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。</p> <p>(3) 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「○年○月○日譲渡」などのように、特例山林の異動見込の概要を記載してください。</p> <p>(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。</p>	<p><b>1 使用目的</b></p> <p>この明細書は「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第40条の7の4第16項又は同条第18項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用するものです。</p> <p><b>2 記載方法等</b></p> <p>(1) 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。</p> <p>(2) 「特例山林の異動状況」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>また、異動事由については、租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。</p> <p>(注) 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。</p> <p>(3) 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」の欄</p> <p>この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。</p> <p>また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「○年○月○日譲渡」などのように、特例山林の異動見込の概要を記載してください。</p> <p>(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。</p>

改正後

改正前

納税猶予の適用を受けている山林について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

納税猶予の適用を受けている山林について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

納税猶予の特例  
 平成 年 月 日  
 税務署長  
 〒  
 届出者住所  
 氏名 印  
 (電話番号 )

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

納税猶予の特例  
 平成 年 月 日  
 税務署長  
 〒  
 届出者住所  
 氏名 印  
 (電話番号 )

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日	平成 昭和 年 月 日
--------------------	----------------

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日	平成 昭和 年 月 日
--------------------	----------------

被相続人	住所	氏名
------	----	----

被相続人	住所	氏名
------	----	----

1 取用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 .....  
 (2) 地 目 .....  
 (3) 面 積 .....  
 (注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日..... 平成 年 月 日

3 特例山林の譲渡先..... 所在地 .....  
 名 称 .....

4 その他参考事項

※ 添付書類

1 取用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 .....  
 (2) 地 目 .....  
 (3) 面 積 .....  
 (注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日..... 平成 年 月 日

3 特例山林の譲渡先..... 所在地 .....  
 名 称 .....

4 その他参考事項

※ 添付書類

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

送付日付印の年月日	捺印	整理番号
年 月 日		

送付日付印の年月日	捺印	整理番号
年 月 日		

## 改正後

(裏)  
使用目的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の6第1項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

## 改正前

(裏)  
使用目的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の4第1項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改正後

改正前

**猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長 謹

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

ほか利子税の額  
（租税特別措置法第70条の8（該当・非該当）） \_\_\_\_\_ 円

3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに \_\_\_\_\_ 至 \_\_\_\_\_ 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（通知用）

**猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長 謹

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

ほか利子税の額  
（租税特別措置法第70条の8（該当・非該当）） \_\_\_\_\_ 円

3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円

4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに \_\_\_\_\_ 至 \_\_\_\_\_ 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（通知用）

改正後	改正前
<p data-bbox="398 336 837 357">猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書</p> <p data-bbox="226 427 304 448"><b>使用目的</b></p> <p data-bbox="226 453 965 496">この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。</p>	<p data-bbox="1397 316 1854 336">猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書</p> <p data-bbox="1223 408 1301 429"><b>使用目的</b></p> <p data-bbox="1223 434 1989 480">この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。</p>

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署  
受付印
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 〒 \_\_\_\_\_  
 届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 (林業経営相続人)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 \_\_\_\_\_ )

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人  
 〒 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_ )  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 相続(遺贈)があった年月日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 ..... 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

税務署  
受付印
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 〒 \_\_\_\_\_  
 届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 (林業経営相続人)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (電話番号 \_\_\_\_\_ )

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人  
 〒 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_ )  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 相続(遺贈)があった年月日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 ..... 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-2-A4統一) (平30.12)

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-2-A4統一) (平28.6)

改正後	改正前
<p data-bbox="524 276 667 328">(裏) 使用目的</p> <p data-bbox="188 352 1039 416">この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。</p>	<p data-bbox="1520 280 1664 333">(裏) 使用目的</p> <p data-bbox="1200 357 2018 421">この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の4第3項第5号の規定により行うために使用するものです。</p>

改正後

改正前

経営困難時における経営委託に関する届出書

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人) 氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 昭和・平成 年 月 日  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 被相続人に関する事項**

住 所	氏 名
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日	平成 年 月 日

**2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項**

特例山林について経営を行うことが困難となった年月日 平成 年 月 日

特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです(該当する番号を○で囲んでください)。

- 相続税の申告書の提出期限後、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 相続税の申告書の提出期限後、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(4)に該当する場合は除きます。)
- 相続税の申告書の提出期限後、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。

**3 経営委託に関する事項**

経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所(居所)	
	氏 名	(届出者との続柄: _____)
経営委託を行った年月日		平成 年 月 日
経営委託を行った特例山林(経営委託山林)の所在場所等		
土 地		(面積)
立 木 (樹種: _____)		(面積)

**4 添付書類 (注) 下記の書類のほか、表面に記載した書類を提出する必要があります。**

- 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し
- 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類(経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など)
- 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書
- 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書
- 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

送付日付印の年月日	捺印	整理番号
年 月 日		

※欄は記入しないでください。  
(資 12②-5-A 4 統一) (平 30.12)

経営困難時における経営委託に関する届出書

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人) 氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 昭和・平成 年 月 日  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の第4項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 被相続人に関する事項**

住 所	氏 名
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日	平成 年 月 日

**2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項**

特例山林について経営を行うことが困難となった年月日 平成 年 月 日

特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです(該当する番号を○で囲んでください)。

- 相続税の申告書の提出期限後、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 相続税の申告書の提出期限後、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 相続税の申告書の提出期限後、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(4)に該当する場合は除きます。)
- 相続税の申告書の提出期限後、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。

**3 経営委託に関する事項**

経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所(居所)	
	氏 名	(届出者との続柄: _____)
経営委託を行った年月日		平成 年 月 日
経営委託を行った特例山林(経営委託山林)の所在場所等		
土 地		(面積)
立 木 (樹種: _____)		(面積)

**4 添付書類 (注) 下記の書類のほか、表面に記載した書類を提出する必要があります。**

- 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し
- 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類(経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など)
- 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書
- 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書
- 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 電話番号 \_\_\_\_\_

送付日付印の年月日	捺印	整理番号
年 月 日		

※欄は記入しないでください。  
(資 12②-5-A 4 統一) (平 29.12)



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p><b>1 届出をする必要のある方</b></p> <p>この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方<sup>(注1)</sup>が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者<sup>(注2)</sup>に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。</p> <p>なお、この届出書は、<b>経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。</b></p> <p>(注) 1 相続特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。 2 林業経営相続人の推定相続人であって、相続特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。</p> <p><b>2 書き方等</b></p> <p>「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p><b>3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）</b></p> <p>「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) (1)を○で囲んだ人 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(2) (2)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(3) (3)を○で囲んだ人 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(4) (4)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類</p> <p>(5) (5)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類</p> <p>(6) (6)を○で囲んだ人 市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 記載方法等</p> <p><b>1 届出をする必要のある方</b></p> <p>この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方<sup>(注1)</sup>が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者<sup>(注2)</sup>に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。</p> <p>なお、この届出書は、<b>経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。</b></p> <p>(注) 1 相続特別措置法第70条の6の4第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。 2 林業経営相続人の推定相続人であって、相続特別措置法施行令第40条の7の4第18項に規定する要件を満たす者をいいます。</p> <p><b>2 書き方等</b></p> <p>「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p><b>3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）</b></p> <p>「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) (1)を○で囲んだ人 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(2) (2)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(3) (3)を○で囲んだ人 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類</p> <p>(4) (4)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類</p> <p>(5) (5)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類</p> <p>(6) (6)を○で囲んだ人 市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類</p>

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署長 平成 年 月 日

平成 年 月 日に林業経営相続人(氏名 ) (住所 ) が死亡したので、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者(林業経営相続人の相続人)

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人 〒 住所 氏名 相続(遺贈)があった日 平成 年 月 日

1 林業経営相続人の死亡の日(以下「死亡日」といいます。)における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日(以下「死亡日直前の基準日」といいます。)における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円

(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分 税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	年分 税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分 税務署	円

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日(その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日)までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特別山林の明細書(兼特別山林の異動明細書)」

関与税理士 電話番号

※ 欄は記入しないでください。

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署長 平成 年 月 日

平成 年 月 日に林業経営相続人(氏名 ) (住所 ) が死亡したので、租税特別措置法第70条の6の4第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者(林業経営相続人の相続人)

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 ) 個人番号

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

〒 住所 氏名 印 林業経営相続人との続柄

(電話番号 )

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人 〒 住所 氏名 相続(遺贈)があった日 平成 年 月 日

1 林業経営相続人の死亡の日(以下「死亡日」といいます。)における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日(以下「死亡日直前の基準日」といいます。)における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円

(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分 税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	年分 税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分 税務署	円

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日(その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日)までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の4第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特別山林の明細書(兼特別山林の異動明細書)」

関与税理士 電話番号

※ 欄は記入しないでください。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

## 1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。  
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

## 1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。  
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。



改正後

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 統 税 - 付 表 2)

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成 30 年分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		申告(更正・決定)額	請求額
区	分		
①	対象(相続)非上場株式等の価額		円
②	経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者(以下「経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債権額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)		
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧	基礎控除額		
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)		
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)		

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)		申告(更正・決定)額	請求額
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑩×法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑥×法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑫)
		円	円
		000	000
		000	000
		000	000
		000	000
		000	000
		000	000
法定相続分の合計	1	00	00

2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	経営承継人の税額控除額の合計と相続時特種清算税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額 (1の②×1の⑬/1の⑭+⑮) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	②+③-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額 (赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額 (1の②×1の⑬/1の⑭+⑮) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b	④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額 (赤字の場合は0)		
c	経営承継人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑥	①+a-b-c の金額 (赤字の場合は0)		
⑦	a-b-c の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×イの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ロ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×ロの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ハ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×ハの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
⑨	株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ)		

(資10-1-3-2-A4続-)

改正前

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 統 税 - 付 表 2)

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成 27 年分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		申告(更正・決定)額	請求額
区	分		
①	特例(相続)非上場株式等の価額		円
②	経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者(以下「経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債権額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)		
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧	基礎控除額		
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)		
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)		

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)		申告(更正・決定)額	請求額
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑩×法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑥×法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑫)
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	00	00

2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	経営承継人の税額控除額の合計と相続時特種清算税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額 (1の②×1の⑬/1の⑭+⑮) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	②+③-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額 (赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額 (1の②×1の⑬/1の⑭+⑮) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2表等の同欄の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b	④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額 の金額 (赤字の場合は0)		
c	経営承継人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑥	①+a-b-c の金額 (赤字の場合は0)		
⑦	a-b-c の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×イの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ロ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×ロの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ハ	【会社名】 に係る株式等納税猶予税額(⑦×ハの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
⑨	株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ)		

(資10-1-3-2-A4続-)

改正後

改正前

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表 2の2)

租税特別措置法第 70 条の7の6(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除の特例)及び同法第 70 条の7の8(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成30年分以降用)

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額	請求額
① 特例対象(相続)非上場株式等の価額		円	円
② 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受継者(以下「特例経営承継人」といふ。)に係る債務及び葬式費用の金額			
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額			
④ 控除未済債権額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)			
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額			
⑦ 基礎控除額			
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑥-⑦)			
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額(基礎となる税額)
		円	円
		000	
		000	
		000	
		000	
		000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額(⑫の合計額)	00

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
① 特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時特異課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の⑫×1の⑭/1の⑮+⑯) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求額における申告書第8の2の2表の同欄の金額)			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)			
a ②+③-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)			
b 特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)			
④ (①+a-b) の金額 (赤字の場合は0)			
⑤ (a-④) の金額 (赤字の場合は0)			
⑥ 特例対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額			
イ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)			
ロ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)			
ハ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の⑰) (100円未満切捨て)			
⑦ 特例株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ)			

(第15-1-3-3-A-4続一)

(新規)

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 続 税 - 付 表 3)

〔 租税特別措置法第70条の6の6(山林についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

(平成30年分以降用)

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区	分	申告(更正・決定)額	請求額		
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額	円	円		
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)				
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)				
⑥	特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)				
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)				
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)					
⑩ 法定相続人の氏名	⑪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑫法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑪)	⑬相続税の総額とされる税額	⑭法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑪)	⑮相続税の総額とされる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額(⑬の合計額)	00	⑭相続税の総額(⑮の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑪/1の(⑩+⑪)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑪/1の(⑩+⑪)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)		
b	(④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑦	(①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧	山林納税猶予税額(a-b-⑦)の金額(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)		

(資15-1-3-3-A 4 統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 続 税 - 付 表 3)

〔 租税特別措置法第70条の6の4(山林についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

(平成27年分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区	分	申告(更正・決定)額	請求額		
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額	円	円		
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)				
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)				
⑥	特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)				
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)				
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)					
⑩ 法定相続人の氏名	⑪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑫法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑪)	⑬相続税の総額とされる税額	⑭法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑪)	⑮相続税の総額とされる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額(⑬の合計額)	00	⑭相続税の総額(⑮の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑪/1の(⑩+⑪)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑩×1の⑪/1の(⑩+⑪)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)		
b	(④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑦	(①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧	山林納税猶予税額(a-b-⑦)の金額(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)		

(資15-1-3-3-A 4 統一)

改正後

改正前

次 業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 )

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
		円	円
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
	配偶者控除額	③	
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	
	⑥に対する税額	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	
II 精算課税分時	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	
	農地等納税猶予税額	⑮	
	株式等納税猶予税額	⑯	
	特例株式等納税猶予税額	⑰	
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑲	

(資15-1-4-1-A4統一)

(平成30年分以降用)

次 業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 )

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
		円	円
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
	配偶者控除額	③	
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	
	⑥に対する税額	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	
II 精算課税分時	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭	
	農地等納税猶予税額	⑮	
	株式等納税猶予税額	⑯	
	医療法人持分納税猶予税額	⑰	
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰)	⑱	

(資15-1-4-1-A4統一)

(平成27年分以降用)



改正後

改正前

特定贈与者の氏名

特定贈与者の氏名

次 葉

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 - 付 表 1 )

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 - 付 表 1 )

( 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 )

( 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 )

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額 (課税価格)	㉒ 円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	㉓	
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉓)	㉔	
	特別控除額 (㉒の金額と㉔の金額のいずれか低い金額)	㉕	
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉓-㉕)	㉖	
	㉕の控除後の課税価格 (㉒-㉕)	㉗	
	㉗に対する税額 (㉗×20%)	㉘	
	外国税額の控除額	㉙	
	差引税額 (㉘-㉙)	㉚	

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額 (課税価格)	㉑ 円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	㉒	
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉒)	㉓	
	特別控除額 (㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔	
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉒-㉔)	㉕	
	㉔の控除後の課税価格 (㉑-㉔)	㉖	
	㉖に対する税額 (㉖×20%)	㉗	
	外国税額の控除額	㉘	
	差引税額 (㉗-㉘)	㉙	

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(平成30年分以降用)

(平成27年分以降用)

改正後

改正前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
 ( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
 ( 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
 いる場合の計算明細書 )

(平成30年分用)

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	㉑ 円	円
住宅取得等資金の合計額 2	㉒	
住宅資金非課税限度額	㉓	
平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉔	
住宅資金非課税限度額の残額 (㉓-㉔)	㉕	
/		
㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉖	
㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉗	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖+㉗)	㉘	
㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑-㉖)	㉙	
㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉗)	㉚	

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
 ( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
 ( 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
 いる場合の計算明細書 )

(平成29年分用)

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	㉐ 円	円
住宅取得等資金の合計額 2	㉑	
住宅資金非課税限度額	㉒	
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉓	
住宅資金非課税限度額の残額 (㉒-㉓)	㉔	
/		
㉐のうち非課税の適用を受ける金額	㉕	
㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉖	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉕+㉖)	㉗	
㉐のうち課税価格に算入される金額 (㉐-㉕)	㉘	
㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑-㉖)	㉙	

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

改正後

改正前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

( 贈 与 税 - 付 表 3 )

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

(平成30年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕	
	住宅資金非課税限度額	㉖	
	平成27年分から29年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	
	/		
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉙	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉙+㉚)	㉛	
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉛)	㉜	
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉛)	㉝		

(資15-1-4-4-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

( 贈 与 税 - 付 表 3 )

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

(平成29年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉑	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉒	
	住宅資金非課税限度額	㉓	
	平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉔	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉓-㉔)	㉕	
	/		
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉖	
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉗	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖+㉗)	㉘	
	㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑-㉘)	㉙	
㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉘)	㉚		

(資15-1-4-4-A4統一)